

平成 24 年 12 月 10 日開会

第 4 回定例会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
12月10日(月)	
■議長開会の挨拶	5
■町長提案理由の説明	6
12月11日(火)	
休会	
12月12日(水)	
休会	
12月13日(木)	
■一般質問	
・6番議員	25
美波町のこどもの育成について、また今後のこども会活動について	
・3番議員	32
美波町総合計画について	
教育問題について	
・13番議員	43
防災について	
職員の規律について	
・2番議員	47
防災対策について	
小中学校について	

見 出 表	頁
・ 8 番議員	53
津波からの減災・避難対策等について	
有害鳥獣対策について	
・ 11 番議員	60
町立病院と保健センター（仮称）の建設について	
美波町第 2 次総合計画について	
・ 14 番議員	72
対話行政	
・ 7 番議員	79
地籍調査について	
病院事業について	
・ 9 番議員	89
日和佐幼稚園・保育園の地震・津波対策について	
12 月 14 日（金）	
■ 議案審議	91
■ 発議	110
■ 閉会中の継続調査申出書について	111
■ 議長閉会の挨拶	112

平成 24 年 12 月 10 日 美波町議会第 4 回定例会を美波町役場議場に招集された。

1、応召議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人
14 番	山本 正男				

1、不応召議員は次のとおりである。

な し

1、出席議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人
14 番	山本 正男				

1、本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 木里 茂樹

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	濱 浩治
会計管理者兼会計課長	谷口 和江	総務企画課長	磯野 晴幸
住民生活課長	岩瀬 和夫	保健福祉課長	花木美名子
税 務 課 長	丸岡 武	建 設 課 長	鈴木 義勝
産業振興課長	今津 秀貴	消防防災係長	橋本 一晴
水 道 課 長	中林 伸次	住 民 室 長	藤井 隆司
地域振興室長	小坂 進	日和佐病院事務長	岡本 照彦
由岐病院事務長	木本 節	教 育 次 長	海司 広幸
学校教育課長	武田 和幸	社会教育課長	鶴木 敏夫
教育委員長	原田 村美	監 査 委 員	青木 昭夫

【専決処分報告議案】 1件

議案第 67 号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 12 号 平成 24 年度 美波町一般会計補正予算（第 3 号）

【条例議案】 2件

議案第 68 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関するの施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（条例第 20 号）

議案第 69 号 美波町中山間地域定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について（条例第 21 号）

【補正予算議案】 5件

議案第 70 号 平成 24 年度 美波町一般会計補正予算（第 4 号）

議案第 71 号 平成 24 年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 72 号 平成 24 年度 美波町育英奨学金貸付事業特別会計補正予算
（第 1 号）

議案第 73 号 平成 24 年度 美波町水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 74 号 平成 24 年度 美波町病院事業会計補正予算（第 3 号）

【人事議案】 2件

議案第 75 号 美波町赤河内財産区管理委員の選任について

議案第 76 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

発議第 2 号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書（案）

平成 24 年 12 月 10 日（月）

（時に 9 時 00 分）

議

長 おはようございます。本日平成 24 年第 4 回美波町議会定例会
が、招集されましたところ、議員各位には何かとご多忙の折ご
出席下さいましてありがとうございます。只今の出席議員は 13
名です。定足数に達しておりますので、これより平成 24 年第 4
回美波町議会定例会を開会いたします。

（時に 9 時 00 分）

会議に先立ちまして諸般の報告を行います。9 月 27 日四国四
県町村長・議長大会が愛媛県で開催され議長が出席しました。
10 月 2 日平生町議会（山口県）が防災についての視察に来町し
ました。10 月 10 日から 12 日まで、議員 9 名が、東北の南三陸
町などを被災地に視察に行き現地の人の話を聞き、被災現場な
どの地形などを見てきました。10 月 15 日、人吉市議会が行政視
察に来町しました。10 月 20 日南部地区消費者のつどいが美波町
で開催されました。10 月 28 日議会広報特別委員会を開催しまし
た。10 月 29 日、30 日議会広報研修会に議会広報特別委員会の
委員 4 名が参加しました。10 月 31 日、議会広報特別委員会を開
催しました。11 月 6 日、四国地区町村議会研修会が高松市で開
催され議員 5 名が参加しました。11 月 14 日から 16 日、第 56
回議長大会及び白老町の視察に議長が参加しました。11 月 19
日、海部・安芸郡議長会が、高知県知事に要望活動、20 日に須
崎市の防災視察に議長が参加しました。11 月 26 日議員定数につ
いて議会運営委員会を開催しました。12 月 4 日第 4 回定例会の
日程等について議会運営委員会、及び、病院事業特別委員会を
開催しました。12 月 4 日同日、徳島県町村議会議長会定例会が
開催され議長が出席しました。12 月 7 日町内会・自主防災会・
漁業振興会・議会が「東北視察研修の報告」について報告及び
意見交換を行いました。以上で、諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。日程第 1 会議録署名議員の指名を
議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議
員は、会議規則第 115 条の規定により、議長において指名いた
します。12 番新開議員、13 番舛田議員、兩名を指名いたします。

日程第 2 会期決定の件を議題といたします。会期につきま
しては、去る 12 月 4 日に議会運営委員会を開催しておりますの

で、議会運営委員長より、ご報告お願い致します。

寺下議会運営委員長

1 1 番 議 員

おはようございます。議会運営委員長報告を行います。12月4日午前9時より議会運営委員会を開催いたしました。委員7名の出席のもと、理事者側からは影治町長・山路副町長・磯野総務企画課長の出席を求め、平成24年美波町議会第4回定例会に上程予定の議案内容につきまして、慎重に審議いたしました。結果会期は本日12月10日より12月14日までの5日間開催することに決定いたしました。なお今回の議会運営委員会までに提出されている要望書等については10件あり、それぞれ全議員に配布いたしました。議員定数の方向性については、これまで議会運営委員会で協議を重ねてきましたが、11月26日に開催した議会運営委員会において、議員定数については町財政が逼迫する中、議会としても改革を推進することから次期一般選挙より2名削減の12名とする案をまとめ、議長に報告いたしました。なお一般質問の通告は、本日の正午までといたしておりますので、ご承知おき願いたいと思います。以上で議会運営委員長報告を終わります。

議

長

諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月14日までの5日間とすることにご異議ございませんか。

(なし)

「異議なし」と認めます。

よって会期は本日から12月14日までの5日間と決定いたしました。なお、会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますのでご了承願います。

日程第3 町長提案理由説明を議題といたします。本定例会に提出されております議案は、議案一覧表にありますとおり専決処分報告議案1件、条例議案2件、補正予算議案5件、人事議案2件、計10件であります。これを一括して議題といたします。

影治町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町

長

おはようございます。今年もいよいよ年の瀬になりまして、何かと慌ただしくなっております。本日も、美波町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして、ご審議をいただけます

こと大変有り難く存じているところでございます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、専決処分報告議案 1 件、条例議案 2 件、平成 24 年度の一般・特別・企業会計の補正予算に関する議案 5 件及び人事議案 2 件の計 10 議案を提出しているところでございます。

議案説明に先立ちまして、第 3 回定例会以降の町政の動き、また、各課・室における事務事業の進捗状況について、それぞれご報告を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、総務企画課関係でございますが、サテライトオフィス誘致関係では、今年 5 月に事務所を開設した「サイファー・テック株式会社 美波 Lab」については、現在久米所長さんとエンジニア 1 名の計 2 名の方が美波町に住居を構えられて勤務されております。

この夏に、サイファー・テック株式会社と徳島県及び美波町が共催で行った美波町の活性化・課題解決を図る取り組みである大学生らが参加した「アプリ開発合宿 in 美波」で開発したアプリは、徳島県主催のデジタルコンテンツコンテスト「ICT 徳島大賞」で見事に e-とくしま推進財団賞を受賞されました。サイファー・テック株式会社ではこの他にも、観光ボランティアガイドさんへ Facebook の指導や中学生へのホームページ作成や職場体験など、地域と密着した様々な取り組みを行って頂いております。

また、2 社目となるプライマル株式会社については、去る 10 月 15 日に開所式を行い、松崎所長さんと 12 月から東京からお 1 人が来られ、現在 2 名で勤務されております。2 社の方々共に、地域のお祭りや町民運動会にも参加されるなど、住民の方々との交流も盛んに行って頂いております。

今後とも、徳島県や関係機関との連携を図り、新たなサテライトオフィス誘致に取り組んで参りたいと考えております。

第 2 次美波町総合計画策定についてであります。8 月に実施した住民アンケートについては集計が終り、各課ヒアリングなど内部作業についても順次進めております。

また、住民参画の一環として役場若手職員と各町内会から住民の方 1 名にご参加頂き、美波町の地域資源を町外の人などに知って頂くための広報紙を作成することを目的とする合同ワークショップについては 8 月から計 3 回行いました。3 回目となる 11 月 15 日には日和佐地区と由岐地区合同でその成果についての発表を行って頂きました。

子どもたちからまちづくりの提言を頂き、総合計画に反映させるため中学生を対象に行いました「美波こども未来会議」は9月26日に開催いたしております。日和佐中学校・由岐中学校の生徒さん計24名に参加して頂き、町の伸ばすべきところや変えたいところ、将来像について貴重なご意見を頂きました。これらの住民の皆様方から頂きましたご意見につきましては、策定中の総合計画に反映させて頂くことといたしております。

この第2次総合計画の審議を行って頂く第2次美波町総合計画審議会についても、アンケート調査結果などの報告も含め、去る10月30日に第1回目を開催して頂いております。今後総合計画策定まであと3回程度開催される予定であり、最後には町長に対して答申を頂くことといたしております。

病院建設に当たりましては、平成24年6月議会でご承認頂きました「美波町医療体制整備方針」に基づき進めておりますが、現在の進捗状況についてご説明申し上げます。

現在、基本設計及び詳細設計に向けた敷地調査業務、交差点予備設計業務については完了いたしております。また、病院用地関係者とも境界の確定作業も終了し、山の尾根境の確認のみとなっております。

現場の意見を反映させるために行っております病院職員を対象としたワーキンググループについては、第2回目を11月7日に開催いたしております。また、美波町立病院建設検討委員会については、第2回目を10月24日に、第3回目を11月14日に開催し、「美波町立病院整備方針について」を検討委員会の中間報告として提出して頂いております。この中間報告書の内容については、12月4日開催の病院事業特別委員会において説明させて頂きましたが、その概要は、入院が長期にわたる方も見受けられることから、将来病棟の一部を療養病床に転換することが可能な施設として整備すること。病室の構成は4床室を9室、個室を14室としうち1床を感染病床とすること。また、回復期医療に対応するためリハビリテーション機能を設けること。災害時対応としてトリアージスペースの確保に努めることなどとされています。

新病院の運営計画については、1日当たりの入院患者数43人、外来患者数105人を確保するため、医師の確保として常勤医師5名の確保に努めることとされています。また、電子カルテシステムの導入などにより医療の向上と経営の効率化を目指すこととされています。

薬剤部門では病院内で薬を受け取れる院内処方とし、給食調理については民間委託することとされています。

この中間報告を受け、11月27日に基本設計・実施設計発注のための美波町立病院建設設計業務プロポーザル審査委員会を開催し、12月5日に一般公募として公示させて頂いたところであり、今後、第1次審査として設計を希望する業者からの参加表明書の提出審査、第2次審査では技術提案書の提出及びヒアリングを実施し、プロポーザル審査委員会において最優秀者の決定を行い、来年2月下旬には契約を締結する予定といたしております。

建設財源となります地域医療再生臨時特例交付金の交付条件が平成25年度内の工事着手が義務づけられていることから、非常にタイトなスケジュールではありますが、鋭意取り組んで参ります。

来年からの実証運行を目指し、進めておりますデマンドタクシーについてであります。現在運行を委託するタクシー事業者との調整を進めておりますが、運行車両の手配及び配置人員の調整などで少し時間を要している状況であります。従いまして、実証運行につきましては来年2月以降となる見通しとなっております。地域公共交通につきましては、高齢化が進む中、住民の方々の移動手段の確保ということで、早期にその体制を確立するため、この実証運行を含め取り組んで参りたいと考えております。

町内会連合会と自主防災会連合会との合同で行われました東日本大震災被災地視察研修については、11月17日から18日に参加者15名で実施されました。この視察研修につきましては、美波町においても東海・東南海・南海地震の発生確率が非常に高くなる中、ハード・ソフト両面での防災・減災対策が急務であり、特にソフト面においては住民一人ひとりの防災意識の高揚が求められているところであります。このようなことから、今回、住民組織の中核を担う町内会連合会、自主防災会連合会の会長及び役員の方々が被災地視察研修をされました。

研修場所は、宮城県石巻市・女川町・東松島市の3箇所を視察され、実際に現地で復興に携わっている方々から直接、地震災害に対する備えでありますとか、復興についての現状や課題についてお話しをお聞きし、又意見交換もされて来られたと聞いております。

この視察研修は、それぞれの町内会の住民意識の高揚はもち

ろん、東日本大震災の教訓に学び、教訓を生かした減災対策の更なる取り組みに繋がるものと確信いたしております。これを機会に、町・町内会・自主防災会を中心としてより一層の連携を図りながら防災減災対策を進めてまいりたいと考えております。

また、12月7日に開催された美波町自主防災会連合会臨時総会に引き続き行われた研修会では、被災地の視察研修を実施した町内会連合会・自主防災会連合会・議会・漁業振興会の合同の報告会を実施し、各団体からそれぞれの視察内容等について報告がなされ、今後の防災・減災対策について意見交換して頂いております。

今後は、ソフト面やハード面の整備なども含め、危機管理体制の充実に向け行政と住民が一丸となって取り組み、近い将来発生するであろう東海・東南海・南海地震に対して万全の体制で臨みたいと考えておりますので、議会を始め、住民の方々のご協力をお願いするものであります。

友好都市であるオーストラリアケアンズ市との姉妹都市交流についてであります。10月20日に行われました豪日協会30周年記念式典に参加のため、10月18日から10月22日の5日間、副町長と職員1名がケアンズ市を訪問いたしました。現地に到着した日に、ケアンズ市役所を表敬訪問しケアンズ市長や市議会から盛大な歓迎をして頂くと共に、今後とも姉妹都市交流を継続していくことを確認いたしました。また、ブリスベン総領事館ケアンズ出張所在官事務所へも表敬訪問し、今後の姉妹都市関係についてご支援のお願いをいたしております。

20日の豪日協会30周年記念式典では、豪日協会会長を始め市長や市議会議員などの多くの関係者の出席もと、お祝いのメッセージを申し上げ、関係者の方々との交流を深めさせて頂きました。

また、国民文化祭の一環としてアスティ徳島で11月23日に開催されました世界の踊りフェスティバルでも、友好交流ブースを出展して、美波町とケアンズ市との交流をご紹介させて頂いたところでございます。

それと12月18日から来年1月21日までは、ケアンズ市からの奨学生マイケル君が美波町でホームステイし、日和佐・由岐の中学校に通いながら、日本の文化を学び、交流を深めていただくこととなっています。

対話の町政の一環として行っている町政懇談会については、

11月26日に桜町町内会、12月5日に寺込町内会を対象として行っております。これで20町内会の懇談会が終了したこととなり、残りの町内会についても今年度末までには実施したいと考えております。

次に、支所における企画関係であります。交流滞在施設の試作品製作については、2棟予定の内、野田産業有限会社と契約を行った板倉構法による木造工作物設置について、11月初旬に木岐漁港東公衆便所横に仮設給排水整備を含め、完成いたしております。残りのもう1棟につきましても、11月初旬に株式会社つみきハウスと契約を交わし、つみきハウス形式による工作物を年内に設置・納入すべく、資材の調達加工を行っております。

次に、保健福祉課関係では、11月13日に日和佐地区で、11月28日に由岐地区におきまして「町長とわいわい」と題して就学前のお子様を持つ保護者の方々との座談会を開催しました。

座談会では、若者が住みやすい住環境の整備や保育園の早期移転又、現在町が行っております「ももほっぺ事業」では、「初めての子育てで悩みを相談したり、同世代の親子が集う場があり大変良かった。これからも続けて欲しい。」などのご意見を頂きました。町ではこれからも、若者が子育てしやすい環境の整備など子育て支援をしていきたいと考えておるところであります。

次に、産業振興課関係でございますが、商工会関係として、日和佐・由岐両商工会の合併に向け、協議を進めております美波町商工会合併協議会は、順調に協議が行われ、11月20日をもって予定していたすべての協議が整い、日和佐商工会が12月18日、由岐商工会が翌19日に臨時総会を開催し、それぞれの臨時総会での承認を受けるべく事務を進め、来年4月1日の合併を目指しております。

観光関係のイベントとして、9月30日に美波町観光協会主催で大浜海岸及びカレッタ駐車場において、「秋の観光まつり」を予定しておりましたが、台風17号の接近によりやむなく中止いたしました。

10月28日には、第27回国民文化祭の一環として日和佐総合体育館で和太鼓のつどいが開催されたのに合わせ、ひわさ商工際が開催され、午前4時30分受付のアオリイカ釣り大会を皮切りに、全国縁台将棋大会・産直市・徳島インディゴソックスによる野球教室・〇×クイズ等たくさんのメニューが行われ、主

催者によりますと、約 5,000 人の来場者があり大変にぎわったとのことであります。

また、12月8日、9日には、「四国の右下」右上がり協議会が主催する「第2回食博覧会」が、海陽町のまぜのおかオートキャンプ場で盛大に開催されました。今年は、南阿波鍋合戦と題して地元を代表する食材を利用し、各市町の自慢の鍋を出品し鍋合戦が行われました。

各市町の出品鍋は、阿南「活竹鍋」、那賀「あめご鍋、木頭ゆず風味」、美波「伊勢エビ鍋」、牟岐「イカすみ鍋」、海陽「海陽チョウ！元気鍋」の5種類の鍋が出品され大好評でありました。また、第1回食博覧会のテーマとなった南阿波井も大集合し、評判も上々でありました。

またその他のイベントとして、飯泉知事と海陽町出身の料理研究家の浜内千波さんのクッキングショーやマグロの解体と即売会・海南太鼓・フラメンコ・阿波踊り・日和佐太鼓等々、たくさんメニューが用意され、大変にぎわいました。

海部郡3町で組織する南阿波よくばり体験推進協議会が行っている体験型観光や修学旅行受入については、本年度5月から9月までの間に、16校2,004人を受け入れております。10月以降の修学旅行の受け入れ実績としては、10月10日から11日に福山市立新市中央中学校161名、10月16日から17日に福山市立培遠中学校153名、11月2日から3日に同志社国際中学校125名、11月14日から15日に福山市立大成館中学校151名をそれぞれ受け入れました。

今年度の予約状況は、12月に1校84名が訪れることになっております。また、来年度も仮予約を含めて、13校1,797名の予約が既に入っております。

来年3月には、全国ほんもの体験フォーラムが3月16日から18日の3日間、本県で開催されることになっておりますので、今後、ご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、支所における産業振興関係でございますが、まず農業関係では、東由岐・由宇の浜の排水路防護蓋については、9月30日来襲の台風17号により一部破損し、修繕不可能な3枚分については新規に製作し設置を完了いたしております。しかしながら、当該防護蓋については施工後10年を経過し、度重なる塩風・波浪にさらされてかなりの腐食が見られるため、早期の取り替えを実施したいと思っております。

次に、水産関係では、海部上灘漁業振興会が10月30日から

11月1日の1泊2日で、東日本大震災の被災地視察研修を実施し、宮城県石巻市雄勝町等を訪問いたしました。美波町内7漁協の代表理事組合長等が参加し、産業振興課と地域振興室から3名の職員が随行いたしました。

現地の案内役として、雄勝町等の被災した漁村の復興計画業務等に携わっている梵まちづくり研究所代表取締役の吉田道郎氏にご同行頂き、バスの車中は勿論、訪問先各所で適切な説明をして頂きました。

研修では、徳島県で言う漁協の代表理事組合長に当たる雄勝町東部支所運営委員長や現役漁業者をはじめ、石巻市雄勝総合支所の復興推進担当者等からお話をお伺いすることができ、大津波が来襲した時の対応状況や避難所生活の様子、さらには今後の復興計画等について、幅広く学ぶことができたうえに、「被災してからでは遅い、今から準備をしておくべきである。」という助言も頂きました。

雄勝町は美波町と同じく海と山に囲まれた入江が点在し、各湾ごとに集落が形成されておりますが、ある集落では全戸が被災した所もあり、被災した住民の多くが集落を離れ、今も石巻市中心部等の仮設住宅での生活を余儀なくされています。

雄勝支所で頂戴した雄勝未来会議の住民の意向を聞いた資料によりますと、雄勝町の人口は復興後でも被災前の4割程度にまで減少すると想定され、半数以上が町を離れる或いは町に帰らない意向を示しているそうであります。

今回の視察は、美波町も東海・東南海・南海地震の三連動地震が発生すれば、沿岸部では同様のことが起きると予想されることから、漁業等の生業を含め、地域を持続するための対策が今から必要であるという認識を参加者一同が深めたとの報告を受けております。

次に、本町の漁業者をはじめ徳島大学、徳島県水産研究所、ならびに美波町で組織する「美波の海の恵み研究会」で取り組んでおりますヒジキの養殖試験につきましては、今年度は由岐漁港沖合において、昨年よりも規模を拡大して、東由岐と西由岐の両漁協で各1箇所、実施する方向で準備を進めております。

具体的には、50m×55mの枠をつくり、そこに50mヒジキロープを10本設置し、2,500キロの収穫を見込んでおり、ヒジキの収穫・乾燥にかかる作業員を確保して、実際に販売するところまで進めてその製品の評価と事業の採算性を検証したいと考えているところでありまして、出来れば年内に種苗の挟み込み

と沖出しをしたいと、海水温の変化等をみているところであります。

次に、魚食普及ならびにぼっぼマリンの活性化を目的に、水産振興担当と商工観光担当が共同で、11月17日ぼっぼ飲食コーナーにおきまして、ワンデイシェフを行いました。今年3月からぼっぼマリンでは、ハーフセルフの飲食コーナーを開設し、由岐商工会女性部が日替わりで担当者を決め運営しておりますが、その収益は思うように上がらないため、ワンデイシェフ制度を模索することとなり、今回の開催となりました。

メニューは魚食普及を図る目的で、地元で獲れた伊勢エビやアオリイカを使ったポルトガル風リゾットを格安で提供いたしました。当日は大雨にも関わらず23食が売れ、5千円程度と僅かながら利益がありましたので、町の一般会計に収納いたしております。なお、この事業については、今後も由岐商工会と共に意欲的な方の利活用を促進する方向で模索を行いたいと考えております。

次に、観光関係では、今年で22回目となる「由岐伊勢エビまつり」につきましては、由岐商工会を事務局とする実行委員会を実施主体に、例年どおりの10月の第4日曜日である28日に開催致しました。今年度は、前日に暴風雨に見舞われたことによる会場設営のやり直し、販売ブースの反転や個別イベント会場の移動など、大変な状況の中での開催となりましたが、何とか無事に終えることが出来ました。

なお、昨年 of 由岐伊勢エビまつりでデザインを投票募集しました伊勢エビをモチーフとした着ぐるみ「えび一太」も完成し、会場を回ってイベントに花を添えていただきました。

次に、建設課関係でございますが、はじめに町工事について、ご報告をいたします。

外磯線法面改良工事、久望尾野線路肩補修工事は、10月上旬に完了しております。

農業施設災害は、12月12日災害査定の予定です。

7月豪雨により被災した公共土木施設災害7箇所（道路3箇所・河川4箇所）は、11月中旬に工事を発注しております。

公共下水道事業の寺前排水区函渠整備工事は、12月下旬に入札予定であり、入札予定価格が50,000千円を超える見込みとなりましたので、1月上旬に臨時議会でのご審議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

徳島県林業飛躍基金事業の林道新発谷線開設工事は、12月末

から1月初めの発注予定であります。

橋梁架け替え工事の打越3号線1号橋と総屋敷1号橋は、12月末の発注予定です。

橋梁長寿命化修繕計画の一の坂橋と府内1号橋は、1月末の発注予定です。

次に、県工事の主なものについて、ご報告いたします。

先ず、道路関係でございますが、赤松由岐線では、赤松耳瀬での局部改良工事は9月末に発注したと聞いております。

赤松由岐線久望の道路維持修繕は、用地測量を10月中旬に発注し、1月末に境界立会の予定と聞いております。

日和佐小野線・田井ノ浜の現道改良については、元美波荘付近の側溝は、10月末に発注したと聞いております。

日和佐小野線役場本庁前付近大浜寄り舗装工事については、9月末に完了し、役場本庁前通りの両側歩道に避難誘導のための青色LED139箇所と避難誘導灯2箇所設置する工事については、10月末に完了したと聞いております。

由岐大西線の阿部での緊急地方道は、阿部集落のすぐ手前の第1分割は12月末の完了予定と、また西谷橋付近の第2分割は12月中旬の発注予定と聞いております。

由岐大西線の阿部でのお水荘のところとその続きの阿部寄りの測量設計は、10月末に完了し、阿部寄りの用地測量に1月から着手する予定と聞いております。

日浦野田線の道路維持修繕は、12月から用地補償に着手すると聞いております。

日和佐上那賀線山河内西山の玉厨子橋の橋梁修繕工事は、12月中旬に発注予定と聞いております。

日和佐牟岐線山河内明丸の第2展望台付近の道路修繕工事は、11月上旬に発注したと聞いております。

次に河川・砂防・治山関係でございますが、奥瀬川総合流域防災事業の3分割で発注した支線の牟井谷川は、25年2月末の完了予定、樋門は10月中旬、舗装は11月中旬にそれぞれ発注したと聞いております。

河川特改の阿部東川での床止め工事は、10月に再入札を行ったが落札者がなく、12月上旬に再々入札を行っても応札者が無く、不調になったと聞いております。

県営の急傾斜地崩壊対策事業は伊座利小学校裏付近で、擁壁、法面工事は24年度分は10月末に完了し、第2分割は10月下旬に発注したと聞いております

また、県営の急傾斜地崩壊対策事業は、日和佐小学校裏付近で測量設計中で、地質調査を10月中旬に発注したと聞いております。

県単砂防事業の津波避難階段は、東由岐が10月末に発注し、志和岐天王と恵比須浜は、12月初めそれぞれ発注しましたが、志和岐は応札者が無く、不調になったと聞いております。なお、未発注箇所についても、準備が整えば工事発注すると聞いております。

山王谷の通常砂防事業では、用地補償は最終段階に入っていて、12月初めに工事対象者の内諾を頂いたと聞いております。

また、通常砂防事業の北河内本村の県立阿南養護学校日和佐分校及び社会福祉法人柏涛会裏の池ノ内谷で、地質調査を10月下旬に発注したと聞いております。

治山事業で実施している南海地震対策の苦越の防潮堤嵩上げ工事は、9月末に発注したと聞いております。

次に、港湾関係でございますが、日和佐港の海岸高潮対策事業は、南防波堤改修工事の23年度繰越分は、25年1月の完了予定、24年度分は12月中旬発注予定と聞いております。

北突堤基部嵩上工事は、12月中旬に発注予定と聞いております。

昨年9月の台風12号で被災しました日和佐港の一文字堤災害復旧港湾工事は、4月上旬発注しましたが、台風等で遅れて11月中旬に完了したと聞いております。

日和佐港の海岸高潮対策事業は、防波堤改修工事が完了すれば、防潮堤改修工事に着手予定であります。来年度に現計画の見直しが行われる予定で、11月27日に町として県港湾課へ、港内より先に大浜の防潮堤改修についての要望を行ったところでございます。

10月末に発表された徳島県津波浸水想定では、確率千年に1回程度での想定であります。防災構造物設計では確率100年に1回程度での設計が予想され、近代で最大となるレベル1での想定が来年3月に出る予定であり、それを基に計画を見直していくと聞いております。現計画は、東南海・南海地震津波で計画され、大浜の防潮堤を超えないと想定して計画していますが、半世紀以上前に築造された上部コンクリートは、見てのとおりに老朽化により津波の圧力には耐えられないと考えられますので、それに対する強度も含めて、来年度の見直しの中で、町の要望を念頭に検討して欲しいと要望してあります。

次に、地域高規格道路関係でございますが、日和佐道路の田井高架橋付近の 2 箇所 の緊急時に避難可能な通路の防災対策工事については、12 月下旬に発注し、5 月頃までの繰越予定と聞いております。

次に、国道関係でございますが、日和佐川橋耐震補強工事は、来年 2 月の完了予定と、道路照明器具を LED へ取替え等の道路照明設置工事は、11 月に完了したと聞いております。

次に、支所における建設関係でございますが、西由岐 15 号線道路排水改良工事については、11 月初旬に関係地権者の立会を終え、現在、設計・積算を行っております。

次に、漁港関係でございますが、昨年に引続き実施している県営由岐漁港・由岐地区の通称「流れ川」護岸の改良工事については、10 月下旬に前年度からの繰越予算を含めたストックマネージメント事業分及び県単事業分が契約され、現在工事が進められております。

また、流れ川・東由岐側の物揚場護岸及びエプロン部分の機能保全対策工事については、若干設計に手間取っている関係上、発注が今年度末になる見込みであると聞いております。

また、志和岐地区の南防波堤先端部・消波ブロックについては、測量・設計の発注が年明けになる見込みであり、本工事については繰越となる見通しと聞いております。

また、阿部地区・沖防波堤の沈下対策工事等の測量・設計は、志和岐地区の南防波堤、木岐地区の沖防波堤と一緒に年明けに発注する予定としているものの、本工事については、志和岐地区の南防波堤と同様に繰り越すことになる見込みとのことです。

町営伊座利漁港のストックマネージメント調査については、年内に発注すべく設計を進めているところであります。

次に、消防防災課関係でございますが、防災関係では、9 月 27 日に美波町自主防災会連合会臨時総会及び研修会を開催し、8 月 29 日に内閣府が発表した南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定について説明し質疑応答を行いました。また、7 月 29 日に実施した地震・津波避難訓練の反省点などについて協議を行い、保健福祉課から災害時要援護者支援制度について説明を行いました。

総会終了後、引き続き、徳島大学大学院の井若様から「ごっつい由岐の未来プロジェクトについて」と題して、現在、由岐湾内 3 自主防災会が進めているプロジェクトについて発表があ

り、町内自主防災会会員の研修会を行いました。

台風 17 号が 9 月 30 日早朝から接近し、暴風・波浪警報が発令され、警戒態勢を敷いて災害に備えました。この台風により 2 件の家屋被害と由宇排水路に被害がありましたが、人的な被害はありませんでした。

山口県熊毛郡の平生町議会の総務厚生常任委員会 5 名及び事務局が、10 月 2 日に美波町の防災対策を視察するため来町されまして、美波町からは、山本副議長、寺下防災特別委員長、木里議会事務局長、酒井西の地防災きずな会長、沢村西由岐防災会長が出席し、美波町、西の地防災きずな会及び西由岐防災会の取り組みを紹介し、平生町からも、現在の取組状況を紹介していただき、意見交換を行った後、中由岐の急傾斜施設、日和佐浦避難タワーの視察を行いました。

防災対策特別委員会委員ほか議員 9 名と議会事務局長及び町職員 2 名の合計 12 名が 10 月 10 日から 12 日にかけて、宮城県南三陸町、気仙沼市などの被災地の視察を行いました。

消防団幹部会を 10 月 15 日に開催し、美波町消防団の懸案事項でありました地震・津波に対する消防団員の行動マニュアルについて、幹部会及び各分団にて協議を行ってきた震災対応マニュアルを決定し、各消防団員へ配布し、周知を行いました。

危機管理プロジェクト幹事会を 10 月 26 日に開催し、個別危機管理対処マニュアルの取りまとめ、南部圏域津波避難訓練、防災行政無線整備、消防団マニュアル、遺体安置所の選定、ヘリポート工事進捗状況などの議題について協議を行いました。

徳島県から「徳島県津波浸水想定」が 10 月 31 日に公表されまして、美波町の最大津波高は 20.9m（内閣府発表 24m）、浸水面積 5.6km²（内閣府発表 4.7km²）、津波影響開始時間 10 分などとなっており、このデータを基にした美波町のハザードマップの作成を今後行う予定としております。

八郎山に登り、道に迷った男性の捜索のため、牟岐署、那賀署、海部消防とともに赤松分団と山河内分団が 11 月 1 日午後 7 時頃から捜索を行い、無事保護しております。

日和佐地区の 3 号避難路避難タワーが 11 月 7 日に竣工し、11 月 9 日には日和佐中学校全校生徒が避難所巡りオリエンテーリングとして避難タワーに登り、高さに驚いたりしながらも、もしもの時を想定して真剣に登るなど、早々に有効活用されております。

また、平成 23 年度繰越事業の都市防災総合推進事業で実施し

ている防災基地舗装工事の入札を12月4日に行い、八木建設株式会社が10,303,650円で落札いたしました。請負率は83.22%で、工期は平成25年2月22日までの予定です。

美波町自主防災会連合会臨時総会及び研修会を12月7日に由岐公民館で開催し、12月23日開催予定の地震・大津波避難訓練、規約改正、まちづくり住民懇談会などについて協議を行いました。

地震・大津波避難訓練については、今回、自主防災会、消防団などが率先避難者となり、まわりの住民の方々への声かけを行いながら避難することを目的とし、実施することといたしております。

訓練は、午前7時30分に徳島県南部を非常に強いゆれを感じる地震が発生し徳島県沿岸付近では大津波が発生する恐れがあるとの想定で地震・大津波避難訓練を実施いたしますので、広報の折込チラシ等で町民の皆様の多数の参加を呼びかけることとしておりますので、議員の皆様方もご参加をしていただけるようお願い申し上げます。

また、避難訓練終了後には、南部圏域防災訓練が午前10時から海陽町まぜのおかにおいて実施され、大規模災害を想定し、防災関係機関が連携した大規模な防災訓練が実施されます。

交通関係では、9月28日に美波町交通安全協会が主催し、牟岐警察署との共催で秋の交通安全キャンペーンを「道の駅 ひわさ」において実施いたしました。今回は、日和佐幼稚園の園児19名も参加していただき、国道55線を通行していた運転手の方々に交通安全を呼びかけながら、最中とチラシを配布いたしました。

次に、教育委員会関係でございますが、まず学校教育関係では、日和佐幼稚園の園舎ガラスに飛散防止フィルムを張る修繕工事を行い、11月17日に完了しております。

中学生議会を11月19日に開催いたしました。今回は由岐中学校本校及び伊座利分校1年生19名が参加し、防災対策や通学路の安全対策、また定住対策などについて質問を行いました。参加した生徒たちにとって貴重な体験になったと思っております。

また、来年1月3日には、コミュニティホールにおいて成人式を開催することといたしております。本年度の対象者は、男子46名、女子43名の89名となっております。

次に、社会教育関係では、「子どもから大人まで世代を超えて

楽しめる」文化・スポーツイベント関係の各種行事を開催いたしました。

由岐共楽運動会を11月3日に、翌4日には日和佐町民運動会を行い、ともに天候にも恵まれ、多数の町民の皆さんの参加を得て、盛大に開催することができました。

日和佐総合体育館において、第27回国民文化祭・とくしま2012「和太鼓のつどい」DonDoko ウェルかめを11月18日に開催いたしました。

地元「日和佐太鼓創作会」をはじめ、県内で活躍する10の和太鼓チームの競演や、子ども達を対象とした太鼓ワークショップの開催、特別ゲストとして女性だけで編成する石川県出身の「炎太鼓」さんの大太鼓を使ったダイナミックな太鼓演奏が披露され、町内外から来場していただいた皆様方に和太鼓の魅力を存分に体感していただき、大盛況となりました。これを機に、徳島の和太鼓文化が次世代に繋がることが期待される意義のある大会となりました。

また、日和佐公民館3階大集会室におきまして、町民多数のご参加を得て、美波町文化講演会を11月30日午後7時30分から開催いたしました。

NHK大阪放送局のチーフアナウンサー上田早苗さんを講師にお迎えし、「元気に声を出してみる」と題してご講演をいただきました。上田さんは、ご自身のNHK入局当初の失敗談やアナウンサー修行から培った経験を元に声を出すことの大切さについて話されました。普段、テレビを通してしか見ることができない方の生の声に来場者から活発な質問もたくさん出る大変有意義な講演会となりました。

日和佐総合体育館において、12月1日・2日の2日間にわたり、宝くじスポーツフェア「はつらつママさんバレーボール in 美波」を開催いたしました。

元全日本女子やオリンピックメダリストの方々に編成されたドリームチームをお迎えし、初日は、指導者クリニックとふれあい懇親会が開かれ、2日目は、小中学生を対象としたバレーボール教室や地元のママさん3チームとのフレンドリーマッチを行いました。

今回のバレーボール大会を通じた超一流の選手たちとの親睦と交流は、地元ママさんや子ども達にとって忘れられない貴重な体験となり、今後のスポーツ振興を図っていく上でも大変意義深い大会となりました。

第 14 回ひわさ・にこにこ人権フェスティバルが 12 月 8 日に日和佐公民館において開催され、日和佐小学校 6 年生の児童たちが作曲したテーマ曲「友だち」が発表されとる共に、色々な催しや展示、体験コーナーが設けられ、大勢の来場者で賑わいました。

次に、病院事業関係でございますが、12 月 4 日開催の病院事業改革特別委員会において、美波町病院経営改革プラン評価委員会から町長に提出された答申内容についてご報告をさせていただきますが、その答申内容については広報みなみ 11 月号で住民の皆様方に公表したところでございます。以上「諸般の報告」といたします。議員各位のご理解をお願い申し上げます次第であります。

続きまして今議会に提案してご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。

はじめに、議案第 67 号は「専決処分の承認を求めることについて」でありまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件について、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決第 12 号として、「平成 24 年度美波町一般会計補正予算(第 3 号)」であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,440 千円を追加し、総額を 5,003,652 千円とした補正予算といたしております。

11 月 16 日に衆議院が解散されたことに伴い、12 月 16 日を投票日とした第 46 回衆議院議員総選挙が行われるための予算について専決処分を行ったものでございます。

議案第 68 号は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、地域主権改革一括法の施行に伴う関係条例の一部改正を行うものでございます。

地域主権改革一括法については、国においては「国と地方のあり方を再構築する」として、地方分権、地域主権改革が進められる中、昨年 4 月 28 日には第 1 次一括法が成立、第 2 次一括法も 8 月 26 日に成立し、全体で 230 の法律の改正がありました。

一括法の内容は、法令による義務付け・枠付けの見直しと県から市町村への権限移譲となっております。

町では、同法の公布に伴い、各省庁から公布されている「従うべき基準」「標準」「参酌すべき基準」などの基準省令等を踏まえ

て条例改正を行う必要が生じております。

美波町で関係する法律は 11 あり、その内経過措置がなく今年 4 月 1 日から施行が必要となる条例については 3 月議会で提案させて頂き、ご承認をして頂いております。

今回上程させて頂いております条例改正については、来年 4 月 1 日までの経過措置があるもので、来年 1 月 1 日からの施行といたしております。

一部改正を行う条例は、一つ目が「美波町国民健康保険病院の設置及び管理に関する条例」でありまして、利益処分の方法及び積立金の取り崩しについての規定を追加するものであります。二つ目は「美波町土地改良事業分担金徴収条例」でありまして、根拠法となる土地改良法の引用条項の変更であります。三つ目は「美波町営住宅の設置及び管理に関する条例」でありまして、入居者の資格で身体障害者の収入基準など政令に委任していたものを条例で定めたものであります。四つ目は「美波町水道事業の設置等に関する条例」でありまして、利益処分の方法及び積立金の取り崩しについての規定を追加するものであります。五つ目は「美波町下水道条例」でありまして、公共下水道の構造の技術上の基準などを条例で定めたものであります。

議案第 69 号「美波町中山間地域定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について」は、旧赤松小学校教職員住宅を定住促進住宅として使用するための条例制定を行うものでございます。

平成 22 年 3 月に廃校となった赤松小学校の教職員住宅については、国の補助事業である過疎地域集落再編整備事業で改修を行い、平成 25 年 4 月から定住促進住宅として使用することとしていることから、入居者募集を行うに当たり、その設置及び管理に関する条例を制定するものであります。

次に、議案第 70 号から議案第 74 号までの 5 件は、平成 24 年度一般会計、特別会計、企業会計の補正予算であります。

まず、議案第 70 号「平成 24 年度美波町一般会計補正予算（第 4 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 268,093 千円を追加し、総額を 5,271,745 千円といたしております。歳出の主なものは、諸費では負担金補助及び交付金で 9,481 千円、企画費では定住促進対策事業費の負担金補助及び交付金で 1,501 千円、地域情報通信基盤整備推進交付金事業の需用費で 2,400 千円、備品購入費で 2,400 千円、老人福祉費では委託料で

1,653 千円、障害者福祉費では委託料で 2,048 千円、扶助費で 53,040 千円、保健衛生総務費では負担金補助及び交付金で 129,782 千円、水産業振興費では負担金補助及び交付金で 3,640 千円、漁港管理費では負担金補助及び交付金で 4,480 千円、道路維持費では委託料で 1,103 千円、消防費では災害対策費で 4,422 千円、総合的な安全・防災基盤整備事業費では委託料で 24,000 千円、津波から命を守る緊急総合対策事業費では工事請負費で 4,200 千円、由岐小学校費では需用費で 1,445 千円、農業施設災害復旧費では工事請負費で 3,500 千円、林道施設災害復旧費では工事請負費で 1,000 千円をそれぞれ追加いたしております。

議案第 71 号「平成 24 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 504 千円を追加し、総額を 1,360,215 千円といたしております。歳出の主なものは、職員手当等と、一般被保険者及び退職被保険者の療養費負担金、高額療養費負担金の追加であります。

議案第 72 号「平成 24 年度美波町育英奨学金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 720 千円を追加し、総額を 24,240 千円といたしております。これは、貸付決定者が当初予定の人数を上回ったことによる貸付金不足分の追加であります。

議案第 73 号「平成 24 年度美波町水道事業会計補正予算（第 2 号）」は、資本的支出に 700 千円を追加し、資本的支出の合計を 68,794 千円とした補正予算であります。これは、老朽管取替工事に係る経費の追加でございます。

議案第 74 号「平成 24 年度美波町病院事業会計補正予算（第 3 号）」は、補正額はなく、収益的収入の収益項目を組み替えた補正予算であります。収益的収入で、一般会計からの普通交付税分の繰入金など 129,782 千円を追加し、同額を入院及び外来収益で減額した予算であります。

議案第 75 号「美波町赤河内財産区管理委員の選任について」は、赤河内財産区管理委員 1 名の欠員に伴う補充選任について、美波町赤河内財産区管理会条例第 3 条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案第 76 号「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて」は、人権擁護委員のうち委員 1 名の任期が平成 25 年 3 月 31 日で満了するため、その委員の再任の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

以上、提案しております議案の概要をご説明申し上げました。
なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいた
させますので、ご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますよ
うお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。
どうぞよろしくお願ひいたします。

議

長 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会しま
す。ご苦労様でした。

(時に 9時00分)

12月13日（木）

（時に 9時00分）

議長 おはようございます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、休会前に引続き本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問を行います。一般質問の通告者は9名です。通告順に発言を許可します。

6番 丸龍議員の一般質問を許可します。

丸龍議員

6番議員 おはようございます。早いもので今年も残すところ後わずかとなりました。現在、衆議院の総選挙が真っ只中でございます。今後の国政を占う大変大事な選挙であると私自身位置づけをしているところでございます。そのような中、その観点から現在いわれている安心・安全、また少子化問題等々の問題もございます。今後この美波町の子ども達、また子どものために今回一般質問をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは質問をいたします。東日本大震災以来、地域の絆の強さの重要性を思い知る日々が毎日続いているところでございます。そのような状況下におきまして、地域密着型で社会教育団体であるこども会の存在の重要性は大変とおかれているものと現在感じているところでございます。現実といたしまして、様々な問題を抱えているものも事実でございます。近年子ども達の遊び方が集団から個に、また外から内に変化し、その成長過程における体験不足から社会性を伴わない子ども達が増加しているのも事実でございます。そこで本日は大きく1点美波町の子どもまた、こども会の育成について、また今後のこども会活動について質問をしたいと思います。

その中で小さく4点分けてお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。まずはじめ1点でございます。子ども主体のこども会活動についてをお聞きしたいと思います。本町では子ども達の体験不足やコミュニケーション能力の低下等が現在指摘されているところでございます。俗にいうお兄さん・お姉さんの存在がなく、地域社会の中でいい年齢の子ども達同志がボランティア活動や、また文化活動・地域活動などさまざまな活動に関して、その活動ができていないと考えられるところでございます。そこでジュニアリーダー、シニアリーダーの育成、また取り組みすなわち子ども主体のこども会活動にしてはいかがでしょうかということでございます。町当局のお考えをお聞かせ願います。またその企画立案につきまして

も、子供同士でできればいいと私自身も感じておるところでございますので、お答えをよろしくお願いを申し上げます。

2 点目でございます。子ども会交流事業についてお聞きします。現在本町では子ども交流事業が 1 つもございません。数年前まではオーストラリアケアンズにおきましての交流事業、また沖縄恩納村との交流事業がございました。しかし現在は 1 件も交流事業がございません。今後どのように交流事業を行うのか、行わないのか、町当局のお答えを求めます。交流事業に關しましては、自主性・協調性・地元愛を育むのも、また指導者の育成・情報交換の場としても交流活動は必要ではないのかと私自身考えております。町当局のお考えを求めます。

続きまして 3 点目でございます。安全と向き合う子ども会活動についてでございますが、3.11 の東日本大震災以降、防災また学校での危機管理等がキーワードになっております。危険予知から危機管理へと一步を進め、子ども達の生命・命にかかわるような場面に遭遇した時に、適切な対応ができるのか、できているのか、またそのようなことを起こさないために何ができるのか、そのような中で子ども会の活動の中でも楽しさの中から危機管理を学ぶワークショップまたアイスブレイキングを兼ねたレクレーションから参加者同士がお互いを学ぶと、そのような子ども会活動ができないか、それもお聞きしたいと思えます。

続いて 4 点目でございます。子ども会同士での弁論大会を行ってはどうかということでございます。現在本町では中学生の間では弁論大会を行っているとお聞きをしておりますが、本町美波町における各小学校での 5 年生 6 年生の弁論大会を行ってはどうかということでもあります。毎年 1 回町長なり教育委員会なりが、テーマを決め、各学校で予選を行い、本選で出場者を決め、本町主催の弁論大会を行ってはどうかということでもあります。まとめる能力・伝える力、学校以外でも育むことができるすばらしい子どもができるのではないかと私自身思っております。やはりそのような機会がかならずや子どもには必要ではないかと、私自身は考えておりますので、その 4 点子ども会活動についてを、町当局からの答弁をもとめます。よろしくお願いを申し上げます。

議 長
社会教育課長

鶴木課長

私からは美波町の子ども達の育成について、また今後の子ども会活動についてお答えをいたします。まず 1 点目の子ども主体

の子ども会のためについてであります。現在美波町の子ども達が地域の人達と共に、様々な活動を通して経験をつみ、心身の健全な育成、豊かな心とたくましく生きる力を見につけることを目的に、町内 23 地区の単位

子ども会に町内小学校児童 294 名全員が会員参加する美波町子ども会連合会におきまして、子ども会活動に取り組んでいただいております。近年の活動状況としましては、昨年度は親子歴史ハイキングや消しゴムはんこ教室、今年度は美波夏塾として親子で楽しむシャボン玉や金魚すくい、橘湾火力発電所の見学やわくわくキャンプの実施、また町を越えた活動として子ども会阿南市・美波町交流うみがめ学習会として、本町の子ども会 10 名が参加し、阿南市の子ども達との交流も深めており、今年度中に子ども映画界や防災センターの見学も行う予定となっております。一昔前まで子ども達は各地区の公民館に集まり、宿題や夏休みの行事計画を子ども達同志で考えたり、下級生の面倒を上級生が見たり、そこでは缶けりやおにごっこなど自分達で遊びを考え、近所のお兄さん・お姉さん・大人たちと繋がりながら心とからだ・創造性・社会性を見に付けていたのが、近年では過疎・少子化による児童生徒数の減少や子ども達を取巻く社会環境も大きく変わり、本来の子ども会活動が思うにまかせられないのが現状といえます。現在各単位子ども会において、夏休み行事計画やラジオ体操・花火大会などのレクレーション・清掃奉仕活動も行われていますが、町子ども連合会の活動としてはイベントに子ども達が参加する体験活動が主となっています。子ども主体の子ども会のためには、もっと子ども達からの要望を聞いたり、子ども達が自主的に考え、創造する場や機会の提供に努める必要があります。今後子ども会の運営のあり方について役員の皆様・学校・PTA の皆様とともに検討してまいりたいと考えております。

次に子ども会交流事業についてでございますが、子ども会交流事業につきましては、沖縄県恩納村と昭和 52 年 4 月に姉妹都市提携以来、昭和 56 年度から恩納村子ども会との県外交流研修として、隔年相互に派遣し交流を深めてまいりましたが、平成 22 年度をもって終了しております。恩納村子ども会との互いの地域のよさをいかした自然体験や新しい友達との交流活動は、自主性や協調性・郷土を愛するところを育みながら、子供同士が地域を越えて繋がる大変意義深い子ども会活動であったと思います。町外子ども会との交流活動につきましては、今後町子

ども会連合会と共に協議しながら模索してまいりたいと考えております。

次に安全と向き合う子ども会活動についてであります。学校教育において、地震・津波を想定した避難訓練など、防災教育などを推進しておりますが、子ども会活動中も突然の自然災害や事故の発生を想定しておかなければなりません。災害や事故がおこったときや、その未然防止のためには活動の企画団体から現地の避難経路、場所の確認や物品の準備や危険防止・事故対応をどうするか、活動の中止や避難の決断をいつどこのように行うのか、また子ども達にも避難経路・場所などを事前に伝えるなどの事前準備が考えられます。子ども会活動を行う場合は、安全への配慮を十分検討したうえで実施してまいりたいと考えております。

次に弁論大会についてであります。本町におきましては、小学生を対象とした弁論大会は開催されていませんが、今後開催についてご要望やご意見を確認させていただきながら、対応を考えさせていただきたいと思っております。以上です。

議 長
6 番 議 員

丸龍議員

自席から再問をさせていただきます。鶴木課長からの答弁をいただきました。もう少し一歩踏み込んだ答弁をいただけるのかなあと思っておりましたが、再度再問させていただきます。まず子ども会、子ども主催の子ども会でございますが、やはり現在本町ではジュニアリーダーまたシニアリーダーの育成、それが十分でございません。今後ジュニアリーダー・シニアリーダーの育成が必要不可欠だと私自身考えております。もし可能であれば教育長の答弁をいただきたいと思います。

また子ども会交流会事業でございますが、答弁のとおりやはり見聞を広めるためにも小さい時から違う県・違う国で、その地域の必要性をまた県民性・町民性を勉強するためにも交流事業は必要不可欠だと私自身考えております。その点につきましても再度ご答弁をいただきたいと思います。

3 番目でございますが、安心と向き合う子ども会活動、課長は情報等々また子どもの立場にとった必要性というふうな答弁もございましたが、もうひとつ踏み込んでアイスブレーキング、すなわちワークショップ的な手法を取り入れた研究交流会を行ってはどうかと私自身考えておりますが、それにつきましても答弁をよろしくお願いを申し上げます。

また弁論大会でございますが、これも私自身将来子ども達が

自主的に、またいろいろな場面で発表できるというふうな機会をもたしてやったらすばらしい美波町の子ども達が育つのではないかと私自身考えております。再度答弁のほどをお願いいたします。

教育長

それではジュニアリーダー・シニアリーダーに関しましてご答弁させていただきます。子ども会活動につきましては従来から活動されておりまして現在にいたっておりますけれども、その間でジュニアリーダー・シニアリーダーという言葉はよくお聞きはしておりますが、育成は図ってはどうか、図ってはどうかということで要望がだされているというふうに理解しております。子ども会ですけれども、地域の単位子ども会がございまして、その集まりとして町子ども会連合会がございまして、単位子ども会は学校の中で各地域別の編成を組んで、それぞれに夏休み・冬休み・春休み前には休み中の催しについて子ども達で話し合い、で活動計画を決めて保護者の皆さま方とも連携を取りながら、その仲立ちをしているのが学校ですけれども、そのようなかたちで自主的な活動をやらせていただいております。その時にはやっぱり高学年が主になってリーダーとしての活動をしてくださっております。ここでいうジュニアリーダー・シニアリーダーになりますと中学生・高校生ということになります。これの育成につきましては、中学生になりますと活動が小学校から離れていきまして、地域子ども会との繋がりがなくなり、その後クラブ活動もはじまりというような中で、子ども会活動に出てくる機会というのがなかなかございません。シニアリーダーにつきましても、なお離れていくというような状況であります。たしか沖縄の恩納村の子ども会活動の中ではそのような人が来て、お手伝いをしてくださっているというようなところも見させていただきましたけれども、今美波町の中でそういう組織をそういうかたちをつくらうとすれば、何か子ども達・地域子ども会の子ども達のリーダーがよってきて、町の子ども会を継続的に定期的に会をしたりとか、子ども会を盛り上げるためにどうしたらいいかというような会をしながら、その中に中学生も入っていたたいて、あるいは高校生も入っていたたいてというような関係をつくらなければ、なかなかその組織の循環、子ども会を出たものがジュニアリーダーに、ジュニアリーダーを卒業したものが今度シニアリーダーにという循環が作れないのではないかとというふうに考えてお

ります。今現在たちまち循環をつくりような活動ができるのかというところですが、これにつきましては学校との協力ももちろんですが、まずその母体となります協議会、町子ども会連合会あるいは子ども会との意見のやりとりをして、そのような取り組みに進めていかなければできないのではないのかなというふうには思っております。ただちにそれはできるかどうかということにつきましては、この場でたちまち申し上げることができませんが、そのような活動のあり方につきましては、これから一度ご相談申し上げていくということでご理解いただけたらと思います。

続きまして交流事業についてですが、先ほど申しあげました恩納村の交流で約、各年で20名の子ども達が定数としてはお伺いしたりして、体験活動をしておりました。平成22年を最後にその活動はやまっておりますけれども、その後たしかに活動はできておりません。あと小さな活動としては青少協のキャンプでありますとか、子ども会での活動に絞られております。先ほど県外というようなお言葉も入っておったんですけれども、体験活動につきましては何かできるものがないかということでは、模索しようとか、なんか探してみようというようなことではご答弁さしていただいております。それがたちまち県外なのか、どのような活動なのかというのは、活動内容を検討した中で考えていかなければならない部分もあると思いますので、その辺もお話をしながら、これからの方向を見定めていきたいと思っております。

それから発災時の対応というような防災関係のことですが、これはおそらく子ども会で防災学習をしたらどうなというようなご発言じゃないかと思っております。ワークショップということなので、実際に指導者を得て、子ども会で何か防災に対する、学校では防災教育をしておりますけれども、また離れた違う環境で防災教育を子ども達にほどこすということで、これもその町子連の取り組みとして、何か事業計画に入れて取組めばそれほど難しいことではないのではないか、いう風に思っております。

あと弁論大会ですが、これは5・6年生というイメージでおっしゃってくださっております。その趣旨とするところ非常にまとめる能力・伝える能力というようなところは非常に効果といいますか、意義深いものがあるとは思っておりますが、学校でやっぱり授業をやっている学校、学校教育の中でほうい

う弁論大会の何ていうんでしょうか、その作文といいますか、ものを皆から吸い上げてこなければ代表者を選んで、こう各校代表の弁論大会をするということはきっと難しいと思うので、そこについては学校とのどういうほの授業の関係でありますとか、やり方についてご相談さしていただけなければ、この場でどうということはちょっと申し上げにくいというふうにご理解いただけたらと思います。以上です、よろしくお願ひします。

議 長
6 番 議 員

丸龍議員

今、教育長からも答弁いただきました。子ども会活動は現在本町はですね、やはり大人が企画・立案をして、その中に子ども達がついてくるようなかたちになっているように私、今思っております。単位子ども会では活動はしていると、教育長答弁ありました。その中で単位子ども会から大きく子ども会、町子ども会に関してひとつやはり旧由岐町・日和佐町、また新しく入った単 P の小学校等ともございますが、そののところも含めまして、やはり私自身三位一体で学校・PTA また子ども会保護者、役割分担を決め、その中で子ども会活動は必要ではないかと私自身思っております。やはりこういうふうな現在世の中では高齢者等々にどうしても目が向けられておりますが、今後よく町長がいわれております子ども達は町の宝だといわれておりますが、その中でやはり目を向けるというのが現在必要ではないかと私自身は思っております。

また教育長おっしゃられた弁論大会ではございますが、ある程度毎年テーマを決められまして、町長なり教育長なりまた教育委員さんも含まして、そのようなテーマを決めていただきまして、議論するのも弁論大会をするのも私はひとつの方法ではないかと思ひますが、再度そのところご答弁よろしくお願ひをいたします。

議 長
教 育 長

教育長

お持ちのイメージというのはきっと町長杯でありましたりとか、なんかほういうようなものを持って行うというようなイメージなんだと思ひます。テーマというのは美波町に関するようなテーマを子ども達に考えさしたらどうだというようなことをおっしゃってくださっているのだとは思ひしております。その方向性っていうのはすごくよく分かっております。ただほのなんて申しますか、作業的な部分で強引にこう押し込んでいくということもなかなかできにくい作業だと思ひるので、その辺につきましてはやはり現場であります学校、子ども会のメンバーを全

て抱えているという立場ですけれども、その学校とご相談をして、その中で前向きな方向ではご相談を当然ながらさせていただくんですが、その結果を持ってまた判断をさせていただけたらと思っております。

議長 6番 議員 長 丸龍議員
最後でございます。いろいろ答弁をいただきました、どうぞ前向きにご検討をお願いいたします。現在子ども会の力、また子ども達の力が大変弱まってきた原因といたしまして、少子化・子どもの多忙化また大人の無関心などが私自身挙げられると思います。地域における子ども会活動の一つ一つは子ども達に豊かな感性を育み、次世代へと着実に受け継がれる活動だと私自身考えております。現在いじめ・不登校等々さまざまな問題が取りざたされておりますが、子ども会活動の中から子ども達の心・からだ・想像力・社会性のまた豊かな成長に繋がるものだと私自身感じております。今後、行政の力また地域のみなさんの力をいただきながら、本町の子ども達の健やかな発達・発育を願って私の一般質問を終わります。以上です。

議長 長 以上で丸龍議員の一般質問は終了しました。
続いて3番影山議員の一般質問を許可いたします。
影山議員

議長 3番 議員 おはようございます。私は2点質問させていただきます。まず1点、美波町総合計画についてお尋ねいたします。このことについて、先の9月議会において向山・寺下両議院が質問されたところではありますが、改めて私からも質問させていただきます。この計画は変化する社会情勢に対応しつつ、美波町の町民と行政が協働して豊かな明るいまちづくりを行うための道しるべとして計画されると示されております。計画期間は平成20年度から平成24年度までの5ヵ年となっており、まもなくその期限がこようとしています。町長は現在の美波町総合計画、どのように評価しているのかまずお尋ねします。

続きまして子育て支援のまちづくりについて質問いたします。本町の現状課題のトップに人口減少・少子高齢化対策を掲げております。また本町を取巻く現況の一つに人口の減少・世帯人員の減少・核家族化・高齢夫婦・高齢単独世帯の増加・若年人口の流出と高齢化率の上昇と人口問題を上げて、町の総合計画施策の重要プロジェクトの一つに子育て支援のまちづくり、子育て支援事業をうたっております。町が反映を続けるためには、出生率をあげて人口減少を食い止める必要がある思い

長
町長

ます。来年度からはじまる10年間の第2次美波町総合計画を現在策定中とのことですが、第2次美波町総合計画では子育て支援事業はどのように計画しているのかお尋ねいたします。

それでは私の方からただ今のご質問に対してご答弁をさせていただきます。まず美波町総合計画、平成20年度から24年度までの5カ年計画をどのように評価しているかというようなことですが、事業につきましては多岐に渡って計画をされておるわけですが、その中で完成・完了したもの、それから事業実施中のもの、それと事業着手はまだできていないけれども、事業計画が決定し次年度以降実施する予定となっているもの等を含めると、現計画についての評価、各分野について概ね成果を上げているのではないかとこのように考えております。まず総合計画の中にはプロジェクトの事業と、それと基本計画がございます。両方とも6項目ほどございます。簡単に申し上げますと主要事業いわゆるプロジェクト的なものにつきましては、1番目といたしまして防災関係事業、二つ目といたしまして地域医療・地域福祉、三つ目といたしまして定住交流事業、四つ目が公共交通、五つ目が子育て支援、六つ目が活力ある産業づくりというふうになってます。その一つ目の防災関連でございますけれども、その中には防災無線の整備・統合等があげられておりますが、これにつきましては平成25年度、来年度から実施予定ということになっております。また未着手ではありますけれども、まあ計画は決定しているというようなことがございます。それから自主防災組織の育成、その取組みということで、数年前まで約60%であったものが平成20年度末で100%になったというようなことで、組織率の上からは完了しているのかなあというふうに考えております。それから耐震調査や耐震改修につきましても順次行っているところでございます。次に地域医療・地域福祉の面でございますけれども、これは一番大きな問題が各両病院の早期建て替えというようなことがありましたけれども、これにつきましてはご存知のように平成28年4月の開院を目指して現在進行中でございます。また定住交流につきましては、各地域の特色ある交流ということで、地域づくりの推進条例でありますとか、各種の施策を用いて交流事業を行っているというようなことですが、これにつきましては定住件数がそれほど伸びてないということで、今後のまた課題であろうかなあというふうに

分析をいたしております。次に公共交通でございますけれども、計画の中にはコミュニティバスっていうようなことで書いてございますけれども、これにつきましては昨年度タクシー補助を行うと同時に、来年の2月からデマンドタクシーの実証実験も行うというようなことにいたしております。五つ目の子育て支援でございますが、これにはいろいろ育み等からございますけれども、今年の10月から医療費の無料化を小学校6年から中学校3年まで延長さしていただいたというようなこともございまして、今後とも子育て支援については検討そして取り組んでいきたいというふうに考えております。六つ目の活力ある産業づくりでございますけれども、これにつきましては地域資源を活かした産業の創出というようなことがございまして、今年度から農業に関しましては薬草のミシマサイコ作りに取り組んだところでもございます。また漁業につきましてはひじきの養殖の実証実験に一昨年から取り組んだというようなことでございます。そして一番大きな成果といたしましてはサテライトオフィスの誘致が2件実現したというようなところでございます。でまた一方プロジェクト事業以外にはですね、基本計画の中で基盤整備というのがございますけれども、これにつきましては橋梁の長寿命化工事でありますとか、高度情報通信網の整備、いわゆるケーブルテレビ関係でございますけれども、それもできあがっております。二つ目の生活環境の整備におきましては、下水道工事、これは志和岐の漁業集落排水が完了をいたしております。また公共施設の耐震化も準じ行なわさしていただいておりますし、避難場所の整備も行なっているところでございます。産業振興につきましては先ほど申しました3点ができあがっているといえますか、取り組まさせていただいているというようなところであります。次に教育文化につきましても、日和佐小学校の新築それから中学校のグラウンドの夜間照明の設置でありますとか、ITを活かした情報教育の充実等を実施いたしましたところであります。保健・医療・福祉の充実につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。次に地域自治行財政運営につきましてもありますけれども、これは持続可能なまちづくりの一貫といたしまして、数値で申し上げますと例えば財政数値で申し上げますと、公債費比率が合併当時は14.1でございましたけれども、平成23年度の数値は5.8となっております。8.3ポイント減少いたしております。また実質公債費比率も合併時は14.9でございましたが、23年度末では8.0ということで6.9ポ

イント下がっております。また地方債の残高、借金でございますけれども、これも合併時 6,670,000 千円でありましたものが平成 23 年度末には 6,060,000 千円ということで約 600,000 千円減少をいたしております。一方で基金残高でございますが合併時 2,170,000 千円であったものが 23 年度末では 3,280,000 千円で約 1,100,000 千円の貯金をさせていただいたというようなことで、後年度の事業負担また財政負担に耐えられるような弾力的な財政が行えるというように財政運営にも気を配ってきたところでございます。こういったところで議員がご質問にありました子育て支援につきましては、今後まちの将来を見据えた時に今現在非常に自然減が多ございます。でこの 6 年と 7 ヶ月間ぐらゐの間で約 1,100 人人口が減少しておるわけでございますが、年間平均いたしますと約 160 名というふうになっております。この中でいわゆる自然減という死亡と出生の差というのが 120 から 130 人となっております。ですから約 60%いわゆる減少している 160 人の内の 60%強については自然に減っているというようなこととなります。その他の 30 数%については社会減といわれる分でございます、それはいろいろな事情によりまして、転出が転入を上回っているというようなことでございます。転入・転出とも例えば平成 23 年度を申し上げますと、転入は 161 名でございます、転出は 208 名となっております、47 名外に出ているということになります。一方出生は 35 名でございます、死亡は 136 ということで昨年は約 100 名の自然減ということになっております。このような状態でございますので、私が常常申し上げておりますように、子どもがいわゆる子育てがしやすい町づくりを推進したいというふうに考えておりまして、その一貫としていろいろな面で子育て世代に光をあてると思いますか、そういったことが取り組みの中でできないかというよう今考えておるところでございます。議員おっしゃるよに第 2 次の総合計画の中における子育て支援のあり方につきましては、今現在審議会の方でそれを諮っていただいているというような状況でございますので、その審議会の答申を待って、私の考え等もあわせましてこの 2 次計画っていうのを作らささせていただこうと思っておりますので、内容についてどのようなご質問でございましたけれども、そのことにつきましては審議の中を待つというようなことでご理解をいただければと思います。以上でご答弁とさせていただきます。

議

3 番 議

長 影山議員

自席で再問させていただきます。今町長から第1次の5カ年計画の成果について概ね成果を上げているというようなお話でございました。この計画は第1次は5カ年であったわけですが、第2次の総合計画は10カ年とされておるようでございますが、このように急激に変化する社会情勢の中で10カ年というのはちょっと長いなあという感じもいたしますが、5カ年計画から10カ年計画に期間を2倍延長されたその理由についてまず再問いたしたいと思えます。

それからこの第2次の計画について株式会社ぎょうせいに6,377,700円で委託契約をされているということを先の議会において報告がありました。かなりの高額かと思えますが、その内訳をどのようになっているのかお伺いしたいと思います。それから先の9月議会の中で答弁もありましたんですが、子育て支援として今後保育料の減免等も含め美波町独自の施策を検討していきたいというような答弁がありました。町長の口からも美波町独自のというか、特色あるかと思いついた施策として無償化も視野に入れているというような言葉も聞いたような気がいたします。無償化ということでできたならなあ、そしてその期限は次の第2次計画においてこの無償化を実施されたいかと思えます。小中学校は義務教育化でありまして、教育で無償、それから高校の無償化を実施しております。ただ幼児教育だけが有償で家計のかなりの負担になっております。聞くところによりますと毎月4万円を超える保育料を払っている家庭もございまして、かなり子育てが厳しい状況下であります。代役につぐようなかなりの年間にしても負担がかかるというような状況でありますので、子育てが大変であるという、また今回衆議院選においても各党は少子化対策子育て支援の幼児教育の無償化をとらえているところが多々あります。ということで無償化また第2次計画の当初からそれを組み入れて願いたいと思うところではありますが、どうでございましたか、よろしくお願ひします。

議

総務企画課長

長 総務企画課長

影山議員ご質問の「ぎよせい」の委託費の内訳でございますけれども、研究員の手当で2,380千円、調査研究費で1,200千円これはアンケートの集計とか分析にかかるものでございます。それから資料作成費で250千円アンケートなどの印刷費です。それから報告書等の作成になっております。それからアンケ

一ト封筒の印刷費で 62 千円、それから印刷製本費でこれは総合計画の出来上がりの冊子の印刷でございますけれども、これが 1,467 千円、それで管理費として 539,900 円、それで合計で小計で 5,930 千円といたしております、それから消費税で 300 千円程度かかりまして、それからアンケートの発送・回収費で 350 千円ということで合計で 6,531,500 円という見積もりとなっております。以上です。

長 町長

長 計画の 5 年から 10 年へと理由についてでございますけれども、総合計画自体はもともと 10 年が一般的でございます。合併当時っていうこともございまして、当時の町長のお考えで激変しているときというようなことで 5 年にさしていただいたというようなことございまして、また元に戻さしていただいたというようなことでございます。長期的な展望というような町の計画でございますので、10 年スパンということでございます。

それから保育料の減免につきましては、今は内部で検討中でございます。それを無償化するかどうかっていうのは大きな議論のあるところではないかなあとはいうふうに思っております、いわゆる保育につきましては原則保育にかけるっていうような条件の中で預らさしていただいております。美波町の場合は待機児童はございません。ですから条件を整えば全て引受けさしていただくということにはなっておりますが、それを全て無料にするかどうかっていうことについてはしばらく協議であったり、ちょっとこうさしていただかないと今この席でということでは申し上げれないというふうに思っております。各党が政権の公約マニフェストの中でそのようなことを入れられているというのは承知しておりますけれども、そうなった場合に今現在その保育にかかる費用的なものは町費の方で持っておりますので、それが使用料による収入といわゆる一般会計の一般財源で賄っておりますから、その財源がどのようになるのかなあというふうに思っておりますけれども、例えば国の方でその費用を見ていただけるっていうふうになれば、それはまたそのような対応ができるのかなと思っておりますけれども、現状の場合ですともう少し検討さしていただかないと答弁はいたしかねるかなあというふうに思っておりますが、議員おっしゃられるように第 2 次の総合計画、平成 25 年度から始まります。子育て支援につきましてもできるところからというような視点・考えておりますので、どのようなかたちでその保育料に限ったもので

はございませんけれども、どのようなところからできるかというのは今現在内部協議中でございますので、何らかのかたちが平成25年度の町の予算また施策に反映できたならなあと思っておるところであります。

議 長 影山議員
3 番 議 員 今総務課長また町長からるる説明がありましたので、よく理解できたかと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

最後ですが、子育て支援についてこの12月11日の徳島新聞の社説の冒頭にこんな言葉がありました。安心して子どもを産み、育てられる環境作りをどう進めるか、政治が最優先でとりくむべき課題であると。それから私の考え方を最後に述べさせていただきます。町の活性化対策、また町存続のためには何と云っても課題は人口問題であります。町全体で子どもの育ちを支援すること施策が大事であります。そのためにぜひ来年度から始まる第2美波町総合計画の当初から保育料の無償化をお願いし、第1問の質問を終わります。

議 長 影山議員
3 番 議 員 続きまして教育問題についてお伺ひいたします。11月末に文部科学省はいじめ緊急調査結果を発表しました。全国の小中学校と特別支援学校が今年4月から9月に実施したいじめは134,054件にあがり、約70,000件だった2011年度の2倍以上に急増しています。徳島県内でも半年間で630件に達し、11年度の1.8倍になりました。学校や教育委員会の隠ぺい体質が厳しく批判された大津市の中2男子自殺を受け、現場が掘り起こしを進めた結果だろうとも報道されています。そこでお伺ひします、いじめ・不登校の防止と対応について教育委員会の見解を求めます。

次に児童・生徒間のいじめを防ぐうえで、いじめ対策に関する教員研修・道徳教育・人権教育が有効であると考えている市町村教育長が大半を占めているところであると、ある新聞社の調査結果で分かりました。このことについても見解をお伺ひします。またいじめ問題が発生したら、どんな手立てをうたなければならないか、最後に教育委員会の会議録公開についてお尋ねいたします。議会の会議録については、議会公開の原則により閲覧請求があれば特定の理由がない限り、住民の閲覧請求を拒みえないとして本町においても会議録を広く住民に閲覧しているところでもあります。さて、教育委員会の会議録であります、教育委員会の会議録についても同じように閲覧請求権が認められ

る判例もあり、情報公開の要求が高まっている今日、すでに多くの自治体でインターネットによる教育委員会の会議録も公開しているところではありますが、現在のところ我が町の教育委員会のホームページにはこの会議録は掲載されていない状況であります。教育委員会の会議録についてホームページ等に掲載のお考えが終わりかどうか、またこれまで公開していない理由が終わりでしたらお知らせいただきたいと思います。

教育長

それでは私の方からは質問要旨の1から3までをお答えさしていただきまして、4点目に付きましては教育次長からお答えさせていただきます。

それではお答えさせていただきます。いじめの防止と対応の方策につきましては、日頃の指導と早期発見、早期対応に当たること、どの学校、どの児童生徒にも起こりうる問題として、常に注意を払い、全職員で対応することが重要と考えております。そのためには、児童生徒に絶えず声かけを行い、職員間の情報交換を随時行う。いじめについての訴えや情報があった時は、軽視することなく、事実関係の把握を正確かつ迅速に行うなど、対応に努めることとしております。また、保護者の皆さんや、地域の協力を得ることも日頃からの取り組みとして大切に取組んでおります。

次に、不登校の防止と対応の方策につきましても早期発見、早期対応が重要で、学校現場では休みがちになった児童を、早い段階で保護者の協力を得ながら、無理矢理に登校させたことでその後、不登校にならなかつたという早期対応による不登校防止の経験を持っています。しかし、初期段階を過ぎてしまうと、登校刺激を控える時期を迎えて、強引な対応はできなくなり、思春期外来への受診や診断結果をふまえた対応となって、長期化することが懸念されます。未然に防ぐ方策としては、子どもたちの異変の早期発見、わかる授業の実践、お互いの良さを認め合う集団づくり、保護者との積極的な連携に努めることとし、全職員体制によって取組んでおります。

次に、いじめ対策に関する教員研修・道徳教育・人権教育についてですが、各校ともいじめ防止対策としての、校内研修を実施しています。内容は、研修資料を用いた研修、校内アンケートの検証、児童生徒理解など、いじめ防止に向けた実践的な内容となっており、今後も継続的に実施して、いじめの防止に努めることとしています。道徳教育・人権教育につきましては、

いずれも自他の生命を尊重すること、お互いを認め合い支え合うことを中心に据えた学習がなされており、心を育てる教育として大変重要な学習となっています。各校とも年間教育計画を立てて取り組んでおり、いじめ防止に直接関わる学習と認識した上で、指導されています。

3点目のいじめ問題が発生したときの手立てにつきましては、まず、いじめの訴え・いじめ問題の情報・いじめと思われる状況の発見がありましたら、養護教諭やスクールカウンセラーと連携し、複数の教職員で情報収集にあたり、管理職への報告・連絡、事実確認等の対応の決定を行います。この時にいじめの判断には複数の教職員があたり、問題を軽視することなく、事実関係の把握を正確に、迅速に行うこととしおります。

次に、管理職の指示のもと、関係児童生徒及び保護者からの事実確認の実施により、周囲も含めて、児童生徒の話を共感的に聞きいて、事実を的確につかみ、管理職のもと方針を決定し、方針の決定を受けて、全教職員の共通理解を図り協働することとしております。加害者・被害者への対応と保護者との連携を図るとともに、組織としての役割分担を明確にして、複数での取り組みとしております。ここからは、他の生徒への指導、被害者への援助と保護者への対応、加害者への指導と保護者への対応により、他の生徒による、新たないじめの防止指導、被害者本人や、保護者への継続的な支援、加害者本人への毅然とした指導による再発の防止、保護者への協力依頼に取り組み、いじめの解決を図ることとしております。また、学校から町教育委員会へも報告を行い、指導助言を求めることとなっており、事案によりましては、町教育委員会は所管警察等と連携して対応すると共に、県教育委員会いじめ問題等対策企画員室へ早い段階で報告して支援を求めることとしております。以上です。

議 長
教 育 次 長

教育次長

それでは私の方から教育委員会会議録の公開についてをお答えいたします。現在教育委員会におきましては、毎月の定例会が12回それから臨時会を年1回～2回程度開催しております。会議録につきましては、非公開での会議以外は、会議録を作成し、公開請求があれば公開することといたしております。

会議録の記録方法につきましては、発言の全てを記録する方法ではなく、会議で意志決定された結果を中心に記録をしております。また、議題にもよりますが、意志決定途中の意見についても、重要と思われる意見については極力記録に残すようには

ております。

またホームページ上での公開ということでございますが、現在県の教育委員会では県のホームページで定例会の議事録を公開いたしております。特に町の方で公開できない理由というのはございませんので、次回の定例会等で委員さんのご意見を聞きまして、どうするかについては判断したいと思っております。以上でございます。

議長
3 番 議員

影山議員

今教育長、また次長さんより報告受けました。以前にはいじめ問題・不登校問題については今までにあった委員会においても私も意見を述べさせていただきましたので、控えることにいたします。今、次長さんよりは理由はあまり無いということで、公開についての意見は聞かれなかったんですが、私考えるところによりますと、発言全てはテープ起こしという作業がありまして、かなりの負担がかかるんでなかろうかと予想もされる場所でございます。

私の意見等を述べさせていただきます。いじめ不登校の防止とその対応策は今も教育長よりるるお聞きしたところでありますが、教職員ございますいじめは人として絶対に許してはいけないんだという強い認識を持つことが私は大事であるかと思えます。いじめは人権問題です。人権侵害である、平等である自由に平和に生きる権利を脅かしております。また日頃から教師と児童生徒との信頼関係を築く、悩みがあれば先生にまず相談できる、そのような信頼関係こそが私は一番ではなかろうかと思えます。現場で直接子ども達と触れている日々教師との関係を築く、それから早めに家庭訪問をする。保護者と連携して家庭の様子を把握しておく。また児童生徒が自らがいじめをなくす主体性となるような取り組みを進める、それからもう一つ大事なことは教員と生徒・児童に教員が児童生徒に向き合う時間を確保する。ある熊本県のある中学校の例ですが、不登校が40人おった、対策を講じると1人に減ったというような結果が報告がありました。それは学校の先生、子どもに向き合う時間が少ない、なぜか会議が多い、研修会などを多い、だから子どもをそのままにおいてそのような研修、これは大変大事なことはありますが、それを精選したりあるいは削減して時間を子どもに向かう時間を多く取った結果、このような結果が現れたとの報告があります。

それから2番目のいじめ対策に関する教員研修であります

が、先ほどもいいましたが子どもと向かい合っている、第1番の子どもから見ると信頼関係は教員であります。その教員の完成のよさがいじめを予防します。そのことにより研修によって、より完成を深めていくことが私は大事だと考えます。それから道徳教育のことではありますが、道徳教育の充実にはまず確実に道徳の時間を実施することが大事であります。このある新聞によりますと、全国でも道徳の時間が学習指導要領の趣旨どおりに行われていない学校が多々あるという結果が出ております。毎週1時間の道徳の時間、年間35時間少々です。だからわずか1時間を他の教科とか補充に当てるとか、ほういう現場私も体験してきたところではありますが、そのようなことでは今心の教育が叫ばれておるところではありますが、それからもう1つは福島県の被災された福島県の県の教育委員会は、道徳教育を充実へとというしております。東日本大震災の発生を受けて子ども達が命の尊さなどを実感したことから道徳教育の充実に乗り出したと、この教育委員会は子ども達が震災で家族や郷土の大切さを体験から人間としての生き方・あり方を考えさせ、子ども達の心の基盤づくりに取り組んでいるというようなことがあります。

3番目のいじめが発生したとき、手立てですが、まず事実確認の把握が一番大事であると思います。情報収集を通じて、事実確認の把握をする、学校と教育委員会との相互の連絡や報告を密にする。校長のリーダーシップと教職員の役割分担の成果を明確かにするということです。いじめについて、いじめと不登校の関係は4つほどあります。いじめと不登校の関係、まずAですがいじめがあり不登校。Bいじめはあるが登校している。Cいじめはないが不登校。Dいじめはなく、登校している。このような関係があります。

最後の教育委員会の会議録公開について、会議の要点を集約した会議録で話し合いという全ての記録はない、ホームページ等に掲載はいろんな事情により公開が不十分とのこと。また今後ご検討をお願いしたいと思います。

最後にまた、いじめと学校の責任ということ意見をのべさせていただきます。学校は教育活動に伴って生じる危険から、児童生徒を保護すべき義務を持っております。いじめに関しても学校・教師はいじめに適切に対応し、児童生徒の心身の安全を確保する義務を追うこととなります。これは学校の安全・確保義務、学校安全保持義務に示されております。もしことがあれば損傷・賠償というふうにもなると、このあたりに書かれて

おりました。まとめといたしまして最後に、学校教育にはさまざまな目的がありますが、多くの生徒にとって優先されるべきことは学校での学習より友達との毎日の生活だと思えます。その中で重要なことは自分のいるべき場所はどこにあり、そこで自分はどのような存在かということでもあります。つまり自分の居場所づくりであります。子どもや生徒だけでなく、私たち大人に取っても同様のことがいえると思えます。いじめはどの学校でもどの子どもにも起こりうることであります。またいじめが発見されないからといって、いじめはないとはいえないと心得るべきであります。子ども達の居場所を整えていくことが私たちの責務であると申し上げ、私の質問を終わります。

議 長 以上で影山議員の質問は終了しました。
小休します。

(時に 10 時 13 分)

休憩中

(時に 10 時 30 分)

議 長 小休前に引続き再開いたします。
続いて 13 番舩田議員の一般質問を許可します。
舩田議員

1 3 番 議 員 おはようございます。防災について 2 問質問をいたします。現在町内において地域自主防災組織が 33 団体組織されています。数十年以内に高い確率で発生が予想される東海・東南海・南海の三連動地震、県下においては最大の被害が予想もされる当町であります。また台風や大雨などの災害も茶飯事的に発生をしています。その中で地域の住民が自分達のまちは自分達の手で守るといふ助け合いの精神は、地域自主防災運動の根幹をなすものだといえます。しかしながら現在その防災組織は代表者だけが決まって、代表者ばかりが集う名ばかりの組織。住民全体を巻き込むような大きな力にはなっていないような気がします。表にその活動の姿があまり見えてこないのとあります。そこでこの自主防災組織が底辺から盛り上がりを見せ、極めて能力の高い組織とするには、町として今後どのような構想、どのような支援体制をもって臨まれるのかをお伺いいたします。

また恵比須浜地区や日和佐浦地区の既存の津波避難タワー、県や国が出した津波高や浸水深の値を見るとほとんど意味のないタワーにも思えてくるのですが、これを嵩上げなどの改造、別地域の新設の計画や考えはないのか、合わせてお聞かせを願います。

議 長
消防防災課長

防災防災課長

それでは舩田議員のまず 1 点目の地域自主防災組織の町の今後の構想・計画・支援協力についてご説明させていただきます。美波町内の自主防災会は昨年 3 月末におきまして、すべての自主防災会が組織され、昨年 4 月 28 日に総会を開き、美波町自主防災会連合会が誕生いたしました。自主防災会の主たる活動につきましては、各地区におきまして、各自主防災会単位での活動でありまして、地域によりましては、地区内の自主防災会で独自に避難訓練を行ったり、自主防災会主体で避難路の整備・維持管理を行っていただいております。また、最近では 3 地区の自主防災会が合同でプロジェクトを立ち上げ、情報交換を行ったり、避難訓練を行っていただいております。

ただ、すべての自主防災会がこのような活発な活動を行っているとはいいがたいところもございます。格差があるといわざるを得ませんが、美波町の自主防災組織は、緒についたところが多く、底上げをはかるべく今年度に入りまして、連合会総会におきまして、他の自主防災会の活動状況を知りたいとか、また研修会を開催してほしいなどの要望をうけ、活動事例の発表を総会で行ったり、各種研修会の情報提供を行うなど、県・町・防災会一体となって取り組んでいるところであります。

今後も避難訓練や、研修会を企画し、町全体としての自主防災会の育成、並びに住民への防災意識の啓発と情報提供を行っていきますとともに、地域住民また自主防災会の防災・減災への取り組みの活性化のため、要望への対応、支援協力を行っていきたいと考えております。

次に 2 点目の既存の避難タワーの嵩上げ等につきましてご解答させていただきます。恵比須浜地区の避難タワーにつきましては、徳島県の津波浸水想定では 5m から 10m と想定されております。タワーのステージ面の高さは、GL より 5.8m となっております。タワーは浸水すると予測されております。また、日和佐浦地区の避難タワーにつきましては、徳島県の津波浸水想定は 4 から 5m と想定され、ステージ面の高さが GL より 5.8 m という高さになっております。こちらは、かろうじて浸水しない想定とはなっております。

このような状況を踏まえ、今後、災害危険度判定業務また、ハザードマップ作成のための地区別住民懇談会、ワークショップなどの中で、説明させていただき、住民の方の意見を聞きながら検討してまいりたいと思っております。また、避難タワー

の新設につきましては、他の地区において要望がありましたが、ただ避難タワー、避難ビル等については、想定外の津波の場合の対応ができない、それ以上こう上に逃げるできないということが懸念されますので、新設については現在のところ計画いたしておりません。ただ今後、さきほども申しましたように地区別住民懇談会、ワークショップなどにおいて、避難困難地域など特殊な事情がある場合などにつきましては、そのひとつの材料として検討してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 舛田議員

1 3 番 議員 自席から再問をさせていただきます。町長にお伺いしたいんですが、この今ある地域自主防災組織、この位置づけをですね、町のトップとしてこれから防災行政を行っていくわけなんですが、どのようにとらえているのか、ちょっとお伺いをいたします。

議 長 町長

この自主防災組織につきましては、自助・共助・公助のそのいわゆる共助の部分の根幹をなす組織だというふうに認識をいたしております。ですから議員がおっしゃられるような感覚っていうのは、私も一部持ち合わせておりますが、先ほど橋本消防防災課長が述べさせていただきましたように、積極的にまた活動をされている地区があるのもまた事実でございます。なかなか33町内会が一律にっていうことはなかなか難しい現在の状況でございますけれども、特に今被害の状況といいますか地震・津波につきましては沿岸部が中心でございますから、そういったところの危機管理上の住民の方の意識と山間部の方の意識の差もございまして、それから今までに被害を現実を受けていらっしゃる地域の昭和南海で被害があまり受けていない地域っていうような、そういった経験上のこともあるのかなあと思っておりますが、そういうところも含めまして底上げといいますか、そういったことには町の方で積極的に機会を設けるっていうようなことで進めていく、というようなことで考えております。

議 長 舛田議員

1 3 番 議員 次の質問をいたします。次の質問、職員の規律についてであります。朝の登庁時、時間ギリギリで出勤される職員がたくさんおられるのを見たり聞いたりすることがあります。勤務時間が始まるまでに登庁すればそれは問題ないと思うのですが、出勤時における交通事故・遅刻などがあれば業務に支障がでる

のは当然であります。また昼休みには大半の職員が自宅に帰っていますが、その間の窓口や電話の対応等はおろそかにはなっていないでしょうか。また地震・火事などの緊急時、自宅に帰った職員への連絡呼び出し体制は万全でしょうか。そこで次の3点昼時間における住民サービスの低下はないのか、職員の規律の緩みはないのか、職員に対してどのような指導監督をおこなっているのかをお尋ねします。

議
副

町
長

副町長

ただ今の舛田議員の職員の規律について私の方から答弁をさせていただきます。まず役場関係施設におきまして、勤務時間は基本といたしまして8時30分から5時15分といたしておりますが、宿直にあたる職員につきましては、宿直の始まりと終わりに準備のための時間として1時間を与えておりますし、昼間日直した職員につきましては午後1時から2時までを昼の休み時間といたしており、退庁と出勤時間が1時間違うこともございます。また登庁時において住民の方々に呼び止められまして、お話しをしたりしてその内容をお聞きするといったようなこともございます。このような場合その旨を上司に連絡をさせるようにいたしております。

ご質問のあります時間ぎりぎりの登庁については、その時の状況もいろいろあると考えられますけれども、いわれるように事故等に繋がるというようなことも考えられますので、余裕のある出勤に務めるよう、改めて周知をさせていただいたところでもございます。

役場職員につきましては全体の奉仕者であるということを改めて自覚をいたしまして、意欲を持って職務に取り組むことはもとより、住民に身近な行政サービスの担い手としての心構えを持つよう務めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導・ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

つづきまして2点目の昼休み時等の対応でございますけれども、昼休み時間につきましては昼の12時から1時までの1時間といたしております。この昼休み時間については自由時間となっておりますので、外へ出て昼食とか用事を済ませたりしております。ただし業務優先となりますので、例えば午前中の業務が長引いた場合など、昼休みがずれ込むことが多々あると考えております。この昼休みの役場業務につきましては、住民サービスの低下とならないよう本町におきましては税務課・住民生活課・保健福祉課に1名ずつの日直をおいております。そして

住民の方々のご利用が多い住民票の発行でありますとか、各種証明書の発行、それから各種の届出の受理を行っております。また役場全体の日直として1名を配置をいたしまして、その他各課先ほど申し上げた3課以外の全般のことについて対応をいたしておるところでございます。また支所につきましては住民室で1名、地域振興室で1名、計2名で昼間日直の対応をいたしております。職員の綱紀肅正及び服務規律の確保につきましては、全国的に公務員の不祥事等が増加傾向にあるというようなこともございまして、公務員倫理の徹底、それから適正な人事管理が求められているところでもございます。美波町におきましても新規採用職員への研修はもとより、法令を遵守することを目的としたコンプライアンス研修などの職員研修を行いまして、公務員としての倫理観・使命感を持ち、職務に当たるよう職員の意識高揚に努めているところでもございます。

今後とも住民の信頼を損なうことのないよう、より一層の服務規律の確保に努めさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。以上答弁といたします。

議 長 舛田議員
1 3 番 議 員 再問をさせていただきます。1点、エコとか省エネとかの観点から、何べんも家に帰る、マイカーへ家へ帰るといのはそういう観点からどういようにお考えでしょうか。

議 長 副町長
副 町 長 たしかに今議員がおっしゃられるようなエコっていうのも大切かと思えます。ただ職務をする上でやっぱり職員のそのリフレッシュっていいですか、そういうような時間も必要かと思えますので、帰る分についてですかね、例えば近くの方ですと今は徒歩とかあるいは自転車等で通勤等もしていただいておりますので、なおそういうこともふまえて今後のあり方っていいですかね、そういうことについても検討してまいりたいと思っております。

議 長 舛田議員
1 3 番 議 員 終わります。
議 長 以上で舛田議員の一般質問は終了いたしました。
続いて2番江本議員の一般質問を許可いたします。
江本議員

2 番 議 員 2点について一般質問をさせていただきたいと思えます。防災対策についてでございますが、開会日の町長の提案理由の中にいろいろと詳細について述べられておりますので、それに確

かめる程度の質問になるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

現在進行中の日和佐港の防潮堤でございます。防潮堤、高潮対策の工事が終了後に大浜海岸また港湾内の岸壁に対する改修工事っていう話は聞かされております。今現在まだ日和佐港の高潮対策の工事につきましては進行中ということでまだ完了してないんですが、完了すれば防潮堤の改修工事後、大浜海岸また港湾内の防潮堤の改修ということで、町長の提案理由の中には大浜海岸の防潮堤の改修・要望を行いましたというようにいわれておりました。私も各関係住民の方々から大浜堤防の老朽化した防波堤の改修を先にやるべきではないかという話も多々聞いておりますので、これは十分に最優先で取組むべきであるということで賛成いたしますので、後またどのように町民の方といろいろ相談なされるんか、またほのようなかでどのように要望を入れられ、また今これからの津波対策に対する防潮堤や防波堤ですか、それにどのように取組んでいかれるのかを改めて確認のためにお聞きしたいと思ひます。

それと2点目もうひとつにつきましては、日和佐浦地区だけの問題になるんですが、今現在避難路として避難階段等を小学校の裏付近の山の高台へという避難路は整備されてきております。しかし避難路を上ったところの高台の広場っていうのはまだ整地されていない状況であります。山王におかれましても砂防ダムの工事っていうことで、用地交渉が12月に第1回めどがついたっていうようなお話でございますが、広場の整地っていうことはかなり前々からの述べさせていただきましたが、こういうふうな場所の確保、これも並行してやるべきではないかと思うのですが、これにつきまして県の急傾斜崩壊対策事業っていうことで、もう取組んでおると聞きますが、具体的な場所とこのことを選定をいそぐべきではないかと思ひますが、その点についてお聞きしたいと思ひます。この2点につきましてよろしくお願ひします。

議
町

長 町長

長 それでは私の方からは日和佐港の高潮対策、大浜海岸の防潮堤の改善についてご答弁さしていただきまして、2番目の山王付近における避難場所の整地については建設課長の方から答弁をさせていただくようにいたします。

大浜海岸の防潮堤の改善のことでございますけども、このことにつきましては諸般の報告でも若干申し上げたところでござ

いますけれども、計画自体は大浜のうみがめ荘のあるところから、漁協をきまして郵便局、そして幼稚園・保育園をまわりまして、ちょうど幼稚園の前辺りまでってところが日和佐港海岸の事業というようなことになっておりまして、これにつきましては平成 20 年度から事業が始まっておりまして、全体の概算事業費は 19 億円というようになっております。24 年度末までの事業費につきましては、約ですけれども 330,000 千円というふうに聞いております。今後の進め方につきましては県の方に先月の 27 日に伺いまして、どのように県の方が考えられているのかってというようなことをお聞きいたしました。それによりまして年が明けまして、24 年度末には次年度以降のいわゆる計画の見直しっていうのがあるというふうに伺っております。その見直しにつきましては、今の計画自体がですね、いわゆるレベル 1 という地震規模でマグニチュード 8.4 からマグニチュード 8.6 の地震動でというふうになっておりますが、これにつきましては今年度新たに想定ができたことからそれにもとずいた日和佐港の設計見直しを行うというようなことを聞いておるところでございます。したがって、今現在事業が完了しております北突堤と現在進んでおります南防波堤、南防波堤につきましては平成 25 年度中に完成見込みというふうに聞いております。それが終わりますと今現在県の方で計画をしております恵比須地区、いわゆる漁協から郵便局、そして郵便局から先ほどもうしましたところの防波堤の改修を先にするのか、それとも大浜海岸の護岸をさきにするのかというようなところの協議を町のまゝ意見も聞きながらやっていきたいというようなご返事でもございましたので、もうすこし待って、時間をいただきまして県のその計画変更がどのようになるのかってというようなことができたときに町としての県に対しての要望をしていきたいというふうに思っておるところでございます。病院関係の説明会を若干個々に行わさしていただきましたけれども、そのときにもこのお話をいただきまして、住民の方がいわゆる漁協から郵便局までの、ほの防潮堤を先にやるのか、それとも大浜海岸から先にやってくれというような希望があるのかっていうことを町もご意見をお聞きして、町の態度を明確にして県の方、また国の方にご要望にいきますというようにその時は申し上げました。そのあとやはり一番この大浜地区・恵比須地区で高いところは大浜海岸でございましたので、そこがやられると水が全てこの役場といえますか低いところに来るというようなこともご

ざいまして、大浜地区の防潮堤についてはいちはやくやらなくてはいけないのではないかっていうような内部の協議もございまして、先月の27日に伺ったときには大浜海岸を先にできるようなことができるのかというようにも合わせてお聞きしたところでございます。県のご解答というのは先ほど繰り返しになりますけれども、設計が見直しができたときに町のを聞きながらどちらから先にやるというのを決めていきたいというように返事でもございましたので、今日のところははっきりした答弁とはなりませんけれども、来年の3月にはその見直しができるであろうというお話でありますので、県とは連絡を密にしながらこれからも協議を進めていくというようにしたいと思っております。以上答弁とさせていただきます。

議 長
建 設 課 長

建設課長

山王の件でございます。県営の山王谷通常砂防事業は、用地及び補償関係については最終段階に入っていて、12月初めに工事対象者の内諾を頂いたところで、今後は、砂防堰堤の工事を実施するにあたりまして、砂防法に基づき砂防指定地の指定手続きに入ると聞いています。砂防指定地は官報で国土交通大臣が告示することになっています。

砂防指定地の告示が済めば税務署協議を行いまして用地及び補償の契約調印を年度内に完了させる予定と聞いています。工事期間は、平成25年度から27年度の予定で、東側と西側の2箇所堰堤と流路工が計画されています。

砂防指定地予定区域内に、自主防災会が1次避難場所的に立木を伐採している石垣の平地がありますが、工事が始れば工事用道路や工事用車両・資器材置き場などとして使用されると考えております。砂防事業が完了した後は、徳島県と協定を締結して工事用道路を町道に認定して避難路として残させていただけるよう、また、平地についても使用させていただけるよう考えています。以上でございます。

議 長
2 番 議 員

江本議員

自席からお願いします。1点目の大浜海岸の防潮堤の改修計画でございますが、24年度っていうことは25年度からの計画ということになると思います。そのように理解してよろしいですね。これにつきまして今の現状で私ら素人から見たらまあ並行してもいいんじゃないかっていうところも岸壁と大浜海岸と港湾というのはかなり距離的に離れとうっていう感じもするんですが、そこのところを震災から1年半、約2年近くなってくる

のでやっぱりほういう観点からも早急に急いでほしいという住民の声もございますので、計画の見直し自体も進めていただくというようなかたちで町当局の方も計画を進めていただきたいと思います。まあ港湾に対しても心配される方、港近くの住民の方はいろいろ心配されているようでございますが、町長も先ほどおっしゃられましたように、やはり大浜海岸っていうところが一番重点的なところじゃないかなあというところで私も最優先にということでさっきも申し上げましたので、それについていろいろ県の方なり国の方なりいろいろほういうふうな観点からの対策をお願いしたいと思います。

次に山王付近また小学校裏も含めてですけど、避難の広場、広場整地っていうような、付近の住民、関係住民に取りましては大変な皆さん思いを持っているところではあると思いますので、その点につきましても自主防災関連の自主防災組織等は何軒かからんでくると思いますので、その人達と一緒にした整地っていう場所の確認ですかね、ほういうところでもできたらと思いますので、この大浜海岸には要望としてこの整地について自主防災組織と連携を取っていろいろ相談するっていうことは、これから持っていただけるんか、そこのところをお願いします。

議長
建設課長

建設課長

今、山王谷の件について申し上げます。山王谷の件につきましては、この東側の1号堰堤ほれを先にかかる予定でございまして、2号の西側にある分につきましてはその後になります。それで標高が13mの平地、広さ的には8m×20mぐらいの平地がございまして、この場所を東町の自主防災会が夏場ぐらいに木を雑木を伐採していただいているという場所でございますが、そこから1号堰堤の東側にできる1号堰堤の天場までが管理用通路ができる予定なんです。その管理用通路が付近が3mぐらいで勾配が20%ぐらいのスロープになるだろうと考えております。そこからそれがだいたい標高でいうたら26mぐらい、1号堰堤の天場が26mぐらいになるだろうと思います。そこから四国の道へも繋がります。四国の道へつながりましたら、ずっと30mぐらいのラインになりますが、つながっております。その完成については全体の完了予定はまあ27年度になる予定なんです。現平地については工事用道路が一番最初に工事用道路に着手すると思いますので、それができたらこの場所については工事用ヤードとしても使われる予定がございまして、一時避難的にはそこでも可能であるだろうというような考えはござ

います。そこの山王谷ではその場所以外には今のところ平地的なことは考えておりません。以上でございます。

議長 江本議員
2番 議員 関係自主防災組織等いろいろまた連絡を取り合って、いろいろその対応策をお願いしたいと思います。以上で1問目を終わります。

江本議員 江本議員
2番 議員 2問目に付いて、小中学校の教育問題につきましてお聞きしたいと思います。いろいろといじめ等さまざまな難しい問題がおきている中で、学校も少子化の影響を受けまして将来的には複式学級っていう形態もだんだんと増えてくると思います。このようなときに学生のスポーツまたクラブ等にいろいろ障害が出てくるのではなかろうかと。周辺の各市町村においても小学校・中学校の統廃合っていう話も聞かされております。その中でやはり学校が無くなるということは地域にとっても大変なデメリットが起こってきております。しかし子どもの教育を考えると子どもを持つ親としての考えは複雑なものがあると考えますので、いろいろその地域、またPTA等学校関係者等いろいろな方々と機会をもっていろいろと考えていくべきでないかと思いますが、この点について教育委員会の方でどのような考えを持っておられるのか、また地域にとって特色ある学校づくりで学校教育で支障がないっていうような学校のあり方っていうものを考えられると思うんですが、その点についてどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

議長 教育長
教育長 教育長
小中学校の統合に関連しての質問にお答えさせていただきます。美波町における学校統合を含めた取り組みにつきましては、平成22年4月に赤松小学校と日和佐小学校が統合、平成22年3月末には由岐中学校阿部分校が休校、翌年の平成23年3月末に阿部小学校が休校し、現在小学校4校、中学校分校を含んで3校に児童生徒が在籍しているという状況になっております。

本年度の学校基本調査による児童数294名、生徒数は169人となっておりますが、平成30年度には児童数が218人、生徒数が125人になると見込まれており、児童数で76人、25.8%、生徒数で44人、26.0%の減少と見込まれています。このまま推移しますと児童生徒数の減少により、学級数の減少や、複式学級が増加することも予想されます。

また、ただ今部活動のご発言がございましたけれども、中学

校における部活動では、現在部員不足から団体戦に出場できず、個人戦のみの出場や、他校との合同チームでの出場、あるいは、休部となっている部も現在ございます。

小規模校も大規模校もそれぞれに教育上の長所と短所がございいますが、小規模校では友達との関係や団体活動に制約がある反面、教師や児童生徒が一人ひとりと深く丁寧にかかわることができるという長所があります。

現在、教育委員会として、学校統合について具体的な期日を決めた計画は策定しておりませんが、小規模校の特性を生かした学校運営や、児童生徒にとって望ましい学習環境が維持できなくなったときに、統合に取り組まなければならないと考えて対応させていただいております。以上です。

議 長
2 番 議 員

江本議員

自席から失礼します。ただ今教育長がおっしゃられたように、年々と児童数また学生の数も少なくなるのは止むを得ないのかなあという感じの中で、やっぱりこういうふうに小規模校で生きるためにはなにをすべきかっていうところと、もうひとつは地域における学校っていうことも大切なことだと思います。赤松小学校がなくなったときには、いろいろ問題点が出てきたと思いますが、その時にいろいろ考えるのじゃなく、いろいろな機会を持って、これから先どういうふうな学校にしていくかっていうことも、いろいろ地元関係地区の人達と意見交換していくべきではないかと思います。これは我々のような過疎の地域っていうだけじゃなしに、大都会の周辺でも大都会の真ん中でも学校の統廃合っていう話はいろいろ聞かされておりますので、これは地方地区だけじゃなし、国全体の大きな問題となってきましたので、いじめとかいろんな問題も含めてあると思いますが、こういうふうな学校の教育問題、どういふふうにしたら団体生活のなにができるかっていうところも必要じゃなかろうかと思いますので、その点留意されて十分な機会を持って、いろいろな話し合いを進めて行っていただきたいと思っております。これは要望でございますのでよろしくお願いいたします。以上で終わります。

議 長

以上で江本議員の一般質問は終了しました。

続いて8番向山議員の一般質問を許可します。

向山議員

8 番 議 員

私からは、減災・避難対策について2点ほど質問させていただきます。まず1点目ですが、昨年3月11日の東日本大震災を

受け、今後発生すると言われる南海トラフを震源とした地震津波の最大浸水深もさる 10 月末に発表されておりますが、美波町が講じている津波に対する対策は現在どのような状況下にあるのかお伺いします。またその対策は計画的に順調にすすんでいるのかあわせてお伺いしたいと思います。なお、地震対策推進に当たって課題等があるのであればどのようなものであるのかお伺いしたいと思います

2 点目ですが、現在、町内各地において、避難路・避難場所は逐次整備されておりますが、いざ津波が発生し、避難した場合、住民が津波から一時的に滞在できる施設は被災が予想される人口に対して、非常に少ないものと思われま。一部地域においては、自主防災会等で滞在場所の整備が進んでおりますが、極僅かです。町はその対策をどのように考えているのか、また、町が津波対策として備蓄している食糧の状況は何処に何をどのくらい保管しているのかお伺いしたいと思います。

議 長 消防防災課長
消防防災課長

それでは私から今後予想される津波に対して、減災・避難対策についてまずご説明させていただきます。昨年 3 月 11 日の東日本大震災を受け、徳島県の暫定津波浸水予測が今年の初め、内閣府からの津波浸水予測が今年の 8 月下旬に公表され、この 10 月下旬には徳島県の最終津波浸水予測が公表されました。このような津波などに対する予測などを基に、町では町内会・自主防災会などに随時状況をご説明させていただくとともに、防災・減災対策について、ご協議をさせていただいております。その中で、まず取り組まなければならない「住民の命を守る」ことを第 1 に考慮した、避難路・避難階段の整備を最優先課題として取り組んで参りました。

また昨年 8 月には、役場内に危機管理プロジェクトを立ち上げ、避難場所・避難路の見直し・個別危機管理対処マニュアルの作成を検討しております。

ただ防災・減災対策は、多種多様多岐にわたるため、すべてを同時期に進めることができないのも現状であります。整備工事などでは予算面・避難場所・避難路等の確保には、土地所有者の承諾など、クリアすべき問題が多く存在するのも事実でございます。

また、課題としましては、避難困難者・要援護者の避難をどうするのか。被災した場合の避難所の確保・仮設住宅・地域復興計画など、あげれば切りがないのですが、どの課題も重要な

課題として一つ一つ、住民の方々また自主防の皆さんと協議を重ねながら検討していかなければならないと考えております。

続きまして 2 点目の一次避難場所の対策ならびに食料品の備蓄状況でございますが、まず一次避難場所、特に雨風をしのぐ一次避難場所の整備については、ご指摘のとおり現在整備はほとんどできておりません。いま整備を行っている避難路・避難階段は、ほとんどが山中への避難であり、高台に施設がある場所がほとんどなく、また高台に施設がある場合でも、避難路が整備できている箇所は、数少ないのが現状です。今後、ハザードマップ・避難計画などの協議を行っていく中で一時避難場所、二次避難場所などについても検討も併せて行い、順次整備を行ってまいりたいと考えております。

食糧の備蓄につきましては、日和佐病院横の備蓄倉庫にアルファ米 450 食分、備蓄用パン 450 食、由岐支所 3 階倉庫にアルファ米 200 食分を備蓄しており、水につきましては、日和佐小学校グラウンド、由岐支所前グラウンドに 60 トンの貯水槽を埋設しており、木岐には耐震性貯水槽 40 トンを整備、伊座利、阿部、赤松、大戸には浄水器を整備させていただいているところでございます。以上です。

議 長 向山議員
8 番 議 員

再問をさせていただきたいと思っております。今橋本課長から基本的な減災・避難対策の現状を説明いただきました。ご苦労様です。町民の防災に対する意識も大変高まっているような気運が見られて、私としてもうれしく思っています。対策にあたりましては困難なことも先ほど申されましたけれども、全力で対策に取り組んでもらいたいと思っております。なお震災対策を進める中で、東日本の震災後において美波町の防災会議が開かれたということも私には聞こえてきません。開かれたかどうか分かりませんが、私は聞いておりません。なお、また地域防災計画の見直しが 25 年度ということも先の議会で聞いたところです。また 25 項目に渡る危機管理マニュアルの策定につきましては、今現在業者に委託しておこなっている最中でございますけれども、当初の予定からは遅れておるような現状があります。町民の安全・安心の生活が早く確保できるように今しなければいけないこと、また長期的に取り組むことなど取捨選択して早急に実施していただきたいと思っておりますが、町長の姿勢ならびに意気込みをお聞きしてこの質問は終わりたいと思っております。

また次の滞在場所についてでございますが、橋本課長からは

現在のところ、ほとんどできていないという現状をお聞きしたところでは、防寒とか雨露をしのぐ施設につきましては、病人・高齢者・乳幼児にとっては特に必要ですので、早く対応を協議し、対策を取っていただきたいと思います。また備蓄している食糧については2カ所に食糧と各地区に飲料水を確保しているというお話をいただきました。津波がいざ襲来した場合は町内各地が分断される危険性が大変高いように思われます。地域の防災会議で食糧備品についてはですね、逐次備蓄をしてすすめているところもありますが、最低限度の食料品については各地区に町が責任をもって分散して備蓄することも私は必要ではないかと思われまので、そのあたり町の考え方をお伺いしたいと思います。また町費でできない場合、町が責任を持って出来ない場合、例えばその経費を町が各防災会等へ一部助成なんかを考えることもあろうかと思えますけども、そのあたりについてもご答弁をお願いしたいと思います。

議 長
消防防災課長

消防防災課長

それでは私の方からは備蓄品の件につきましてご説明させていただきます。この件につきましては、自助・共助・公助先ほども町長の方からお話しがありましたように、その観点から役割分担といいますか、その辺を考えまして、援助、助成の仕組みづくりからまずはじめさせていただきたいと思えます。これから検討させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議 長
町

町長

再問の中でありました今後の防災対策の進め方についていうところではございますけれども、町といたしましては先ほど舛田議員さんからのご質問もありましたけれども、各自主防災会の意識を高める、また情報の共有、時間の共有というような観点から今年度、東北の被災地の視察ということも計画させていただきました。まずそれぞれ住民の方が自分の命は自分で守るというような基本的なところをできるところからというようなことで、危機管理プロジェクトにおきましてそのような観点から進めております。そんな中で自分の命を守るために、まず何がなくてはいけないかというところでは、津波から逃げるための避難路の整備でありますとか、それから避難階段等のいわゆる避難場所への移動する経路の整備等につきましては、一部地元の自主防災会また町内会でやっただいているところがございますけれども、大きな分につきましてはやはり町がや

っていくべきやということで、まずはそのあたりに取り組まさせていただきます。そういうことがある程度できましたら議員から今回ご提案のありました一時避難場所にいわゆる雨風はしのげれるようなところを作っていくというようなことでありますとか、それか後前回の議会でも申し上げましたけれども、事前復興の考え方の中でこの町がその被災を受けた後どのようなかたちでまた新しくまちづくり、町を作っていくのかってというようなところで現在あるいわゆる高台の広場的なもの、それは住民の方が将来いろんな使い方がございますけれども、高台へ移転をする場合がありますとか、もっと大きく考えれば若者定住的な住宅を建てる土地にしても今の既存の浸水するところには町としてもなかなかそういう施策はやっていけないとかいうのがございます。ちょっと話が重なりますけれども、そういった大きな意味での高台の整備等も含めたことを町がこれから計画もし、議会の皆さま方のお知恵も拝借しながらそういったところを進めていくべきではないかと考えております。それは中長期でやる計画になってこようかなあと思っておりますけれども、今はそういったできるところからということで、避難階段でありますとか、そういったところをやらさしていただいて、住民の方にはとにかく揺れたら逃げると意識の高揚を自主防災会と共にやっていただきながら、町と先ほどいいました三位一体で進めていけるといようなことで、今後も進めてまいりたいと思っております。

議長 向山議員
8 番 議員 備蓄については橋本課長から今後検討するというので、早い機会に検討していただきたいと思います。また町長から今後の方針等についてお聞きしましたが、先ほど私がちょっとお話しさせてもうたのは、全体的に遅れ気味でないかなあっていうですかね、防災計画の見直しが25年度に、25項目の危機管理マニュアルが当初はもっと早くできるはずだったというところもあって、町民の方も少し遅いんでないかっていうご意見も持っておる方もおります。そのあたりですね、できるだけ早く、早い悪いはではもちろんいけませんので、いい計画を早く立てていただきたいということをお願いして、この質問は終わります。

議長 向山議員
8 番 議員 それでは2番目の質問をしたいと思います。もうすでに数回も私の方からも議員の方からも一般質問をさせていただいてい

る件ですが、なかなか被害が減る現状下がないと私には思われますので、再度質問させていただきます。なお昨年と今年度におきましては、地域で取り組む農作物の保護のための電気柵設置に対しては、物資の支給と言う施策があり、設置した地域では、猪それからシカについてはある程度の効果があったように思われます。しかし、設置場所も限られておりますし、あいかわらず被害があり、特に猿については有効な対策が少ない状況であります。今後、町はどのような有害鳥獣対策を考えているのか、お伺いしたいと思っております。

議 長 産業振興課長
産業振興課長

お答えいたします。近年、本町内でも鳥獣による被害は深刻な問題であります。現在、美波町では、有害鳥獣からの被害対策として、狩猟免許取得者に対し、年間を通じて有害駆除従事者書を発行し年間を通しての捕獲活動に積極的に協力をお願いをいたしております。捕獲頭数を増やすことによる被害の軽減対策を行っております。現在の有害駆除班の人数は29人で、捕獲実績としては、平成23年度で、シカ416頭、イノシシ159頭、サル83匹で、合計658頭で、平成20年度の捕獲頭数の合計173頭と比較しますと約4倍となっており、海部郡内では一番の捕獲頭数でございます。

次に美波町単独の取り組みとして、平成22年度より新規狩猟免許取得にかかる経費のうち9,500円を補助し、新規狩猟免許取得者を確保する取り組みを行っております。この制度の導入により、平成22年度では取得者6名、平成23年度での取得者1名、平成24年度2名、合計9名の新規狩猟免許取得者が増加しております。

また、農作物を有害鳥獣からの被害を軽減するため、海部郡鳥獣害被害対策協議会の事業として、平成23年度美波町内24地区で事業費約15,000千円、延長28kmの電気柵設置を行い、材料費の定額補助を実施いたしました。平成24年度は、今現在29地区で事業費約14,000千円延長約33kmの圃場を守る取り組みを実施いたしております。

サル関係の対策といたしましては、本年度から来年度にかけて県とタイアップしまして、サルの生息状況を調査し捕獲に役立てたいと取り組んでおります。特に、本年度は農家の方々から電気柵の設置により農作物の被害が少なくなった、また捕獲活動の積極的な取組により有害鳥獣の数が減って、被害も減少したと喜ばれております。

議 員
8 番 議 員

今後の取り組みとしては、今の取り組みを継続しつつ、新しい有効な取り組みを研究しながら、国県等の補助事業を有効に活用し、今後も被害軽減に向け積極的な取り組みをしていきたいと考えております。以上です。

向山議員

今、今津課長から現状と今後の対策について説明がありました。皆さんご存知のとおり農作物というのは土を耕し、種を植えて水をやって雑草を抜き、肥料をやる。こういった繰返しでこれを数ヶ月続けるわけです。その数ヶ月続けた結果ですね、一夜二夜の間ですね、荒らされたりすることがあるわけでございます。そういったことを耳にしますと直接聞きますと非常にやるせないような気持ちになります。特に高齢者の皆様にとっては生きがいをなくすような面持ちだと思います。少しでもその被害が少なくなるよう今、課長がおっしゃられた施策をですね、確実に進めていただきたいと思います。

それから今後におきましては、高齢化に伴いまして狩猟者も少なくなったり、また適切な捕獲動物の処理なんかも問題になってくるのではないかと思います。若い人はなかなか動物を処理するということもなかなかできないし、いやがるような傾向にもあります。そこでそういった解体の講習会とかそういった解体する施設・設備、それから解体したあとの肉の活用なんかも今後検討する必要があるかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて近年 JR 四国の列車が鹿と衝突する事例がありました。町内では高規格道路でも通っておりますし、県道・国道をしばしばサルが横断したりしておる現状です。数年前私の近くでは有害鳥獣ではなかったんですが、小動物が急に飛び出してとっさにハンドルをきった運転手が、車が電柱にぶつかったという事例もあり、今後ですね、そういった動物によるそういった事故が発生するおそれもなかろうかと思います。特に高規格道路でスピードを上げて運転しておってですね、そういったサルが飛び出してきて急にハンドルを切って、それが対向車にぶつかったり、県道・町道においてはですね、歩行者があつてその方にとっさですのでなかなか判断もできずにハンドルを切った結果、思わぬ事故になるような危険性もあろうかと思います。有害鳥獣対策ともつながる思いますけども、そのあたりその予防っていうんですかね、そういった動物と共存、共存という解釈は非常に難しいんですけれども、そのあたりも含めて町はいまど

のように今後考えていくのか、事故防止等にも対してもどのような考え方でおるのかお伺いしたいと思います。

議 長
産業振興課長

産業振興課長

野生動物の共存施策とそれと事故防止ですか、その2点でございますが、まず事故防止につきましては県道・国道・町道それから高規格道路、各管理者がおりますので、交通事故につきましては道路管理者等々とよく協議しながら協力できるものについては協力して行きたいと考えております。それと共存の考え方でございますが、増えすぎた個体では被害がでます。山の中で生活できる数に戻さなければ共存できないのではないかと考えております。現在増えすぎた個体数の調整が必要であり、駆除に力を入れて実施しているところでございます。なお国の事業で共存に該当する事業は今現在把握している事業では農林水産省所管関係では被害防止対策が主な事業でございます、共存の事業は今のところないと考えております。環境省所管の事業では国立公園等における大型獣との共生推進費という事業がございますが、これは鹿の食害による国立公園の生態系の景観資源の劣化・衰退を防止する事業であり、本町にはちょっと該当しにくいのではないかと考えております。よって本町におきましては農作物等の被害軽減に重点をおきまして、現在のよう事業を継続的に行っていきたいと考えております。向山議員さんにおかれましても本町の猟友会の会員でございますので、今後ともご協力ご支援のほどよろしくお願いいたします。

議 長
8 番 議 員

向山議員

なかなか自然動物との共存については、その意味合いとかについてはなかなか私も理解というんですか、頭にこう具体的なものが浮かんではこないんですけども、少なくともそういった悲惨な目っていうんですかね、交通事故とか、そういった人的な被害が出ないように町としてもこう今後検討していただけるようお願いして私の質問を終わります。

議 長

以上で向山議員の一般質問は終了しました。

小休して昼食といたします。

(時に 11時40分)

休憩中

(時に 13時00分)

議 長

小休に引き続き再開いたします。

11番寺下議員の一般質問を許可いたします。

寺下議員

1 1 番 議 員 私の方からは、大きく2問、町立病院と保健センター（仮称）の建設についてと、美波町第2次総合計画について質問します。

まず1問目、町立病院と保健センターの建設についてですが、細かく3点に分けてお伺いします。

1点目、美波町立病院建設検討委員会の中間報告書において、新病院の整備方針も取りまとめられました。12月4日に開催された議会の病院事業特別委員会、また今定例会、初日の町長提案理由の説明の報告でも内容については説明を受けておりますが、今後、保健センターの整備方針の取りまとめ、また収支試算等も出されると思いますが、改めて、進捗の現況と今後のスケジュールをお伺いします。

次に、南部圏域との連携について、具体的にはどのようなことが考えられているのかお伺いします。徳島県が計画している2次保健医療圏の広域化により、県内を3圏域に再編、南部医療圏域は、小松島市・阿南市・勝浦郡・那賀郡・海部郡となる方向ですが、広域化となると、過疎化が急速に進んでいる郡部においては、周辺機関との医療の連携はますます重要になってくると考えます。海部病院の移転等もあり、状況は適宜変化していくものと思いますが、今後どのようになるのか分かる範囲でお伺いしたいと思えます。

3点目、以前に行われた住民説明会で示された、素案に関するパブリックコメントの実施結果の中の、番号6、建設場所（保健センター）の区分の項目、町の考え方に高台への避難路や避難施設を併設することにより安全が確保されるとあります。保健センターについても、平成28年春の開院を目指す現状で、合わせて避難施設等の建設計画も進めていくようになると思うのですが、現況についてお伺いします。以上、3点について答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 寺下議員のご質問にお答えいたします。町立病院と保健センター（仮称）ではございますけれども、進捗状況と今後のスケジュールについてご説明いたします。

今議会、町長諸般の報告の中でも申し上げておりますが、現在、基本設計及び詳細設計に向けた敷地調査業務、それから交差点予備設計業務については完了いたしております。次に、病院用地についてでございますけれども、現在用地関係者とも境界の確定作業も終了いたしまして、残すところは山の尾根境の確認のみとなっております。この尾根境についても来週18日に

は地権者の方々にご説明も含めお集まり頂くこととなっております。用地取得のための必要となります事業認定業務につきましては、造成計画検討業務と併せて、11月16日に入札を行いまして株式会社エコー建設コンサルタントと契約を結んでおります。現在事業認定に向けての資料収集等に入っているところでございます。事業認定については、基本設計の終了予定である6月を目処に申請を上げることとし、8月までには事業認定を受けて、税務署事前協議を経て、出来るだけ早い時期に用地取得出来るよう努めさせて頂きたいと考えております。

次に、現場の意見を反映させるために行っております病院職員を対象としたワーキンググループについては、第2回目を11月7日に開催いたしております。

次に、美波町立病院の整備方針については、美波町立病院建設検討委員会から町長へ中間報告書として提出を頂きました。この中間報告を受けまして、11月27日に基本設計・実施設計発注のための美波町立病院建設設計業務プロポーザル審査委員会を開催し、12月5日に一般公募として公示させて頂いたところでございます。

今後、第1次審査として設計を希望する業者からの参加表明書の提出期限を12月19日までといたしまして1次審査を12月26日といたしております。その後1次審査通過者から技術提案書の提出及びヒアリングを実施いたしまして、プロポーザル審査委員会におきまして最優秀者の決定を行い、来年2月下旬には契約を締結する予定といたしております。

この設計業務の完了は来年12月を予定いたしております。建設工事につきましては平成26年2月に入札予定といたしまして、地域医療再生臨時特例交付金の交付条件であります同年3月には工事に取りかけられる予定といたしております。

次に、保健センター（仮称）の進捗状況についてでございますが、10月31日の徳島県の津波浸水予測図の発表によりまして、正式に日和佐高校跡地を建設地とさせて頂いております。今後は、病院同様、「美波町医療体制整備方針」に基づき、保健医療福祉機能を充実・強化し、町民の方々がそのサービスを「一体的」かつ「総合的」「継続的」に受けられ、また防災面にも考慮した施設として、その規模・機能・設備等を含めた整備方針を病院建設検討委員会のご審議を頂き策定することといたしております。

今後の予定につきましては、保健センター（仮称）に係る第1

回目の検討委員会を来年 1 月に開催出来ればと現在準備を行っております。その後、3 月までに保健センター（仮称）の整備方針を策定、町長へ報告が出来ればと考えております。

また、収支試算についても保健センターの整備方針と平行して 3 月までには検討委員会から報告頂き、平成 25 年度には設計を終了し、平成 26 年度には工事発注を行い、平成 28 年 4 月の病院の開院に合わせ、完成する予定とさせて頂いております。

次に南部医療圏域との連携についてでございますけれども、病院建設検討委員会から中間報告を頂いた美波町立病院整備方針の中にもありますように、地域連携の強化が求められているところであります。

病院につきましては、新病院については診療科目が現在と同じということから圏域内の県立海部病院・阿南共栄病院・阿南医師会中央病院などの診療科目を多く持った病院など、そういったところへの専門の診療科への紹介や最大の課題でもあります医師の確保についても、現在も行って頂いておりますけれども、医師の派遣の更なる充実を図ることが考えられます。

また、「徳島県地域医療支援センター」などとの連携を強めまして、医師の派遣はもとより研修医などの受入による医師の確保対策を進めていくことが必要とされております。

次に保健センターの建設位置であります旧日和佐高校跡地の保健センターの建設の方法といいますか高台への避難路や避難設備の併設することについてのご質問でございますけれども、保健センターの建設位置であります旧日和佐高校跡地は、10 月 31 日に出された県の浸水想定図では浸水深は 2m から 3m とされております。

高台への避難路や避難設備の併設についてでございますが、現在、役場本庁舎の裏山への避難路整備については日和佐中学校側に 1 箇所、役場裏に 1 箇所、平成 24 年度に完成しまして、あと 2 箇所については徳島県において整備頂くことになっており、作業を進めて頂いているところでございます。

また避難施設の併設についてでございますが、今後検討委員会の中でどのような形が良いのかを含めましてご審議頂きながら進めさせて頂くこととなります。以上です。

議 長
1 1 番 議 員

寺下議員

自席から再問をさせていただきたいと思っております。今答弁いただいたように、町立病院に関しては平成 26 年 2 月に建設工事契

約の締結し、3月から工事に取り掛かるというスケジュール、また保健センターについても平成26年度に工事を開始するという
ことで、平成28年4月の開院を目指して、かなりスケジュール的にはかなり厳しい中で行われていると思います。答弁の中でもそういうきちんとした計画がなされているので、もうぜひ一つ一つ確実に仕上げてもらえるようお願いしたいと思
います。

また、現在、病院建設検討委員会の中間報告書は、本庁・支所の窓口での閲覧とホームページへの掲載がなされていますが、今後最終答申等においても、住民が見やすい、知りやすい環境を整えていただきたいと思います。町立病院は町だけのものではなく、町民のためのものであるという意識を共有するためにも、そういった努力は必要であると思
います。

また南部圏域の連携は、災害時においては沿岸部一帯が壊滅する恐れもありますが、そのような被災時の対応も合わせ、また平時においては今以上の医療環境が整備されるよう、引き続き連携の強化をお願いしたいと思います。

先ほど保健センターの避難施設等の件なんですけれども、日和佐高校跡地に合わせて、保健センターと併設して避難施設を建設することにより、周辺住民にとっても今以上の安心な暮らしが担保されることとなります。ただ日和佐高校跡地が浸水域であることに変わりはないですし、東日本大震災では津波だけでなく、瓦礫の流出による被害も数多く出ておりますので、そのことも十分に踏まえた対策を、今後も引き続き検討していただ
きたいと思
います。また町立病院の整備方針においては、免震構造とするとなっておりました。免震構造は、耐震構造より費用も多くかかることとなりますが、災害に強い施設とするためには必要な費用だと考えます。そのあたりも踏まえ、どのように考えられているのか町長にお伺いします。

議
町

長 町長

長 再問いただきました、まずは中間報告の住民への知らせ方につきま
しては、今のところ本庁・支所で閲覧可能ということと、それとホームページということ
でやらさしていただいております。今後どのようなかたちがいちばんいいのかとい
うのは、また内部で検討していきたいというふうに思っております。

2つ目の保健センター（仮称）の避難設備の併設につきましては、これは今11月県議
会で徳島県が震災対策推進条例というんを上程されているっというふうに伺ってま
して、それが可

決されますとその中に土地利用規制っていうような関連事項があると、徳島県の方ではその浸水区域に対してイエローゾーン・オレンジゾーン・レッドゾーンというようなゾーン分けをして、県が指定するのはイエローとオレンジっていうふうに聞いております。レッドは町が指定すると。どういうことかというのと、浸水域は全てイエローゾーンになって、レッドっていうのは建物が建てれないっていうような状況をイメージして下さったらいいのかなあって思っております。県の方でもそのガイドラインはまだ出来ていないということでございますので、どのようになっていくかっていうのはございますけれども、日和佐高校跡地につきましては、県が指定するイエローになるのは間違いございません。ですがそこに建物を建ててはいけないというような規制はないというように伺っております。そのようなことで、今のところ先ほど総務課長が答弁いたしましたように、浸水深は2mから3mいうふうになっておりまして、じゃあ3m以上のところに逃げれるような避難施設的なものがあれば建物が建つのかというのと、浸水深だけじゃなくて、津波は横から来ますから立ち上がり、建物に当たったときに上がる場所があるというようなことで、その駆け上がりも含めたところで判断するというようなことがございます。ですからこの保健センター（仮称）の保健センターの建設に当たっては、検討委員会の中でそのようなことも含めて検討していただくというようなことになりまして、私といたしましては周辺の自然の高台へ逃げていただければいいような避難階段については町と県とで協力しながら数本作る予定、既に2本はできておりますけれども、予定としておりますが、その上になおかつ逃げ遅れた方でありますとか、その施設内にたまたま入らしたという方が、その建物の屋上に上がるといわゆる浸水域よりも高いところでっていうような高い避難場所になることも含めて、先ほど行った検討委員会で検討していただくというようなことにしていきたいというふうに思っております。

最後に免震構造でございますけれども、今回の町立病院については耐震も含めた免震構造ということで、耐震施設でもあるし免震構造で建てさせていただくというようなことで、これから建てる新しい何十年か先を見越した病院でございますから、現在の今後ますますの南海トラフの巨大地震の危険が迫ってまいりますので、それに対応できるように、機能的な病院といわゆる災害時の病院となれるような立地条件でもございますの

で、建物に対してはそのような方向で進めさせていただこうというふうに思っております。以上です。

議 長 寺下議員

1 1 番 議 員 答弁をいただいた中で、やっぱりこうスケジュールがタイトなので、なかなか議論に時間をかけるっていうのも制約がかかるかも知れないんですけども、そのあたりはやっぱり十分に議論をしていただいて、町立病院・保健センターっていうのは美波町にとって大きな財産になりますし、将来に渡って町民の財産でもありますので、しっかりと議論を経て進めていただけるように要望したいと思います。

議 長 寺下議員

1 1 番 議 員 それでは 2 問目、美波町第 2 次総合計画について質問いたします。この件については繰返し質問をしているのですが、私としてはやはり策定前の今が一番大事な時期だと受け止めています。策定後の 10 年間を見据えたうえで、計画を立て、それに基づきしっかりと実施・運用していくことが町の未来を創るのだと思うのです。そこで細かく 3 点に分けてお伺いします。

まず前回からの繰返しになりますが、計画策定の進捗について、現況を伺いたいと思います。また、具体的に計画はどこまで踏み込んで作るのか、例えば、総体的で抽象的なものになるのか、あるいは重点課題の対応施策など具体的な内容まで記載するのか、そのあたりについてもお伺いします。

次に今後 10 年間は、過疎高齢化の進む本町にとって最も重要な時期だと考えます。10 年後の人口 6,000 人、高齢化率 50%、町民の 2 人に 1 人が 65 歳以上になる現実を見据えながら、少しでも過疎のスピードを緩めなければなりません。だからこそ、検証が必要になると思うのです。計画策定後、検証委員会等を設置し、1 年ごとしっかりと検証し、内容において進行の管理であるとか、評価を行う、そういった必要性を感じるのですが、どのように考えられているかお伺いします。

3 点目、本町にとって防災・減災のまちづくりは永久の課題であります。自助・共助・公助を生かし、住民と協働で継続するためにも、危機管理プロジェクト内に制限せず、防災に特化した地域担当職員制度をもっと活発に活動させる必要性を感じるのですが、いかがでしょうか。以上 3 点について答弁をよろしくお願ひします。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 ただ今の寺下議員からのご質問で、1 点目と 2 点目について私

の方から答弁させていただきます。

総合計画策定の進捗状況でございますが、実質今年の7月から作業に入りまして、基礎データの収集・整理、現地調査、アンケート調査、中学生、住民の代表によるワークショップを実施いたしております。現在は10月から行ってまいりました現計画の点検と、各課のヒアリングを実施いたしまして、取りまとめ作業を行っております。

また、具体的に計画はどこまで踏み込んで作るのかということでございますけれども、計画につきましては大きく2層で構成する予定でございます。まず大きくは基本構想として、町の特性や町の目指す将来像と、それを実現するための基本目標・基本施策の方針等を示すこととなります。次の段階になりますけれども、基本計画というのがございますけれども、基本計画は基本構想に基づき、今後推進すべき主要施策を行政の各分野にわたって体系的に示すことといたしております。それで具体的な内容につきましては、この基本計画の中でどの程度まで表現できるかは分かりませんが、現在策定しております総合計画を見ていただくような内容になろうかとは思いますが、それもまあ審議会等のご意見もいただきながらとなりますので、よろしくご理解いただけたらと思います。

それと当初は本年度内の完成を目指しておりましたけれども、より良い計画とするため現在、基本構想の策定に少し時間を掛けさせて頂いております。従いまして、完成時期については年度を繰り越すことも考えられるようになってまいりましたので、ご理解の程よろしくお願いいたしたいと思っております。

次ぎ2点目の検討委員会等設置して1年ごとにしっかりと検証する必要性についてでございますけれども、現行の総合計画の検証・分析に少しお話しさせていただきますと、民間企業で多く使われております経営分析手法でSWOT分析という手法で行っております。これは選択と集中が求められていることから注目されている手法でありまして、施策に対して本町の強み、弱み、社会情勢の変化等の外的要因の分析などを行い、本町ならではの特性を伸ばし課題を克服するために行うものであります。

また、このSWOT分析を基にした各課長からのヒアリング、主要施策の取組評価についても各施策ごとに行い、これらを基に第2次総合計画を策定することとしております。

計画策定後においては、9月議会の寺下議員の一般質問でもお

答えさせていただきましたが、毎年度予算査定を行う中で、各課で現在進めるべき施策について聞き取りし、次年度の施策の実施に反映させる形が、より実行的であると思われます。

総合計画については、長期的かつ総合的なまちづくりの指針を示すものであって、町では最上位計画となるものであります。したがって、計画的な行政の運営を図るため10年間の長期に渡る計画となっており、各分野で策定しています計画にも及ぶものであります。

しかしながら、近年のめまぐるしい社会経済情勢の変化なども踏まえ、基本計画については、5年後となります前期基本計画終年度の平成29年度に計画の総合的な検証・分析を実施する予定といたしております。私からは以上です。

議 長 消防防災課長

消防防災課長 私の方からは3番の防災に特化した地域担当職員制度の必要性ということでご解答させていただきます。

本町では今月より、災害危険度判定業務の中で避難場所、避難路の見直しなどについての地区別ワークショップを行っております。その中に危機管理プロジェクトの担当職員にも参加を依頼し、住民の方々と検討して行くことといたしております。

また今後もハザードマップ・津波避難計画・地域防災計画などを順次作成していくにあたりましても、地域との協議において今後とも職員各位には携わっていただくことといたしております。以上です。

議 長 寺下議員

1 1 番 議 員 それでは自席から再問したいと思います。まず第2次の総合計画について、2層に分けて基本構想と基本計画というかたちで行う、作るということだったんで、現在、策定段階ということでまだ見えてきていない部分もあるかと思うんですけれども、やはり10年後この町がどうあるべきかという大きなビジョンがあってこそその計画であると思いますので、過疎高齢化が進む、また町財政がひっ迫してくる現状であるこの本町においては、やはりそのビジョンを高く持ち続けることが大事だと思いますので、そのあたりも考えていただきたいと思います。

先ほど基本構想に少し時間をかけるということで、年度を繰越すというお話もあったんですけれども、その中でやっぱり年度を繰越す分、その分議論をしっかりと重ねていただきたいと思います。

検証については、検証委員会等は置かないということだったんですかね、各課の予算反映によって検証を行っていく、その方が具体的な部分が出てくるかもしれないんですけども、やはり住民も共同でこのまちをつくっていくという観点から、前回の質問時においては、策定後、町政懇談会等の機会を利用して、また住民に知らせていくという答弁をいただいているんですけども、ぜひ知らせるだけでなく、これは私からの要望なんですけれども、検証委員会等そういうふうなものを立ち上げていただいて、さまざまな立場や年代の住民をその委員として入れて、その都度実施内容にその声を反映させていくというような方式もとっていただきたいと思います。

3番目の防災・減災対策における職員のあり方については、今消防防災課長の方から答弁をいただいたんですけども、昨年8月1日に出されている美波町危機管理基本方針、危機に強い役場組織づくりの第一章総則の第4責務の中で、「3. 職員の責務職員は、自らの職務および立場に応じて起こりうる危機事案を想定し、その対処策を検討する等、危機管理意識を高めるとともに、訓練・研修等を通じて危機管理に関する知識及び技術の習得に努め、危機事案発生時は、直ちに危機事案対処のための業務に従事し、住民の生命・身体及び財産の安全を確保する責務を有する。」というように書かれてあります。この文面は、さらっと読むともっともなことなんですけど、深く読むと、何とも重い責務を担っていると言えるのではないのでしょうか。

これは、被災前の事前対策におけるソフト面として最も重要な仕事であり、住民と共に危機意識を高めることは、今最も必要なことではないかと私は考えます。前回、質問した時には、地域に配置した担当職員の個々において意識の差はある、という答弁があったのですが、差があるのを分かってて見過ごし、何の手立てもしなければ、実際被災した時に、決して公平とは言えない差が生まれる可能性もあるのではないのでしょうか。

もちろん、自然災害は本当にシビアで不平等なものです。被災後、全ての情報系が麻痺しパニック状態に陥った中においては、公平も何もあったものではありませんが、本町はまだ被災前の段階であるという、一番の救いがあります。

防災・減災のまちづくりは決して一人で出来るものではありません。だからこそ、一人ひとりが自分の役割を自覚し、共に意識を高め合う習慣を永久に継続しなければならないのだと私は思います。午前中、舛田議員の質問でも、町長答弁として、

自主防災組織の危機意識の底上げについては、町の方でも機会を設けていくと言われました。また12月7日に開催された美波町自主防災会連合会臨時総会においても、まちづくり住民懇談会の開催についての協議もありました。この懇談会は、住民の意識啓発として1つの大きなきっかけになると思いますが、しかしながらそれは、その会に参加してもらって初めて効果のあるものだと思いますので、一人でも多くの人に参加してもらえよう工夫をしなければならないと思います。そのあたりも含め、どのように考えられているのかお伺いします。

議
町

長 町長

まず一つ目の総合計画につきましては、特にご質問を求められたようには感じませんでしたけれども、計画の評価については今後工夫をして行っていきたいというふうに思っております。先ほどほんで磯野総務企画課長が答弁いたしましたように、評価は毎年行うというようなものではなく、町としては前期が終った5年後にやらせていただくというような答弁でございます。総合計画自体はですね、もう議員さんも見られたと思いますけれども、一応このようなかたちで今回どのようなかたちで出来上がるかは分かりませんが、基本構想と基本計画からなっているということで、そこには実施計画的な数値でありますとか、金額でありますとか、いうのがのらないような計画になっておりますので、本日の午前中の一般質問の答弁でもありましたように、少しぼやけたといいますか、言葉的にちょっとあれですけども、ざっくりしたような評価の仕方にどうしてもなってしまうがちというようなこともございます。なのでそういった数値も含めたものについては、以前から申し上げておりますように、予算・決算の中で特に決算認定等の中で評価をしていただくというように考えておるところであります。

次に2つ目の地域担当職員制度の活用というようなことでございますけれども、議員が思っていることというのは、私共も思いは同じであります。どのようにしてやっていくかという中で、一つだけいわせていただければ、この避難計画に関わらず、防災・減災の自助・共助・公助の部分でやっていくことについて、それを住民の方のみ、もしくは自主防災会のみにかかせるというのではなくて、職員は決して逃げるということはいたしませんので、そのようにご理解いただいて、町としては必要な場合に必要な措置を行なっていくということ

で、きちっとした制度的なものを今すぐ立ち上げますとか、やりますとかいうことはいえませんが、先ほど防災課長が答弁したように、今後やっていく事業の中には地域防災計画であったり、いろんなものがございませぬけれども、それは住民と職員が協働してやっていくというようなことではございませぬので、昨年危機管理プロジェクトを立ち上げさせていただいたときも、自主的にといたしますか、町の方で職員全体を割りふらせていただいで、やらさしていただいでおりますので、そういった取り組みをしていくことが、結局数年やることによって議員が目指されているといたしますか、思われているようなところにたどり着いていければいいのかなあというふうには思っているところではございませぬで、ですから繰返しになりますけれども、この防災・減災については個人とそれと自主防災会・町内会長が一体となって進めるということではございませぬので、町の職員はおおいに利用していただけたらいいと思っておりますし、町の職員もそういう気持ちで住民の方と接しさをいただくとということでもあります。以前に見られた方もあるかもしれませんが、高知新聞の方で黒潮町の記事が載ってございましたけれども、黒潮町ではそういった全職員を消防団の区域の中に組みこまさせていただきます、住民との連携といたしますか、日頃のお付合いが大事というような視点でやられているのを読んだことがございませぬけれども、そういったことも含めまして、今後やっていきたいというふうには思っております。

議 長 寺下議員
1 1 番 議 員

まちづくり住民懇談会に参加してもらうのに、何か一人でも多くの人に参加してもらえよう何か工夫とかは考えられていますか。

議 長 消防防災課長
消防防災課長

その件につきましては、今回2回とりあえず開催させていただき予定といたしてございませぬで、まず1回目、今、各地区をまわらせていただいでございませぬですが、これにつきましては、とりあえず各地区の役員さんを中心に5・6名ということで、開催をさせていただきます、それが終わった後、次の段階で各地区で自主防を中心にご周知をしていただいき、全体の方に広げて行きたいと考えてございませぬ。それとまたハザートマップ、また避難計画等々のことでもありますので、そちらの方でもまた住民の方に周知をさせていただきます、広く意見等をいただいきようことを考えてございませぬ。以上です。

議 長 寺下議員
1 1 番 議 員 ただ今こう総合計画から始まって防災の方にとということで答
弁いただいたんですけれども、町長が答弁されたその職員がど
ういうふうに関わって防災に取り組んでいくかということ
を、全職員がそれを理解していただいていると思っております
ので、今後ともやっぱり住民と職員まゝ行政が一緒になってな
にかをなしとげていくということが、被災したときの絆にも
つながると思いますので、その取り組みをしっかりとしてい
ていただきたいと思ひます。

これからの10年間の取り組み如何では、町民に住んで良か
たと言ってもらえる町になるのか、もう住めんなあっていわれ
るようなまちになるのか、その分かれ道になると考えますので、
今後とも行政と住民が知恵を出し合い、協働で真剣に取り組め
る、そういう雰囲気作り、環境づくりをお願いしたいと思ひま
す。以上で私の質問は終わります。

議 長 寺下議員の一般質問は終了しました。

続いて14番山本議員の一般質問を許可いたします。

山本議員

1 4 番 議 員 光陰矢のごとし今年もはや残す日々は2週間あまりとなり、
慌しい日が続いております。1点のみ質問させていただきます。

対話行政について、町民の対話を通じて一体感のあるまちづ
くりを基本姿勢に町のトップとして君臨しておるわけですが、
町長就任以来、各町内会で懇談会を開催していると先
般の町長提案説明でも申しておりましたが、要約しますとど
のような内容の質問、また要望等の内容であったのかをまずお伺
いします。

また現在役場内に設置されております、「町長への手紙」利用
状況はどのようになっているのかも、お伺いしたいと思います。

また対話行政の一貫として、幼稚園・保育園の保護者との意
見交換会もされたと報告されておりましたが、保護者の方は少
数と聞いておりますが、住民としては気掛かりなのは日和佐幼
稚園・保育園の移転問題ではあるが、保護者からの高台への移
転の要望書も議会・行政にも提出されており、3.11から1年9
ヶ月となるが、位置・方向性すら出ていない。よく我々も住民
の方から「あんたら、どないしょんじえ」とよくお叱りを受け
るしだいでもあります。説明をするのですがなかなか納得をして
もらえない状況であり、9月議会においても同じような趣旨で質
したわけですが、その時には保護者と意見交換会を経てからと

申しておりましたが、その後交換会がどのような内容であったのか、移転についてですがやはり保護者の意見も非常に大事ではあるが、保護者の方の集まりも少なく、意見集約も出来なかったのではないかと思います。やはりもっともっと広く関係住民からの声も聞きながら、取組む必要もあると思いますが、どのように考えるか。この移転問題については、また今後どのように進めていくのかも伺いたします。中長期的ではなく、速やかに取組む課題と考えるが、また今後さらに対話行政、住民の声を反映するならば調整モニター制度の導入も視野に入れて、幅広く住民の声を聞き、最終的には自身が決断したらよいわけですから、町内会員の委員構成委員でもよし、そういう対話重視をより高まりながら、住民参画の取り組みを行っていくことにより、住民との対話・コミュニケーションができていくのではないかと思います。

次に過疎・限界集落も懸念される美波町であるが、経済活性化の三原則といわれております人口・投資・生産があいまって刺激してこそ、経済が活性化してまわるといわれておりますが、本町においても地域経済活性化の一貫として、各地域でさまざまなことに取組んでいるとは思いますが、ないもの探しではなく、現在あるもので地域の魅力を発掘して、何か事業化につながればその地域の活性化にもなり、例えば現在取組んでおります事業で、徳島県と四国大学が連携して取組んでおります地域がキャンパスと名をうって薬王寺の歴史・文化および貯蔵品の調査・研究もしておりますが、そのような事業にも地域の住民も関わりながら、行政側・町も投資もして町を売り出すことにより、交流人口増につながり、やはり人口が増えれば経済も活性化されて若者も住み続けたいくなるようなまちづくりもできると考えるが、どうか伺います。

最後に町長にお伺いたしますが、生まれ育ったこの美波町、薬王寺から見る風景、川が流れ海あり山ありの景色を見て、NHKの朝ドラ「ウェルかめ」の原作者が気に入り、この地とも決めたといわれており、全国どこへ行っても勝るとも・・・まち、この美波町のこれからの方向性、午前中の同僚議員の答弁にもありましたが、年間160名ぐらいの減となっておりますが、まあ自然減60%といわれており、後の40%の若者の流出・・・いかに歯止めをかけるかということが他市町へ流出については、防災面のことも懸念されますが、職場あるいは子どもさんの教育面のことも考えれるが、そのような状況の下、どのように先

ほど総合計画も策定もありますが、町の将来像・ビジョンをどのように描いておられるのかをお伺いしたいと思います。

長 町長

まず町政懇談会についてございますけれども、行政と住民の相互理解を深め、住民参加の町政を目指すために、私が直接地域に出向き、参加する住民の皆さんと、まちづくりや地域の課題など、町政全般について意見交換を行い、より良いまちづくりを行うための対話の場でございます。

平成 21 年 10 月から開始し、現在までに 20 町内会で開催させて頂き、延べ 284 人の住民の方々にお集まり頂いております。お話しさせて頂く内容につきましては、当初地域情報化のご質問が多かったと記憶していますし、病院問題・防災対策など多種多様に及びますけれども、その中で町で直ぐに対応できる問題については、対応させて頂いているところでございます。

次に、「町長への手紙」についてであります。住んでよかったと実感できるまちづくりのため、町民の皆さんが考えていることを提案や意見として町長に直接提言していただき、今後の町政運営に反映させていくことを目的として、昨年 6 月から始めさせて頂いており、現在まで合わせて 15 件のお手紙を頂いております。提出方法は役場に直接投函、それから支所に投函される方と郵送やメールで頂く方もございます。

寄せられたお手紙に対してはお返事が必要な方には、お返事させて頂いているというところであります。

今後とも、町政懇談会及び町長への手紙につきましても、住民の方々のご意見を頂く機会として、引き続き実施をさせて頂きたいと思っております。

次に幼保の意見交換会の件でございますけれども、本町では急速に過疎化・少子高齢化が進んでおります。そこで住民一人ひとりが生き生きと暮すことができるまちづくりについて、子育て中の保護者の皆様にご意見や発想等、今お考えになっていることをお聞かせいただきたく、対話の調整の一貫として町長とわいわいと題した座談会を開催いたしました。11 月 13 日に日和佐地区、11 月 28 日に由岐地区で私と教育長が出席いたしました。私が座長となつてご意見を聞かせていただいたところであります。当日はお子様をお預かりできる託児所も設置させて頂き、お母様方が参加しやすい体制づくりをしたつもりでございますけれども、参加者は日和佐地区で 9 名、由岐地区で 3 名でございました。いただきました意見の内容といたしまして

は、日和佐幼稚園・保育園を早急に高台移転計画を進めて欲しい。第3子以降の保育料を無料化してほしい。子どものインフルエンザ予防接種の補助をしていただけないか、家を建てたくても美波町には土地がない、空き家も転入者にはなかなか貸してもらえない状況にあるので、町で支援策・情報を提供してほしい。また新病院に小児科を設置してもらえないか、給食の食材について、産地表示をしてもらえないか、由岐地区の小学校の統合はあるのですかといったご質問や、ももほっぺ、これは地域子育て支援拠点事業で、由岐地区で行っている事業でございますが、子育ての悩みを聞いてもらったり、お母さん同志のふれあいもでき、本当によかった。これからも続けて行って欲しい。今後もこのような座談会を設けて欲しいというようなご意見をいただいたところでございます。聞かせていただいたご意見ご要望については、内容等十分に精査しながら、取り掛かれるものについては取組んでいかさしていただき、協議が必要なものについては、協議をさせていただくということで考えております。

次に町民のモニター制度でございますけれども、先ほど多少申し上げましたけれども、平成21年8月に町長に就任させていただいて以来、対話の町政を基本姿勢にこれまで町政を進めてまいりました。地域懇談会をはじめ、各種団体の会合には積極的に参加させていただき、その団体に関する課題や問題にかかわらず意見交換をさせていただいております。また対話の町政をさらに推進するため、平成23年6月から「町長への手紙」を発足させていただいております。議員から提案がございました町政モニター制度につきましては、「町長への手紙」制度と若干重複するところもございます。「町長への手紙」制度は開始してまだ2年が経過しておりません。そういったこともあって、もうしばらくこの制度を続けさせていただこうかなあというふうに考えておるところでございますので、今後とも議員からご提案のございました町政モニター制度も含め、住民の方々の意見・ニーズを把握する方法については、常に考えていき、今後とも検討してまいりたいというふうに考えております。

次に住民との対話を通じて、地域の再発見をして、何か助成をすることによって地域が活性化していくのではないかとということで、地域がキャンパスということ为例えてご質問をいただいたところでもありますけれども、この地域がキャンパス事業につきまして、私も当初から高校が2校なくなった。でずいぶん

寂しくなったってというような思いを聞いて、県と共にこの事業を立上げさせていただきました。内容については今のところ徳島文理大学さんと四国大学さんにお世話になっておるわけですが、今後県との協力によりまして、またさらに大学を増やしていきたいといふふうに思っていることが1点と、それともう1つは今は来ていただくのは、本当に短い期間でございます。日数的に、それを少しでも長く滞在をしていただければというようなキャンパス事業に将来はなっていけるように、そのあたりも県と共に協力しながら考えていきたいというようなことで、来年度も県の方に要望をし、この事業を引続きやっていくというようなことで、方向・協議をしているところであります。

最後になりますけれども、今後のまちづくりの方向性、町の方向、いわゆるビジョン的なもの、それから人の流出をどのように防ぐかというようなことでございますけれども、先ほどいいましたように町政を担当させていただきましてから、3年3ヶ月が経過いたしましたして、対話の町政を基本姿勢として町の一体感の醸成を気をくばりながら、住んで良かったと実感できる町を実現していくために、4本柱を立てさせていただいて、産業振興のまちづくり、安全安心のまちづくり、未来をつくる人づくり、持続可能なまちづくりに取り組んできたところであります。議員がおっしゃるようなやはり人口減少ってというのは、ひとつの活力のバロメーターかなあというふうに思っております。午前中にも申し上げましたけれども、自然減ってというのが割りとウェイト的にも多いと、じゃあどうすればっていうと、やはり子どもさんが生まれる環境をこれから町として力を入れていくべきだと、今以上に力を入れていくべきやと思っております。そういったことで、子育て支援につきましては今後どのようなかたちがいいかというようなことにつきましては、子育て支援中のお母様方と11月にこういった意見交換会をさせていただいたんですけれども、お昼のというか日中の午後の開催ということもございまして、なかなか人の集まりが少のうございました。夜はどうかといえぱやっぱり夜もお母さん方は子どもさんを見るということで、いつもやっぱり出にくい状況であるそうでございます。保育所に預けるっていうことは、働きに出かけているっていうこともございまして、だから後は工夫をしまして、例えばその時に保育園で行事があるときに出てこられた後を見つけて会をさせていただくとか、そういったこともさせていただこうかなあというふうに思っております。それで自然減は今

申したとおりでございますけれども、社会減的なことについてはいろいろ原因はあるのかなあとは思っておりますが、まずひとつはですね、人口減少っていうのは日本全体が人口減少局面に入っておりますから、それが美波町だけで食い止めるっていうのは非常に難しいことではあるのかなあというふうに思っております。ひとつの取組みとしては、阿南市との定住自立圏をイメージしてます。その中には日和佐道路が昨年全線開通いたしましたして、福井道路・桑野道路についても事業化がなりました。あとは予算がどれだけつくかによって、完成がいつになるかというようになってこようかなあと思っております。今現在も美波町から阿南市の企業に通われている方はたくさんいらっしゃいます。それがますます通勤圏になり、そしてこの福井道路・桑野道路ができるころには徳島までの四国横断どうも同時にできているだろうと予測できますので、徳島あたりぐらいまですべて通勤圏になるのかなあと思っております。そうしたときにこのもともと生まれ育った美波町、環境も非常にいいところでございますので、そこで住んでいただいて、仕事は通っていただくよになりますけれども、そういった考え方もひとつあるのかなあというふうに思っております。並行してできるところの誘致というところで、サテライトオフィスっていうのを県の協力もいただきながら、2社が実現いたしました。この事業については今後とも積極的に誘致活動をおこなわさしていただいて、続いて3社目・4社目・5社目というように誘致をしていきたいなあと思っております。そうすることによって集積ができますと、また発信が出来るということで、いわゆるIT企業でございますから、それに付随するとか、情報発信によって交流人口の増加っていうのも非常に見込めるというふうに思っております。そういったことを複層的にやることによって、人口の減少を穏やかに抑えながら子どもさんが子育てをしやすいということで、子どもの人口、例えば若者世代を取り込めるような施策をやりたいなあというふうに思っているところであります。以上答弁とさせていただきます。

議長 山本議員
14番議員

自席から再問させていただきます。町長の午前中の同僚議員の答弁にもありましたこの施策として子育てがしやすい環境作りに取り組むというように明言されました。先ほども交換会はいろいろ機会をとらえて開催するというようにいわれておりますが、私がかがったのはこの以前からいよったように、ま

だ十分ほこの議論ができてない意見聴取もできてないと思う、ほの保育園・保育所の高台移転のことについて、私も移転問題がメインとして取り上げて今回も質問させてもらたんですけど、3.11 震災後、かねがねこういうような質問もさせてもらいよんでございますが、検討する、調査する、保護者の意見を聞くなりと一向に進んでないように思うんよな。住民の方もほないいよる、いろいろ日和佐の人にとったら避難所も作って保育所もどないぞしてっていうこともしよるし、先生方も結局、津波が来た時には城山へ逃げるんか南部局へ逃げるんかいうように迷いがあると思う、今のところな。やっぱりほんで行政として、はようほういうようにちゃんとした方向性も示してあげていうように取組んでいかなんたら、なかなかできていかんと思うんよなこれ。ほやけん早く候補地を数箇所にも絞って、まあ保護者を含めて住民の方との意見も行い、総合的に判断して速やかに計画を進めていただきたいんな。ほんでなかなかほういうふうにも開いてなにか意見聴取ができないというのであれば、保護者対象とかいう、住民関係者のアンケートをとるとか、何かのかたちで早く進めていかななくては、これいつ震災があるか分からないいうときに、と思います。ほのへんのところちょっとお聞きします。

議
町

長
長 町長

今のご質問につきましては、岩瀬議員のご質問もいただいておりますので、その時にご解答させていただこうかなあと思っておりましたんですが、その幼保のいわゆる移転につきましては、早急に検討会を立ち上げる予定といたしております。それは今、議員がおっしゃられたように、子育て支援の保護者の方も含め、いろんな層の方に入っていただくような検討会を立ち上げまして、そして移転先にも含めまして。実はほの先ほどある程度のご意見をいただいたのを抜粋して申しあげましたけれども、もう1つ来られてた保護者の方からではありますけれども、移転改築が時間がかかるのであれば、今すぐにでも高台に仮設でもいいから保育園を作っていただけませんかというようにご意見もございました。それぐらい逼迫している、気持ち的に逼迫しているっていうようなことを感じております。ですからそういったところも含めて検討をする会議をたちあげたいというふうに考えております。

議
1 4 番 議 員

長
山本議員

そういうような会を立ち上げるといわれておりますが、ほれ

をいつごろぐらいまでに立ち上げていくつもりですか。

議 町長
町長 年度内には立ち上げるということで、年が明けたらそれにとりかかりたいというふうに思っております。

議 長 山本議員
1 4 番 議員 そういふこととございます。そこはそこで次の人もまああるんで、対話の行政の一貫として開かれた町政ということで、これも午前中も取上げられておりますこの総合計画のこととございますが、やっぱり最上位計画であればやっぱり議決事項に入れるぐらいの、も視野に入れて取組むことが必要であるのではないかとこのことを提言しときたいと思ひます。

議 長 以上で山本議員の一般質問を終了いたしました。
小休いたします。

(時に 14時08分)

休憩中

(時に 14時30分)

議 長 小休前に引続き、再開いたします。
続いて7番北山議員の一般質問を許可いたします。
北山議員

7 番 議員 それでは一般質問をいたします。私は通告してました2点についてお尋ねします。

第1点目は、地積調査の実施についてどのように考えているのか。国家と言へばその要素は、国土・国民・主権の3つであります。国民と主権については憲法以下の各法律で明確に規定されています。国土については一応の法律の規定はあつても、末端の土地所有権や境界問題になると、大きくは、竹島・尖閣諸島のような国際問題から、小さくは、隣同士の屋敷の境界、山の境界や所有権の問題などなど無数にあります。

登記所にある地図や土地台帳・登記簿なども明治の初めに幼稚な測量技術で作られたもので、特に地図は実際の土地に比べ大きさも形も殆ど違つており、紛争の解決は言うまでもなく、国土の開発、災害の復旧に大きな支障となつています。そこで昭和26年から全国的に地籍調査が実施されていますが、本町においては合併前から、また合併後も何の動きも見られません。

過去に同僚議員からも質問しておりますが、再度お聞きします。地籍調査に対して町はどう考えているのかお聞かせください。

議 長 建設課長

建設課長

答弁いたします。一昨年9月には山本議員が、昨年12月にも影山議員から質問がございました。その時には、平成24年度を準備期間として、早ければ平成25年度の新規着手に向けて調整を進めて参りますと答弁しております。現在、その方向で進めており、この12月25日には飯泉知事へ来年度予算陳情を他の実施している市町村と共に行う予定であります。

地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目を調査し、境界及び面積に関する測量を行い、その結果を地籍図及び地籍簿に取りまとめるものです。地籍図及び地籍簿は、20日間の閲覧と都道府県の認証を経て、その写しを法務局に送付します。法務局では、地籍簿に基づき登記記録の内容を変更するとともに、地籍図はその土地の正確な位置と境界を明確に示し、現地を復元できる地図として備え付けられます。

地籍調査は小字単位を目安に、概ね3年を1サイクルとして実施されます。事業の流れとしては1年目に住民説明会と測量基準点の設置、2年目に一筆地立会いと測量、3年目に成果の閲覧を行い、最終的に法務局へ送付して完了となります。

地籍調査は、土地権利関係の明確化により境界紛争のトラブルの防止、土地取引や公共事業、災害復旧の円滑化、公共物管理及び課税の適正化などのメリットがあり、また、町面積の約90%が山林で、比較的集落に近く里山としても重要な役割を担っています。森林施業を行おうとしても境界がわかりづらく、土地の境界の精通者も高齢になっており早い時期に境界を明らかにしておく必要があります。

本町発足直後に、実施に向けて検討を行った経緯がありますが、多額の費用と人員の確保、また長い年月を要するなど課題が多く、実施に至っていないのが現状であります。

徳島県内24市町村のうち、現在15市町村が地籍調査を実施しておりますが、そのうち6町村は進捗率5%未満であり、他に5市町が休止中、県下全体では半数が進捗率5%未満もしくは休止中となっております。県全体の進捗率は30%であります。

長い年月をかけて既に調査を完了している市町もありますが、大半は厳しい財政状況の中、予算を確保することが困難になっていること。また、行政需要が多様化する中、地籍調査の実施に必要な職員を確保することが困難なこと、土地所有者の権利関係などから、低進捗率であったり、また休止状態であったりというのが現状です。こうしたことから、着手はしたものの

の完了までに数十年かかるというような状況にあります。

地籍調査を実施する場合の経費負担は、国が 50% 残りを都道府県と市町村で 25% ずつ負担することになっております。その内の 80% が特別交付税の対象になります。

面積が大きく完了まで相当長い年月を要し、大変な事業であります。本町としても、財政事情等考慮しながら、防災対策、災害対策の一環としても取り組んでいかなければならない課題であると考えております。以上です。

議 長
7 番 議 員

北山議員

今、建設課長から 12 月の 25 日に県の知事に陳情に行くと、それと前の同僚議員の答弁で、平成 24 年を準備期間として、はやければ 25 年から事業着手するというような答弁があり、それから徳島県の状況ですか、徳島県の状況や財政費用などのるる説明がありました。この地籍調査についてはいうまでもありませんが、土地は個人の財産の基礎的なものであります。その所在・地番・地目・境界・面積が確定され、地図及び帳簿として役場に保存されていることは、町民の安住・安心のための重要なことだと思います。そこで 24 年度準備期間というような答弁がありましたが、24 年度、準備期間の中でどれだけの準備ができていたのかお聞かせを願いたいと思います。

それと 12 月 25 日知事に陳情するという事なんですが、これは 25 年度から事業着手するために力強く陳情をするということで 25 年度から事業着手すると理解していいのかどうか、それと費用については先ほど建設課長もおっしゃっていましたが、国が 50% 県・町村が 25% で内町村については 80% が特別交付税で帰ってくるということで、実質 5%、町村は 5% でいけるというようなことになっております。

それと平成 24 年度 3 月ですか、3 月の時点で未着手は美波町のみということになっておりますので、今後おこりうる南海トラフ大地震あるいは直下型地震に備えて、なんとしても 25 年度から着手するように進めていただきたいと思いますが、再度答弁いただけますか。

議 長
建 設 課 長

建設課長

先ほどの準備期間の今年度 24 年度については、どのようなことをしているかというご質問・再問でございますが、これは美波町がこの対象になる面積がどれぐらいあるかということでございます。もうひとつは、これは面積が 140 km²、それと事業費がどれぐらいかかるかというようなこと、それと美波町の筆数

がどれぐらいあるかということ、それとか先進の実施町への勉強ですね、那賀町へ行ってまいりました。それとか担当とか職員の研修会への参加というようなことを行っております。

面積につきましては全体の面積が 140 km²で、さうとう面積が広い面積があります。その内美波町につきましては山林に占める面積が約 90%ございますので、126 km²、山林以外のところがその 14 km²ぐらいございます。それにとまなう事業費がどのぐらいかかるだろうかということで試算したところ、まあ約 35 億円ぐらいはかかるかなあというところでございます。

ほれと期間についても 35 億円については、これは 30 年でやるとしての話でございます。ほれが延びてきたらそれ以上にかかるようになってくると思います。この町だけの事情では進んでいかないのがこの事業でございます、国の事情とか県の事情とかいろいろな事情が入ってくるだろうと考えております。いずれにしてもかなり長期に渡る事業になるだろうと思います。24 年度の準備期間はそのようなことをしております。

それと 25 年度の今いわれたように 12 月の 25 日に知事、飯泉知事のところへの要望でございますが、これにつきましては 25 年度着手するために、他の市町村と共同で要望することとしております。それでよろしいでしょうか。

議 長
7 番 議 員

北山議員

準備期間の内容について、いろいろ話していただきました。ある程度どのぐらいの規模でっていうんがよく分かりました。

あと 1 点だけ、研修参加をされたというような答弁がありましたんで、24 年度どれぐらい研修に職員の方が参加されたのか、再度お聞かせを願いたいと思います。

それと県の方もこの第 6 次 10 年計画、平成 22 年度から平成 32 年度、この中の中間年为目标に地籍調査の未実施、または休止中の市町村の解消を目指していくと県の方もそういう意気込みであるように伺っておりますんで、今後震災があったときの復興・復旧、これには地籍調査っていうんが必要不可欠というおうな東北大震災の教訓もありますんで、町としては精一杯努力をして、地味ではありますが、長期間の計画を立てて、最終完了できるよう努力をしていただきたいと思います。

答弁は研修について、答をいただけたらと思います。

議 長
建設 課 長

建設課長

これ答弁につきましては、詳細なものはもっておりませんが、11 月 30 日に高松で 1 名参加しております。私ではございません

が、主査が1名参加しております。1時半から4時半までの研修会で行いました。以上でございます。

議 長
7 番 議 員

北山議員

次に第2点目についての質問をする前に、今課長からの答弁で、研修が1年間で1回だったという、それで参加人員も1人というような、その程度の研修でいけるのかなあと少し首をかしげる間がありますが、今後もいろいろ研修もできるようなメニューがあるように伺っておりますので、できるだけ研修をしていただいて、職員一丸となって完了するよう努力をしていただきたいと思います。

それでは第2点目にお伺いをいたします。平成23年度病院事業の経営改革はどのように進められたのか。10月4日病院改革プラン評価委員会が町長あてに答申を出しました。内容を一言で言えば、目標数値は各項目とも計画に対し実績は下回っている。患者数も、外来・入院共に大きく下回っている。更なる努力が必要である。ということ、だから、今後進められている新しい町立病院の早急な整備が望まれる。ということでありました。しかし、目標数値を達成するため、どんな改革努力がなされたのか、についてはなんら触れていません。具体的様々な経営改革努力なくして新病院体制が出来ても財政は改善されないと思います。悪化する可能性もあります。

病院事業経営改革プラン策定時から、誰もが一目で判る実現不可能な数値を掲げて計画を作っていましたが、大事なのは具体的実施事項です、難しくても実施努力を続けていけば、その結果が数値として出てくるものであることは判りきっています。

そこで、平成23年度の実績は全て下回っていることは数字を見て簡単に分りますが、実際に努力した具体的改革実施事項は何々であったか挙げていただきたいと思います。これは病院の答弁ではなく、評価委員会の調査結果の答弁願いたします。

議 長
副 町 長

副町長

ただ今の北山議員の質問にお答えをさせていただきます。この病院事業経営改革プラン評価委員会の委員長を仰せつかっているということもございますので、私の方から先ほどありました10月4日に行いました病院評価委員会の結果等を踏まえて、お答えをさせていただきます。

まず日和佐病院の状況についてでございますけれども、平成23年度の状況でございます。入院につきましては、ベッドコント

ロール、他の医院からの転院の受入などを行い入院患者増を図りました。外来については、外科常勤医師不在となったため、パート医師の確保に努めておりましたが、火曜日の1日の診察対応となり、外来患者の減少となっております。

経常収益でございますが、395,923千円、経常費用は773,434千円で、経常収支比率は106%でした。経常収益から22年度分の借入金を返済するために一般会計から繰入れしていただいた114,000千円を差し引いた実質の経常収支比率は75.5%でした。平成22年度に比べまして3.3%の増加ということになっております。職員給与比率でございますが、99.6%でありまして、同じく7.6%との減となっております。病床利用率でございますが、74.4%でありまして、対22年度比13.2%の増加でございます。医業収支比率は、63.2%でありました。同じく対22年度比で3.1%との増加となっております。

1日平均外来患者数は、74.3人で22年度比4.2人減少をしております。これにつきましては、外科の常勤医師が不在となったことによる減が主なものの理由かと思っております。

続きまして由岐病院でございますが、平成23年度の状況につきましては、入院については、ベッドコントロールとか診療内容などの改善をおこないまして、増収に努めております。外来については、毎年減少傾向にございますが、一人当たり診療単価の増収に努めております。経常収益でございますが、521,789千円、経常費用は531,350千円で、経常収支比率は98.2%でありまして、対22年度比0.9%との増でございます。職員給与比率でございますが59.7%で、同じく対22年度比1.4%の減でございます。病床利用率でございますが、39.6%で、対22年度比1.3%増となっております。医業収支比率は、83.9%でありまして、対22年度比0.7%の増加となっております。1日平均外来患者数でございますが、104.6人でありまして、22年度比11.1人の減となっております。

両病院共に収益増につなげるための努力はいたしておりますが、医師不足、外来患者の減少などによりまして、厳しい運営の状況が続いております。今後につきましても、両病院共々、職員一同病院経営の改善に努力してまいりたいと考えております。

また医師の確保につきましても、引続き努力を重ねてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、ご指導ご協力をお願いするものでございます。以上答弁といたします

議 長
7 番 議 員

す。

北山議員

今あのおう副町長より答弁をいただいたんですが、やはりこの内容、副町長の答弁の内容を聞いておりますと、外来患者が減少したのと、医師不足、この問題だけでこういう結果になったというよな、そういう答弁だったように私感じます。やはり今後新しい病院が建つ上においても、今目標は先ほどもいいましたが、かなり高い目標を掲げて黒字にするというような発足した目標ではありますが、地道に努力を、改善の努力をしていく、そういうことによってそれが今後の新しい病院の運営の改善っていうんか、健全運営の糧になっていくと私は考えます。今のは副町長、会長をされている評価委員会の審議内容っていうんはあまり具体的に審議がされてないんだなあというような感じは否めません。そこで副町長も議員からいろいろな意見をいただきたいというような、そういう答弁もありましたんで、何点かいつておきたいと思います。

まず1点目に思いますんは、平成20年は日本経営でこの改革プランを作るときにしておった日本経営の結果ですが、その中で医薬品費の改善ということがかなりいわれておりました。特に値引き率です。日和佐病院があのおう当時9.55%、由岐病院が5.66%、中国四国ここの地域ごとの医療品の平均値引率、これが10.53%、それで全国の平均っていうんが11.12%、公立病院のこれあのおう一番高い率ということだったんですかね、これが14.0%、民間の病院、民間の病院は15.0%、かなり日和佐病院あるいは由岐病院はかなり値引率が悪いというような指摘があって、そのことについて検討する、十分余地があるんでないのかいうような指摘がありました。また2病院で共同購入を検討して、購入業者や購入薬品等の整理も行う必要があるんでないのか。また卸売り業者、これについての指摘もありました。日和佐病院についてはアステイスという卸売り業者が33.69%を占めて、次に四国アルフ、ここが33.09%、その次に幸耀というところが22.26%、そして4番目はよんやくというところが10.96%、次に由岐病院を見ますとその日和佐病院の一番少なかったよんやくが40.32%、幸耀が28.78%、アステイスが16.97%、四国アルフが13.27%、血液センターが0.65%とこういかたちの中で、日和佐病院の由岐病院の卸業者が逆転をしているというような指摘がありました。そこで値引率を向上させるということで、契約方式について精査を行って、一卸1メ

一カーとなるように変更できないか、これを検討することによって値引率が改善されるというような指摘もありました。こちらのところも当然今現在どうなっているのか、ただ外来患者が少ない、医師がないんだというようなことでなくして、やはりそのときに指摘されたいろんなことを考えていく、また2つ目といたしましては、会計の問題も少し考えてみる必要があるのではないかなあと、私は考えます。それは支出の決算で多額の不要額を毎年病院が経常をしております。平成20年の不用額は81,538千円、平成23年度は66,323千円、経営改革により不用額が増えたのが、それとも目算が甘くて不用額になったのか。こういうところも十分病院経営としては検討する余地があるのではないか、また病院長の経営責任と権限についても考える必要があるのではないか。病院経営については、病院のトップであります病院長に経営責任と権限を持っていただくことにより、病院の経営の先頭にたつことで、病院運営がかなり改善されると思うのですが、そのことについて今後、今後っていうか、どのように考えているのか、他にも町としては私らはこんなこともあるんだというんがればいっていただいてもいいと思うんですが、この件について少し考えを聞かせていただけたらと思います。

議長 小休します
(時に 15時00分)

休憩中
(時に 15時05分)

議長 再開します。
病院事務長

由岐病院事務長 薬品の件でございますけれども、この日本経営の数字はたびたびここで質問され、前回にも答えておりますが、私どもの5%というのは消費税込みでございます、消費税を抜きますと10%を超えております。何べんか答をさせていただいております。現在も今議員からおっしゃられた全国平均には少し及んでおりませんが、10.3%の値引きはされております。

それで業者がいろいろ入っておりますけれども、扱う薬品によっては特定の業者しか入らないとか、それから代理店契約、薬品会社の代理店契約というようなものがございまして、その代理店の方が薬価としては安く入るといようなこともございます。病院の先生によって使う薬もまた変わってきますので、そこらへんで安い業者を探すこともありますし、多くの業者か

ら入れるということは一つの業者から入れるよりは在庫管理の関係でのリスクを減すという意味で何社かと取引をしているところでもあります。

共同購入につきましてはですね、共同で買うということは薬事法の方で問題がありますので、病院単体で買うということにどうしてもなってしまうかと思えます。共通の薬があつてですね、同じ単価で下ろせるような状況については、両病院間で情報共有を今までもやってきましたし、これからもやっていくつもりであります。1病院1卸業者にすると値引率が上がるのではないかということについては、ちょっとまだそこまでの検討ができておりませんので、やはりそこらへんも十分勉強をして、今後行っていきたいというふうに考えております。

それから決算の多額の不用額ということでもありますけども、経費とか薬品費という大きなくりになっています。中でも経費の方が多額の給与費もありますけども、給与費はパート医師の賃金等が高額でありますので、やはり診察に穴をあけてはいかんということで多額に見積もっております。それから経費につきましても、委託料・賃借料等につきましては、お金がないのでできないということであれば、患者に迷惑をかけるということで、大きく従来からやっております、現在患者が減ってきておりますけれども、多いときの予算で組まさせていただいたがために、どうしても不用額が多くでてくるというような状況であります。私の方からは以上であります。

議
町

長 町長

答弁漏れは、医院長の経営のところですね。その件につきましてはですね、今現在は病院事業管理者っていうのはおいてなくて、町長がやっているというようなことになっています。このところについては、法適になるかどうかというような、いわゆる全適を受けるとかいうようなところで、今までそのようなかたちをしています。ですから議員おっしゃるように経営の明確化っていうようなことでは、いわゆる町長でなくて、医院長が経営を全部預るっていうことは、1つにはそのようなメリットはあるのかなあというふうには思っております。いわゆる一般論といいますか、あります。大きな病院では実際にそのようなかたちでやっておりますけれども、私共のような50床程度の病院でそのようなかたちがいいのか、悪いのかっていうよりは、そのようなかたちをとる方がどうかっていうことについての検討っていうんは実はされておられません。そのことも含めまして、

検討はしていかなくはいけないのかも分かりませんが、今現在新しい新病院についても、今のようやり方でいくという考え方はおるわけですが、議員が今こういう提言をいただいたところでございますので、メリット・デメリットそれからうちの美波町にその体制が合うのか合わないのか、っていうことも含めまして、一度検討させていただきたいと思っております。

議長
7 番 議員

北山議員

再々問になります。私がこの3点をいいたっていうのは、基本的にはやはり今後の新しい病院の経営の健全化をやっばりはかっていかなければならない。これができなければ、そのつけはすべて町民の一人ひとりにかかってくるということになります。病院の事務長からいろいろ答弁がありました。消費税が入るとんで、値引率が低く、入ってないってよかったのかな、の関係で値引率が低かったんだというような話から始まって、医師によって薬、使う薬が違うとか、共同で購入するのに薬事法うんぬんとか、それから検討できていないというようなこともあったように思います。すべてにおいてやはり今の答弁では検討されなかった、事務長の答弁にしてもこうだってそのままこうやってきたというような、年々やはり値引率にしても全てのことにしてもやはりこれ以上できないというところまでの検討、そういうことをやられたらここまでやってこういう結果でこれ以上はできないんだというような、ちゃんと住民にも分かるような説明になってくると思います。そういうことをまあ町長は病院長の権限と経営責任についても今後検討をしていくというような答弁がありました、やはり今までこうだからこのようにいくんだというような考え方は捨てていただいて、今後新しい病院ができるんだから、新しいやり方をするためにも、いろんな検討をさせていただきたいと思っております。今までのように今まででやってきたからこれでまたいくんだというような、そういうような考えはすてていただいて、新しい病院は新しい考えて、新しい考えの中で過去にええことがあるのであればどんどん進めていただいても結構なんです、そこらの検証なくして今後の方針を決めるっていうのは、少しおかしいともいますんで、今後あたら病院の経営について健全に運営していただくためにも、いろんな方面で検討・検証していただいて新病院の開設までに上げていただけたらと思っております、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 北山議員の一般質問は終了しました。
 続いて9番岩瀬議員の一般質問を許可いたします。
 岩瀬議員

9 番 議 員 私は1点だけですけども、日和佐幼稚園・保育所の地震と津波対策について、町長の考えを聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 町長

町 長 それでは日和佐幼稚園・保育園の地震・津波対策について、ご答弁をさせていただきます。この問題につきましては、9月議会の一般質問におきまして、教育長の方から8月29日に内閣府が南海トラフ沿いでの巨大地震による想定津波高・想定津波浸水域を公表したことから、本データを参考に移転用地を検討することとしている。検討にあたりましては、日和佐幼稚園・日和佐保育園の保護者の方々、今後お子さんが入園するであろう保護者の方々と、子育ての支援も含めて、意見をいただきながら取り組むこととしております。と答弁をさせていただいたところでございます。

8月29日の内閣府の南海トラフ巨大地震による想定津波高・想定津波浸水域を公表を受けまして、10月31日に徳島県が津波浸水想定を公表致しております。それによりまして、日和佐幼稚園・日和佐保育園の浸水深の想定高は、3mから4mとなっております。また11月13日に、日和佐幼稚園・日和佐保育園の保護者の方々、今後お子さんが入園するであろう保護者の方々の座談会を開催いたしましたところでございますが、その中で、「幼稚園・保育園を早急に高台移転計画を進めて欲しい」というご意見や、「移転改築に時間が要するのであれば、仮設の園舎はできないか」というご意見をいただいたところでございますので、このことから、町では、今後、早急に、移転用地の検討も含めた幼保の移転改築等に向けた、検討会を立ち上げ、取り組んでまいります。以上答弁とさせていただきます。

議 長 岩瀬議員

9 番 議 員 どうもありがとうございました。あのう早急をお願いしたいと思います。

議 長 以上で岩瀬議員の一般質問は終了しました。
 これで通告者の一般質問は終了しました。これにて一般質問は終わります。
 以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

(時に 15 時 15 分)

12月14日（金）

（時に 9時00分）

議 長 おはようございます。只今の出席議員は全員13名です。定足数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議を開きます。

北山議員

7番議員 昨日の一般質問の答弁について、町民に関わることなので、一言発言を許していただきたいと思います。

議 長 小休します。

（時に 9時00分）

休憩中

（時に 9時01分）

議 長 再開します。

北山議員

7番議員 それでは議長の許しを得ましたので、昨日の一般質問の答弁について一言申しておきます。答弁の中で病院事務長より、株式会社日本経営の経営診断の最終報告書の内容について、病院ごとの医療品平均値引率は消費税が含まれているので数値が間違っている。それはこの場で何回もいった。あるいは株式会社日本経営が指摘している医療品を2病院での共同購入を検討し、購入業者・購入薬品などの整理を行う必要があるとの指摘に対しては、共同購入することは薬事法に違反しているとの答弁でありましたが、この株式会社日本経営の最終報告書はその当時8,400千円をかけ、病院経営改革プランを作成するため、また町民にパブリックコメントを求めるための資料としてだされた公文書であります。それが間違っているというのであれば、きちんと業者・日本経営に訂正させ、町民に周知すべきであります。間違っている公文書を訂正せずに放置していることは許されません。町として正しい対応をお願いいたします。以上です。

議 長 小休します。

（時に 9時02分）

休憩中

（時に 9時05分）

議 長 再開します。

理事者は今の北山議員からのお話は聞いているということです。

ただ今から、議案審議を行います。

日程第1 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて

て 専決第 12 号 「平成 24 年度美波町一般会計補正予算」を
議題とします。

総務企画課長
議 長

当局の説明を求めます。総務企画課長

(議案第 67 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

「討論なし」と認めます。

専決第 12 号 「平成 24 年度美波町一般会計補正予算 (第 3
号)」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願
います。

(賛成 12・反対 0)

「起立全員です。」

議案第 67 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 2 議案第 68 号 「地域の自主性及び自立性を高める
ための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の
整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の
制定について」議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長
議 長

(議案第 68 号の説明をする)

病院事務長

由岐病院事務長
議 長

(議案第 68 号の説明をする)

産業振興課長

産業振興課長
議 長

(議案第 68 号の説明をする)

住民生活課長

住民生活課長
議 長

(議案第 68 号の説明をする)

建設課長

建設課長
議 長

(議案第 68 号の説明をする)

水道課長

水道課長
議 長

(議案第 68 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

江本議員

2 番 議 員

この条例の制定について、2 点についてちょっとお聞きします。
町営住宅の設置及び管理に関する条例の中で、金額的に 214 千

円また 158 千円というかたちの金額がでておりますが、今の現況と金額で決められたってところの差額ってあるんですかねこれ。従来どおりの金額があったのをただ金額を入れただけっていいのか、そこのところちょっとお聞かせ願いたいのと、もう一つ美波町下水道条例の一部改正の中で、終末処理場の維持管理とかいうような項目、・・・の施設についてもそれぞれ決められた条例が出てきておりますが、これによって新たな対応策っていうんですかね、処理場の改善とかいうようなことは出てくるんでしょうか、ほこのところその 2 点ちょっとお願いします。

議 長
住 民 生 活 課 長

住 民 生 活 課 長

お答えいたします。先ほどの金額につきましては、入居者資格のところの左側、新旧対照の左側の規定の引用となっておりますのをなくなりましたため、この金額を明示したということで、現行のとおりでございます。全ての金額におきまして現行のとおりでございます。以上です。

議 長
建 設 課 長

建 設 課 長

維持管理につきましては、長寿命化修繕計画を策定いたしまして、また修繕計画を立てていくことになろうと考えております。

議 長
2 番 議 員

江 本 議 員

ということはこういう新たにこれが出てきたというふうに理解してもいいんですかね。新たな基準が出てきたと。

議 長
建 設 課 長

建 設 課 長

町の方で維持管理をなさいということで、新たに出てきたということです。

議 長
3 番 議 員

他 に 質 疑

影 山 議 員

改正の一部改正の件ではないんですが、他の件です。新旧対照表の 3 ページの美波町町営住宅の件ですが、入居者の資格のところでは第 3 号及び第 5 号の条件を具備するものでなければならないとあります。この第 3 号とか 5 号とかの内容を教えてください。

議 長
住 民 生 活 課 長

住 民 生 活 課 長

お答えいたします。第 6 条の中にあります被災市街地復興特別措置法第 21 条に規定しております被災者等にあつては、この第 6 条の今第 1 項、丸括弧の第 1 項が略となっております。そのこのところに入っております、すいません。そのこのところでは

しに、現に住宅に困窮していることが明らかなものであること。これ第 3 号になります。それから第 5 号につきましては、そのもの及び現に同居しまたは同居しようとする親族暴力団による不当な行為の防止等に関する法律でないこと、法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと、それが第 5 号になります。以上です。

議 長 ほか質疑
北山議員

7 番 議員 美波町国民健康保険病院のことについて、利益の処分方法ということで少し関連みたいなかたちになるんですが、教えていただきたいと思います。由岐病院の方で今なんぼになっとんですかね、4 億たらずになっとんかな、現金預金があると思います。あれにつきまして今後、利益と絡んでくるんかなあとは思いますが、ほのまま置いておけば赤字が出た場合にこう補てんをしていくようなかたちになってくると思うので、あの現金をこれに書いてありますような建設改良基金というような今後改良していくときに使えるというような、そういう基金の名目で基金に置けるのかどうか、私あのお金については 20 数年前議員になったときに、歴代の由岐病院の院長あるいはもう退職をされておりますが、あの当時の職員さんの努力の賜物で現金預金できたということやずっと聞かされてきたので、その人等の努力とかその人等の意思が今後ちゃんと残っていくようなかたちで基金に積み立てることができるのかどうか、そこらを少しお聞かせいただけたらと思います。

議 長 病院事務長
由岐病院事務長

現在あります現金預金については、そのまま置くだけでありまして、ここに書いてあります利益というのは毎年度の 3 条予算、収支の結果出てくる金額でありますので、現在もっておりますお金については利益には該当しません。それは運転資金としてもっておるといようなかたちになります。しかしそうなりますので、今後その積立金というようにことにはなっていません。経理の状況の中でいいますと、収入と支出の差引で利益が出るか出ないかということになりますので、現金とは切離した考え方ということで、経理上はなっておるといことです。

議 長 北山議員

7 番 議員 今の答弁で運転資金というように話がありましたが、運転資金として使っていて、赤字っていうかお金がなかったらそれにはこうずんずん埋めていけばそれは年々減っていくというよ

うな感じを受けるんですが、それは運転資金としてほれはずっと運転資金の名目で基金的なかたちでずっとほの金額は残っていくと、ほう理解しとってもいいんですか。

議 長
由岐病院事務長

病院事務長

ずっと残っていくといいますか、赤字が続いていって現金が減っていけば自然と減っていきます。ですからその赤字の補填にこのお金が使えるのではなく、現金と切離したところで赤字・黒字というのが出てきますので、黒字であってもお金がない場合もありますし、赤字であってもお金があるという場合もございます。ですから累積欠損金が出てきても現金はあるというようなちょっと分かりにくい構造にはなってますけども、そういうような経理の仕方になっております。

議 長
7 番 議 員

北山議員

再度ちょっと私の理解不足なんか分かりませんが、少し理解できんのんですが、やはり運転資金、お金がなかったらその分も減っていくと、ほういうわけなんでしょ。やっぱり今までずっと努力されて、それを一生懸命残してきた先人達の意味もありますんで、今後やれるのであればちゃんと病院の改良とか、ほういうちゃんとした目的を持ったお金にこう使こうていけるような、そういう方向で今後考えていっていただけたらありがたいなあと思いますんで、よろしく願いいたします。

議 長

他に質疑ありませんか。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 68 号 条例第 20 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 12・反対 0)

「起立全員です。」

よって、議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 69 号 「美波町中山間地域定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について (条例第 21 号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長

(議案第 69 号の説明をする)

議長 説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
「討論なし」と認めます。
議案第 69 号 条例第 21 号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 12・反対 0)

「起立全員です。」

議案第 69 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 70 号 「平成 24 年度美波町一般会計補正予算 (第 4 号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長
議長

(議案第 70 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

7 番 議員

まず最初にこれだけちょっと付箋をつけざるをえんようなかたちになっています。っていうんは当初には分かりやすい予算ということで説明書などを作っていたいておるんですが、やはりこの予算の中を最初見せていただいて、特に修繕費とか工事請負費、ここらはどう何がっていうんをもう少しスペースもあるんだから、そういうんを書いていただけたほうが見たらすぐに分かると思うんです。特にこの農林水産費など水産振興費では東由岐の漁協でアワビの蓄養水槽ならびに上屋倉庫の整備、こういうかたちでかたちで書いていただいとたら、すぐにあっと分かるんで、そういうふうな親切な予算書作りに務めていただきたいと思います。またこれっていうんは掲示板、町内に設置されとう掲示板に当然掲示をされて、町民の方に見ていただくというようなかたちになるんで、そここのところの配慮を今後よろしくお願いします。

私 1 人全てやるわけにはいきませんので、2 点だけお伺いします。14 ページの先ほど備蓄品と人命救助システムというような説明があったんですが、この人命救助システムっていうんはどういうものなのか、具体的に分かりやすく説明をしていただきたいと思います。それともう 1 点 15 ページのハザードマップ

作成委託料、これはどういうものなのか、またこれを作ってどういうふうを活用していくと考えておられるのか、そのところ分かりやすく説明をしていただきたいと思います。

議 長
消防防災課長

消防防災課長

それではまず1点目の災害対策費の備品購入・人命救助システムの購入につきましてご説明させていただきます。

これにつきましては徳島県医療救護所整備事業という今年度あります事業です。今年度限りの事業でございますが、内容につきましては災害が起こりました発災時に、あらかじめ医療救護所運営に必要な資機材を整備しておくことにより、医療救護所の迅速な開設及び被災地外からの医療救護班がスムーズに活動を行える体制を確保することを目的とした医療救護所を整備する補助制度でございます。それに伴います整備・備品購入費でございます。

それでこれにつきましては、一応町内では2カ所医療救護所として予定いたしております。まず総合体育館と由岐支所を医療救護所、両方とも浸水内には入るんですが、一応そういうことで想定させていただいて、そこに整備をさせていただく事業でございます。

内容につきましては医療資機材の整備、非常用発電機の整備、あと人命救助システムの整備となっております。まず医療資機材につきましては、聴診器・血圧計・打診気・体温計等々医療の資機材を両方2カ所に整備するものでございます。それが一応400千円となっております。あと非常用の発電機につきましては由岐支所にはございますので、総合体育館の方に1台整備するようにいたしております。

あと人命救助システムにつきましては、本来は自衛隊等が使うようなシステムの構築をする予定であったんですが、それでは一応うちの方あまり利用ができないということで変えまして、ちょっとその辺を協議させていただきまして、チェーンソーであるとか、あとエンジンカッター、あとゴムボートとライフジャケットですね、あとタンカー、あと投光器等々を整備させていただき、それは2カ所に整備させていただき予定にいたしております。これが総額が4,422千円の備品購入費の件でございます。

あとハザードマップの作成委託料につきましては、まず津波避難場所の避難調査ということで、地形データ測量をいたします。あと津波の避難シュミレーション、あと住民のワークシ

ヨップといたしております。あと現在美波町で計画しております避難計画の修正も行います。それに伴いまして行っていく予定にいたしております。それを基にハザードマップ、美波町のハザードマップを今のところ 4,000 部マップを作成する予定にいたしております。それとそれをホームページの方にも反映できるようなデータも作成していただきます。でそれを基に推進計画、地域防災計画、あと復興計画等々に使えるような計画の作成の基になるものをこのハザードマップ作成委託料について整備していただくということと、あと最後に津波想定高の表示テープの事前調査、町内に 100 箇所程度テープを一応今回の想定の高さを貼らしていただこうと考えています。その調査をしていただく、で貼ることについてはまた今後自主防なり職員なりで貼っていただくってことを検討、これからさしていただこうと思っております。以上です。

議 長
7 番 議 員

北山議員

今説明を受けた中で、人命救助システム、この中に医療資器材を置くというような話がありました。聴診器など医療に関する器材を置くというような説明なんです、今後まあ災害が起こったときにその医療器材をどういうふうに誰が使うのが、そういうところも含めて今後検討をしていただきたいと思います。

それと課長もいっていましたが、やはり浸水するところなんで、もし想定いっぱい一ぱいの災害が起こったとしたらやはりそういうものが流れてなくなったというようなかたちにならないように、当然わかっていることだと思うんですが、そこらのところも十分検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長
5 番 議 員

他に
永本議員

町長にお聞きします。6 ページの歳入総括のところですが、地方交付税 133,000 千円を追加して 2,967,000 千円、これに対して歳入合計が 5,200,000 千円ということでございまして、地方交付税が占める割合が 56%になっておりますが、本年と今年度の当初のときに徳島新聞に出ておりましたが、地方交付税が一番高いところが海陽町だったんですが、今はこれこういうことになりますと海陽町と肩を並べとんではないかいなというふうに思うんですが、こういうことでさらに国庫支出金それから県支出金を合わせるとですね、依存財源がほとんどで、これは

なかなか財政的に独立していくということは厳しいなあということになるわけですが、交付税は元は我々が払った国税の中から返還してもらいよんだということで解釈すればそういうことなんです、今後もこうすることで交付税が60%とかそういうような運営の方法で認められるんかどうか、今後もそれでいけるのかどうなのか、見通しをお聞きしたいと思います。

議
町

長 町長

今ご質問は交付税が認められるかどうかというようなご質問だったんですけれども、交付税につきましては国税・三税他いわゆる税を国で吸い上げて、そして垂直配分といいますか、それぞれの自治体が強靱的な行政を行えるようにとって配分してくださるものですから、それがどのようなかたちになっていくか、金額でありますとか、それから今回ある政党の公約では地方交付税廃止論もございます。しかしこの日本全国の中でいろんなかたちの自治体がありますけれども、その地方交付税制度っていうのがなくなればですね、地方はもうとてもやっていけないということになります。昨年の決算を見てみますと歳入では約5,500,000千円のところ、町税は550,000千円でございます。約1割でございます。その中で地方交付税は3,300,000千円ということで60%近く、今の議員がおっしゃったように昨年と同じような今年も結果になるのではないかとということで、私たちのようないわゆる過疎市町村につきましては、この地方交付税がいただけることによって財政がやっていけるということになっております。その総額、交付税の総額については決して美波町は多い訳ではございません。それは人口でありますとか、それから面積でありますとか、道路の延長でありますとかってということで積算されるものですから、人口の多いところ、それから面積の広いところ、学校のたくさんあるところについては交付税がたくさんきます。多分議員がいわれている徳島新聞等に載っているのは、全体に占める交付税の割合というような率であろうかなあとは思っておりますから、総額のことではないんだらうというふうにご理解さしていただきまして、ご質問の答えですけれども、交付税につきましては国からそのように算定をしていただけるというようなことでございますから、今後とも引続きそのような制度は堅持していただけるものというふうには思っております。

議

長 他に

寺下議員

1 1 番 議 員 10 ページの町債のとなんですけど、これ 5 ページの方にもその町債の追加ということで過疎地域集落再編整備事業債とかが載っているんですが、これは事業をするから借金をすると思うんですが、この事業は今回の歳出のどこかに反映はされているんでしょうか、お伺いします。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 この過疎地域集落再編整備事業債、それからテレワーク導入の促進の整備事業債につきましては、集落再編整備事業というのが赤松の住宅の改修ということで、たしか 6 月補正で国の補助金と一般財源で組まさせていただきました。それからテレワーク導入事業についても 6 月だったと思うんですけど、その時もやっぱり県の補助と一般財源ということで、起債は充当してませんでした。ただ今回説明させていただいたんですけど、過疎債のソフト枠っていうのが増えたということで、お借りできるということになりました。前は制限があったんですけども、上限いっぱいお借りしてたんで、もう借りれないというところだったんですけども、今回枠が増えたということでこの分を一般財源から過疎債に切り替えさせていただきますので、今回のこの歳出の方ではあらわれています。一般財源から過疎債、起債に財源の変更というかたちにさせていただいています。歳出の方でいいますと、11 ページですと、財源内訳のところに出てきておりますけれども、地方債のところでは 12,000 千円、企画費でございますけれどもここに出てきております。ですから他に補正がなければこれだけが浮き出れば歳出の方にもちょっとあらわれてくるんですけども、この中にあらわれているということで、ご理解いただきたいと思っております。

議 長 他に

山本議員

1 4 番 議 員 2 点お伺いします。この町債のことですけど、合併後、合併特例債はどれぐらいの総額でいうたら合併特例債だけのことですか。ほれをお聞きすると、15 ページのハザードマップの作成委託料、これ高額であるのでだいたい積算根拠というかな、どんなけこんなけでできたかいうんと、今後これ入札となったら競争入札か特殊なけん随契とかいうんいなるんかのところをお聞きします。分かれば

議 長 消防防災課長

消防防災課長 積算根拠につきましては、細かく業者の方から見積書をいただきまして、それにもとづきまして計上させていただいております。

ます。入札につきましては競争入札させていただき予定にいたしております。

議 長 総務企画課長
総務企画課長 合併特例債の合計につきましては、ちょっと今手元にございませんので、後ほど合計についてご報告させていただきたいと思ひます。

議 長 他に
向山議員
8 番 議員 私の方からも 2 点ほどお伺ひしたいと思ひます。起債の話がでたところで、農林水産業費合併特例事業債を緊急防災減災事業債に振り替えておりますけれども、振り替えることによってこの緊急防災等がですね、交付税措置がどのくらいあるのかを教へていただきたいのと、後もう 1 点教育費で学校給食費、私の方が聞き漏らしたかも分かりませんが、臨時調理員の賃金が増えた理由を教へていただきたいと思ひます。

議 長 教育次長
教育次長 給食、臨時の賃金ですね、これは日和佐学校給食センターのパート調理員の件ですけれども、当初は調理員 7 名中 5 名がパートというもので予算計上しておりましたが、人事異動により正規の職員が 1 名移動したために、パート調理員が 6 名になったために、1 名分の賃金を今回補正させていただいております。以上です。

議 長 総務企画課長
総務企画課長 先ほどの緊急防災減災事業債ですけれども、内容についてちょっと確認させていただいてから、ご報告させていただけたらと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 他に
北山議員
7 番 議員 再度なんですが、ちょっとお聞きをしたいと思ひます。まず 11 ページの ONU 機器っていうのはどんなものなのか、説明をしていただきたいと思ひます。それと 12 ページの障害者自立支援制度システム、これについてもどういふシステムなのか、この内容についてお聞かせを願ひたいと思ひます。それと扶助費の中の障害者支援給付費、これの実態っていうんですかね、そこらを少しおしえていただけたらと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

総務企画課長 11 ページの ONU の機器の新規購入でございますけれども、これは地域情報化事業によります光ケーブル関係で、ご家庭に全

部繋ぎこんでいるわけなんですけれども、光ケーブルがご自宅に届くところに四角い箱のようなものがあると思うんですけれども、これが ONU ということで、ここで信号を光からデジタルかなアナログかな、信号に変えている機器でございます、これの購入費ということで 30 台分の予算でございます。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長

それでは私の方からは、障害者自立支援制度システムの委託料 2,048 千円についてまずお答えします。これについては先ほど総務課長からも説明いただいたわけですが、平成 24 年に障害者自立支援法から障害者総合支援法への法律が公布されたことによりまして、平成 25 年 4 月から施行となります。その内容については、今回障害者、障害者の範囲が政令で定める難病等による障害のあるものを加えるということで、障害者の中にそういう方が加えられるということで、大きくシステム改修が必要なものでございます。

また扶助費の方の障害者自立支援給付費についても、先ほどご説明させていただきましてあ増えた理由については、本年 4 月から障害者の通所サービスの利用等が県の方から移譲されたその内容を、あと福祉サービスの給付費の増も一緒に入るとるわけなんです、この障害者自立支援給付ってというのは、障害者が障害者のサービスはいろいろ居宅介護サービスとか重度訪問介護とか行動援護またあと児童のデイサービスまた短期入所とか療養介護とかいろいろサービスがあるわけですが、そのへんが給付が増えている状況でございます。

議 長
7 番 議員

北山議員

1 点だけ障害者自立支援給付費が増えとうっていうんは分かるんですが、その現状っていうんかな、その実態はこう美波町の中でいろいろほういうんがあって、ほれがどのぐらいあってということで、この 43,000 千円になっとんか、ほこらの今現在の実態をちょっと教えていただけたらと思うんでお願いします。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長

43,000 千円の積算を申し上げます。それで今回県の方から移行になりました通所サービスの利用が入ったということで、それは一月あたり 600 千円、それが 12 ヶ月で 7,200 千円、また後先ほど申しました障害者の福祉サービスで特に生活介護のあたりが増加になりました。生活介護というのは常に介護を必要とする人に昼間、入浴・排泄・食事・介護等を行うとともに、創

造的活動または生産活動の機会を提供するというようなことで、サービスを受けている方がおいでるんですが、その辺が月約 3,000 千円増えまして、36,000 千円合計 43,000 千円の補正となっております。

議 長 他に質疑ありませんか。

影山議員

3 番 議員 日和佐中学校の土俵の件なんですが、一昨年だったかと思うんですが、強風によりまして崩壊いたしました。その後再建の状況をどうなっているのか、把握していれば教えていただきたいと思います。

議 長 小休します。

(時に 10 時 46 分)

休憩中

(時に 10 時 46 分)

議 長 再開いたします。

教育長

教 育 長 これには含まれておりません。

議 長 新開議員

1 2 番 議員 私の方からちょっと 2 点ほどお聞かせ願いたいんですが、前にちょっとお話しは聞いたと思うんですが、11 ページの地域バス路線の負担金、9,480 千円ですか、今この美波町では 2 路線だと思うんですが、その岐路線あたりのその費用の 9,000 千円はどういう配分になつとるかをちょっと教えていただきたいのと、それと 15 ページの津波から命を守る緊急総合対策事業の中での避難路整備工事の 3,000 千円、これは何箇所でなさるのか、ほれと避難路の看板 1,200 千円、これは何ヶ所予定しておるのかをちょっとお教え願いたいと思います。

議 長 消防防災課長

消防防災課長 それでは私の方からは津波から命を守る緊急対策事業費の避難路の整備工事の件ですが、これは 4 ヶ所一応いま予定、追加で今回当初 5 箇所ですかね、いただいてまして、その追加、県からの追加がありましたので、それで今回補正をさせていただきました。今回は 4 ヶ所、外磯・西由岐・木岐・東由岐、4 箇所一応今のところ予定いたしております。

あと避難看板の設置につきましては、まだ場所的にはまだ未定なんですが、今整備していつています避難場所・避難路のところ看板を設置するよていにしておりますが、今のところ 5 か所から 10 ヶ所、大きさ等にもよりますがそのちょっとその辺

で箇所が変わってくるかな、できる限り多くところへはしたいんですが、大きさによって変わってきますので、その辺でご理解いただけたたと思っています。それで物につきましては夜でも光るような、自分で光っているようなかたちのものにさしていただこうと思っています。以上です、

議 長
総務企画課長

総務企画課長

バスへの補助への内訳でございますけれども、川口・赤松・日和佐間を運行いたしております徳島バス南部株式会社への補助ということで 4,765 千円、それから阿南から伊座利・阿部・志和岐・由岐ということで、徳島バス阿南株式会社に 4,716 千円といったような内訳となっております。

議 長

質疑を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 70 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 12・反対 0)

「起立全員です。」

議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

小休します。

(時に 10 時 48 分)

休憩中

(時に 11 時 10 分)

議 長

小休前に引続き、再開します。

総務企画課長

総務企画課長

先ほどの議案第 70 号の一般会計補正予算(第 4 号)でご質問に対してお答えできてなかった分がございますので、お答えさせていただきたいと思います。合併特例債の現在高でございますけれども、平成 23 年度末で 495,922 千円となっております。495,922 千円といたしております。

それと補正予算の 10 ページだったと思うんですけど、町債の農林水産業債の中の合併特例債事業債から緊急防災減災事業債に変更しておりますけど、これの違いでございますけれども、交付税の措置については両方とも 70%ということで、同額ではございますけれどもその充当率が合併特例債の場合が 95%で緊急防災減災事業債については 100%ということで、有利なために

こちらに振り替えております。それでこの事業については、木岐・東町テレビ塔への道の舗装にかかる事業についての起債となっております。以上です。

議 長 日程第 5 議案第 71 号 「平成 24 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長 （議案第 71 号の説明をする）

議 長 説明が終わりました。質疑ありませんか。

北山議員

7 番 議 員 1 点だけ、歳入の事務費と繰入金、これって具体的に何のための費用なのかちょっとお聞かせ願えますか。

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長 これについては、主に国保会計の一般総務費にあたる分の事務費となっております。人件費でありますとか需用費・委託料等でございます。それで今回については 504 千円を追加させていただいた分については、職員手当と共済費の繰り入れ分でございます。

議 長 これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 71 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成 12・反対 0）

「起立全員です。」

議案第 71 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 72 号 「平成 24 年度美波町育英奨学金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

教育次長

教 育 次 長 （議案第 72 号の説明をする）

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

7 番 議 員 一般会計のときにもちよっといいましたが、5 ページですか、目で育英奨学金奨学基金繰入金、節でも育英奨学金繰入金、説明でも育英奨学基金繰入金、これはなぜこういうかたちになる

のか教えていただきたいと思います。

それと 720 千円補正された、この何のために繰入られるのか、そこらの内容についてちゃんと説明をしていただきたいと思います。

議 長 教育次長
教 育 次 長
まず貸付の内容でございますが、増加の内容でございますが、先ほど申しましたように、当初 10 名ということで予算化をいたしております。高校生 2 名・大学生 8 名ということで、合計 5,280 千円の貸付、今年度につきましては予定をいたしておりましたが、審査会を終わりました、貸付が決定いたしましたのは 11 名、大学生 9 名・専門学生 2 名ということで、全て大学生の貸付金額になっております。これが 6,600 千円ございます。予備費を引きまして 1,320 千円から予備費の 600 千円を引きまして 720 千円ということで、今回補正をお願いいたしております。

款・項・目の部分につきましては、これは従来からの財政的な部分ですかね、詳しくは分かりませんが、というふうな項目になっていると思われまして。以上です。

議 長 北山議員
7 番 議 員
一般会計のときもいいましたが、説明の中でもう少しやっばり分かりやすく、今後記入をしていただきたいと思ひまして、再度いわしていただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長
他に質疑ありませんか。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
「討論なし」と認めます。
議案第 72 号 第 1 号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 12・反対 0)

「起立全員です。」

議案第 72 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 73 号 「平成 24 年度美波町水道事業会計補正予算 (第 2 号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

水道課長
水 道 課 長 (議案第 73 号を説明する)

- 議長 説明が終わりました。質疑を行います。
- 2 番 議員 江本議員
 予算のどうこうっていうのは、この予算書については異議はないんですが、この当年度分の損益勘定保留資金ということで載っていますが、この保留資金の現状っていうのを明記していただいとる方がよかれと思うんですが、これでは保留資金がどのようなかたちであるのか、またこれから出された残りはどれだけになるのかっていうところが分かりづらいんで、そのところはどんなんでしょうか。金額的にわかったらお教え願います。
- 水道課長 水道課長
 当年度予算の自己資金ということですので、費用に計上してます減価償却費が内部・・・資金になりますので、それをこの 700 千円に当てさせて、ほのうちの 700 千円を当てさせていただくということでございます。
- 2 番 議員 江本議員
 そのほいたらこれを利用した 700 千円の残りはどれぐらいの金額残っているということですか。
- 水道課長 水道課長
 当年度予算ちょっと持ち合わせてないんで、すいません、あとでまた報告したいと思います。
- 5 番 議員 永本議員
 石綿管の設置されてまだ残っとるんはどのぐらいありますか。
- 水道課長 水道課長
 現在由岐地区では石綿管は把握しているところでは、全部ないんでうけども、日和佐地区におきましては下水道工事がすすんでない、重機が入っていけないようなところで、あと具体的には今回緊急に工事しました中村町の筋のもう 1 つ郵便局側が 120・130m、建設課長の鈴木さんくの自宅の横の細い路地のとこ、そこが 200m ぐらいと、ほれと弁財天で 50m ぐらいの石綿となりまして、あと国道横断しているところが 3 ヶ所、薬王寺の前、弁財天、農機具屋さんの前と、ほれと国道と県道との交差点の牟岐線の横のとこの横断のところに各 3 ヶ所ぐらい残っとるんですが、全長でいいましたら 350 から 400m 残っておりますが、そういう緊急のまた破裂する恐れがございますので、順次取り替えていきたいと思っております。以上です。
- 議長 永本議員

5 番 議 員 石綿管についてはその破裂うんぬんよりは健康上の問題があるのではないかとと思いますが、その発がん性ということを謳われとったんで、できれば計画的に早く変えていただきたいと思

議 長 質疑ありませんか。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

「討論なし」と認めます。

議案第 73 号 第 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 12・反対 0)

「起立全員です。」

議案第 73 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 74 号 「平成 24 年度美波町病院事業会計補正予算 (第 3 号)」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

病院事務長

日和佐病院事務長 (議案第 74 号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

7 番 議 員 入院収益及び外来収益につきまして、この日和佐病院分 20,000 千円、由岐病院分 62,000 千円、外来収益の日和佐病院分 36,845 千円、由岐病院分 10,937 千円、これがなぜ減額するのかというのを、やはりこの説明の中には少々記入すべきと思います。これの積算の根拠っていうんですか、なぜこういう金額になったのかっていうのを説明いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 病院事務長

日和佐病院事務長 ただ今の質問にお答えいたします。日和佐病院分・由岐病院分の入院収益・外来収益の金額につきましては、今回一般会計から普通交付税の算定分を繰入れるために、その算定分の金額にあわせたようなかたちでの減額とさせていただいております。

議 長 北山議員

7 番 議 員 今ひとつ分からんのですか、この他会計、一般会計からの負担金にあわすためにこの金額にした、根拠はなんもないとい

うことですか。収益が減るから減額したとか、最終の年度末を見据えて今の段階ではこれぐらいになるだろうと、そういう予測があってやったわけではないということですか。ただ単に一般会計からはめてもらうための金額にあわせるために、この4項目は書かれたと、そう理解していいわけですか。

議 長
日和佐病院事務長

病院事務長

そのとおりでございます。今回の補正につきましては、普通交付税の算定分を繰入れるために、数字の減額をさしていただいたかたちとなっております。

議 長

他に質疑ありませんか。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第74号 第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11・反対 1)

「起立多数です。」

議案第74号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第75号 「美波町赤河内財産区管理委員の選任について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

議 長
総務企画課長

(議案第75号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑を終わります。

討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 12・反対 0)

「起立全員です。」

議案第75号は、原案のとおり同意されました。

日程第10 議案第76号 「人権擁護委員の推薦につき議会の

意見を求めることについて」を議題といたします。

当局の説明を求めます。

住民生活課長

住民生活課長
議

(議案第76号を説明する)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑ありませんか。質疑を終わります。

討論を行います。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 12・反対 0)

「起立全員です。」

議案第76号は、原案のとおり同意されました。

日程第11 意見書について議題とします。

発議第2号 「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書(案)」が提出されております。

提出者の説明を求めます。

向山議員

8 番 議員

発議第2号 平成24年12月14日 美波町議会議長 坂口進殿。提出者 美波町議会議員 向山篤宏。賛成者 美波町議会議員 丸龍孝敏 影山美雄 北山朝彦 寺下博子 新開悦博 江本昇 舛田邦人 川尻竹蔵 岩瀬公 永本善次郎 山本正男。安心・安全の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書、上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により、提出いたします。

読み上げて説明に変えさせていただきたいと思います。安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書(案) 厚生労働省は2011年6月17日医整局長・労働基準局長・職業安定局長・雇用均等児童家庭局長・保健局長の5局長連名で、看護師等の雇用の質の向上のための取り組みについての通知を配出しましたが、その中で看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交代制労働者の勤務環境改善は、喫緊の課題としております。全国各地で大問題となっている医療崩壊・介護崩壊の現状は東日本大震災で改めて明らかになり、医師・看護師・介護

職員など、医療・福祉労働者の深刻な人手不足が浮き彫りになりました。医療崩壊・介護崩壊を食い止め、安全・安心の医療・介護を実現するためには看護師などの夜勤・交代制労働者の大幅増員と働き続けられる夜勤改善をはじめとする労働環境改善が不可欠です。厚生労働省の局長通知を実行あるものにするためにも、医療・保障予算を先進国並みに増やし、持続可能な医療提供体制、安全・安心の医療介護を実現することが求められています。安心・安全の医療を実現のための看護師等の大幅増員、夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国・県に要望します。1. 看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、勤務間隔を12時間以上とし、労働改善を改善すること。2. 医師・看護師・介護職員などを大幅に増員すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成24年12月14日 美波町議会議長

提出先は、内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣 文部科学大臣 総務大臣 徳島県知事です。以上検討よろしく願いいたします。

議長 この発議2号は、賛成者全員です。

本案は、原案のとおり採択することにご異議ございませんか。
(異議なし)

「異議なし」と認めます。

発議第2号は、原案のとおり採決されました。

日程第12 「常任委員会の閉会中の継続調査申出書について」議題といたします。

各常任委員長から所管事項のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

それぞれ委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

次回定例会の会期日程等は、議会運営委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「意義なし」と認めます。

次回定例会の会期等は、議会運営委員会に付託されました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。会議規則第6条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「意義なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成24年 第4回 美波町議会 定例会を閉会します。
お疲れ様でした。

(時に 11時52分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 25 年 / 月 15 日

美波町議会議長

坂口 進

議会議員

新開 悦博

議会議員

舩田 邦人